アジア諸国に対する電子記録債権の
日本型モデルの普及に関する調査

報告書

2012 年 3 月

株式会社 NTTデータ経営研究所

目次

I. 本調査の概要 1
1 本調査の背景と目的 1
2 調査対象国 2
3 調査対象国選定理由 3
4 調査方式 3
II. 導入モデル仮説 7
1 仮説構築の前提 7
2 仮説構築のプロセス 8
3 各モデルの詳細 9
III. ベトナム 12
1 文献調査結果の要約 12
2 産業特性及び企業特性 13
3 企業の資金調達構造 16
4 IT 利用の状況 22
5 インタビュー調査概要 24
6 インタビュー結果 25
IV. カンボジア 27
1 文献調査結果の要約 27
2 産業特性及び企業特性 28
3 企業の資金調達構造 33
4 IT 利用の状況 42
5 インタビュー調査概要 45
6 インタビュー結果 46
V. インドネシア 49
1 文献調査結果の要約 49
2 産業特性及び企業特性 50
3 企業の資金調達構造 54
4 IT 利用の状況 60
5 インタビュー調査概要 62
6 インタビュー結果 64
VI. タイ 70
1 文献調査結果の要約 70
2 産業特性及び企業特性 71
3 企業の資金調達構造 75

4　IT 利用の状況 90
VII.　展望 93
1　4 カ国調査結果のまとめ 93
2　調査対象国における導入可能性 96
3　今後の進め方 101

I.　本調査の概要

1　本調査の背景と目的

2010 年 12 月 24 日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～」において、金融庁における今後の取り組み方策として「日本の電子記録債権制度をアジア諸国に普及させていくために、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査を実施すること」が掲げられた。

その取り組みの一環として、金融庁は、アジア諸国における電子記録債権制度の導入に向けた環境が整っているか否かを把握するため、産業構造や金融制度、現地における商慣習、資金調達上の課題に関する基礎的な情報を収集した「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」（以降、前回調査）を 2011 年に公表している。

本調査では、文献調査に基づく前回調査の結果が実態と相違ないか、また、文献調査だけでは判明し得ない企業間信用等の電子記録債権制度導入に影響を与える可能性のある事実がないかを確認する。さらに、そのような電子記録債権制度導入における環境の確認だけにとどまらず、電子記録債権制度に対する関係機関のニーズも含め、より具体的な導入可能性を把握することを目的としている。

2　調査対象国

前回調査では「企業間信用の発展状況」及び「決済手段の電子化」を軸に、企業間信用の発展段階として発展段階Ⅰ～Ⅴを設定した。その結果、発展段階Ⅳにおける導入可能性及び導入による効果が最も高く、次いで発展段階Ⅰ、Ⅱについて、電子記録債権の導入可能性が他の発展段階と比較して高いと推察できるという結論に至っている。

図表 I-1 企業間信用の発展段階

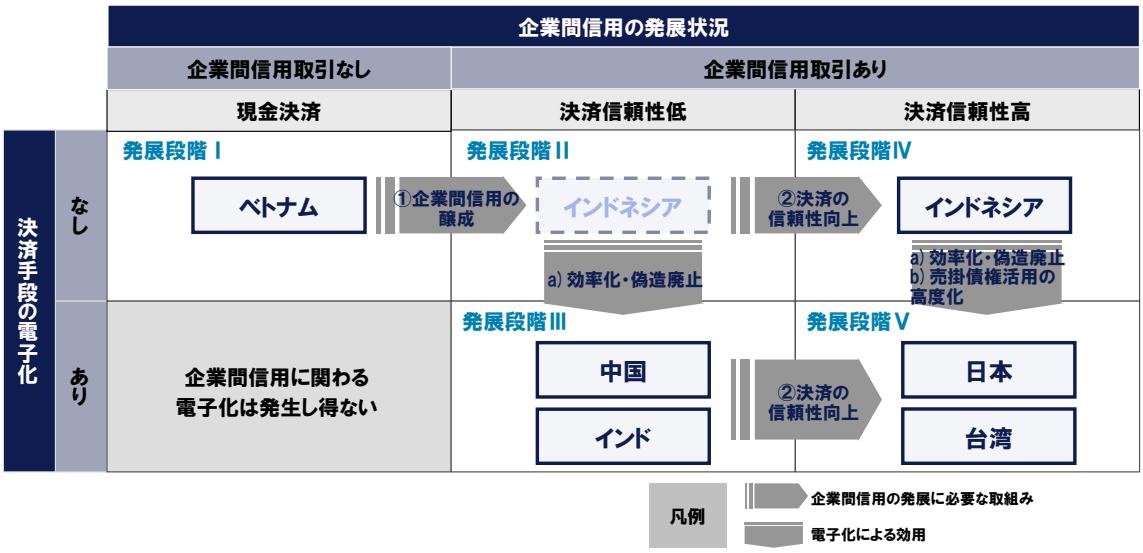

出典：NTT データ経営研究所「アジア諸国の企業間取引の実態に関する調査」

そのため、本調査では、発展段階Ⅰ、Ⅳに該当すると思われる国について、前回調査の対象とした国及び新たにそれぞれの発展段階に属すると想定される 1 カ国ずつを加え、以下の 4 カ国を調査対象とした。

(1)　ベトナム（発展段階Ⅰ）

(2)　カンボジア（発展段階Ⅰ相当）

(3)　インドネシア（発展段階Ⅳ）

(4)　タイ（発展段階Ⅳ相当）

3　調査対象国選定理由

本調査における調査対象国の選定にあたっては、以下の観点から選定を行った。

(1)　ベトナム

前回調査において、電子記録債権導入に向けたニーズの存在が想定された国であり、調査結果のフォローアップも含め調査を行う。

(2)　カンボジア

発展段階Ｉに相当すると考えられる。今後、日本企業の更なる進出が想定される一方、日系金融機関の進出が十分ではないため、他の日系金融機関の存在する国と比較し、現地での日系企業の活動に何らかの制約等が発生している可能性がある国である。また、決済関連の法整備がまだ十分に進んでおらず、今後の法整備の一環として電子記録債権の導入が考えられるため。

(3)　インドネシア

前回調査において、電子記録債権導入に向けたニーズの存在が想定された国であり、調査結果のフォローアップも含め調査を行う。

(4)　タイ

発展段階Ⅳに相当すると考えられる。現在すでに相当数の日本企業が進出しており、また一定のＩＴインフラを含む社会インフラの整備がなされていることから、現地での電子記録債権を決済・企業間取引のツールとして早い段階から利用できる可能性があると考えられるため。

ただし、タイについては 2011 年 7 月に発生した洪水の影響のため、現地調査は実施せず、文献調査のみの実施とした。

4　調査方式

本調査では、文献調査による基礎情報の収集、想定される電子記録債権の導入モデルに関する仮説構築、インタビュー調査による文献調査結果及び導入モデルの確からしさの確認による 3 ステップにて実施している。

図表 I-2　調査アプローチ

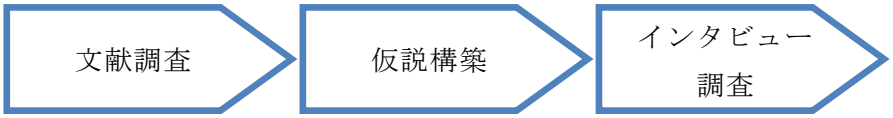

(1)　文献調査

各国における電子記録債権導入に影響を与えるであろうと想定される事項について、文献等から情報を収集、調査を行なった。前回調査にて既に調査を行なっているベトナム、インドネシアに関しては新たに調査を行なうことはせず、前回調査対象としていなかった、カンボジア、タイについて、前回と同様の文献調査を行なった。

① 産業特性及び企業特性

現在、日本国内で電子記録債権の利用が想定されている企業やビジネス環境と同様の状況にあるのかどうか、対象国における主要な産業や中小企業の役割を調査する。

製造業や建築業といった産業においては、製品、工事の完成までの期間が長く、一般にその間に資金調達ニーズが発生する。これらの資金調達ニーズが多い産業が主要産業を構成している国は、資金調達を円滑化する電子記録債権制度に親和性がある。

② 企業の資金調達構造

企業の資金調達ニーズを深堀りするために、企業間信用や中小企業向け金融の提供状況など、資金調達方法について調査する。

また、企業において売掛金回収の遅延や小切手・手形の不渡が生じている場合、決済の信頼性向上のために電子記録債権制度の導入可能性があると考えられる。

③ IT 利用の状況

電子記録債権制度は IT の活用を前提としているため、導入対象国における銀行間決済インフラのシステム化が行われている必要がある。

また、導入対象国にインターネットや PC 等の IT 環境が十分に整備されている場合、導入の促進要因になると考えられることから、金融インフラの整備状況や企業におけるインターネット普及率、各国の IT 政策を調査対象とする。

(2)　導入モデル仮説構築

電子記録債権は他国にはない制度であるため、対象国での調査においては、電子記録債権そのものに対する理解を求める必要がある。今回は、具体的な利用方法を中心とした導入モデルの仮説を構築し、当該仮説を説明することで、法文の説明ではなくビジネスモデルとしての理解を調査対象者に求めることとした。仮説は、個別国を想定したものではなく、一般的な導入モデルを想定している。

詳細については、次章にて具体的な仮説の内容を説明する。

(3) インタビュー調査

① インタビュー対象者

今般の調査に際しては、文献調査の結果及び導入モデル仮説を検証するため、対象国に導入した際に想定される電子記録債権の「利用者」「サービス提供者」及び電子記録債権導入の意思決定に影響力のある「金融当局」に対してインタビューを実施した。

「利用者」としては、日系企業及び現地ローカル企業の双方を含み、可能な限り中小企業を対象とすることとした。現地ローカル企業だけではなく日系企業を含め調査を行う理由としては、後述する電子記録債権の導入モデル仮説の当初利用者を、電子記録債権の利用に習熟している日系企業と想定しているためである。また、電子記録債権の海外での展開が国内外で同一決済手段を利用できる等の日本国企業独自の利点も想定できるためでもある。なお、最終的に現地ローカル企業に資する制度とするため、現地ローカル企業のニーズについても重要視し、調査を行なっている。

「サービス提供者」としては、日系金融機関及び現地ローカル金融機関の双方を対象とした。こちらも電子記録債権の当初利用者が日系企業と想定した場合、関係する金融機関として現地に進出している日系金融機関によるサービス提供が重要になると考えられるためである。また、現地ローカル金融機関でのサービス提供が対象国における電子記録債権の導入促進に繋がると考えられるため、現地ローカル金融機関の電子記録債権に対する見解についても調査を行なっている。

「金融当局」では、金融機関の規制当局を中心にインタビューを行なっている。金融当局に対しては、単に制度導入に向けた法整備の役割だけではなく、電子債権記録機関としての役割も想定されるため、機関運営等に対する意見についても調査を行なっている。

② インタビュー事項

基本的なインタビュー事項については、導入モデルに対するニーズについて、直接・間接的に確認をとることを目的として設定した。

直接的な確認方法として、日本の電子記録債権制度そのものに関する説明や、導入モデル仮説に基づく対象国での具体的な利活用イメージを説明し、電子記録債権の効果を十分に得ることができると想定されるか、また、実際に電子記録債権が導入された場合に利用したいかという、実際の利用可能性について確認を行なっている。

間接的な確認方法としては、文献調査の検証も兼ねて、対象国の産業特性及び企業特性、企業の資金調達構造、IT 利用の状況について確認を行うことで対応している。今般の導入

モデル仮説については、それらの客観的事実を基に、各インタビュー対象者におけるニーズの有無について、間接的に検討を行った。

II. 導入モデル仮説

前回調査においては、日本と同様の電子記録債権スキームをアジア諸国に展開するにあたり、各国における導入可能性について、電子記録債権の利用に対する潜在的なニーズの有無、導入における前提条件等から判断するため、産業特性、企業特性、資金調達構造、IT 利用の状況等といった、企業活動の環境から検討を進め、「企業間信用の発展段階と導入可能性」として、一定の結論に至った。

本年度は、昨年度同様、企業活動の環境面での調査を行うとともに、より具体的な電子記録債権導入の可能性を検討するため、新たに「電子記録債権そのものに対する当該国における利用ニーズ」についても調査を行う必要がある。そのため、調査に先立って、想定され得る電子記録債権の導入モデルを描き、これらの具体的なモデルに対するニーズの有無等についてインタビューを通じ確認することとした。

1 仮説構築の前提

本調査では、想定され得る電子記録債権の導入モデルを「企業活動の範囲」及び「電子債権記録機関の設置場所」に着目し、「導入モデル仮説」として構築した。

導入モデル仮説の登場人物としては、「現地企業」「日本企業（現地日系企業を含む）」「電子債権記録機関」の 3 者を対象とした。利用者として、「現地企業」と「日本企業」を明確に分けた理由は、電子記録債権導入当初の利用者として「日本企業」が想定されること、また、電子記録債権のアジア諸国における普及の目的として、日本企業の海外活動の円滑化も含んでいることが挙げられる。

(1) 企業活動の範囲

ある国における企業活動を見た場合、当該国内のみで完結するケースと国外と関係を持つケースの大きく 2 つのケースに分類できる。そのため、本調査では電子記録債権の適用範囲としての企業活動の範囲として、以下の 2 ケースを設定した。

- 対象国の国内取引
- 日本と対象国の国際取引

(2) 電子債権記録機関の設置場所

電子債権記録機関は、日本国内と導入対象国のどちらかに設置することとなる。実際にはグローバルに一つの電子債権記録機関の設置も考えられるが、現時点では、債権者及び債務者双方の所在地とは異なる他の国に電子債権記録機関を設置することは、債務不履行に伴う裁判等における権利確定の場面において、債権の記録が第三国に存在することによる利便性が著しく低下することから、実現が難しいと考え、導入モデル仮説のモデルとしては除外した。

- 日本の電子債権記録機関の活用
- 対象国における新たな電子債権記録機関の設置、活用

2　仮説構築のプロセス

(1)　「企業活動の範囲」×「電子債権記録機関の設置場所」によるパターン分け

「仮説構築の前提」である企業活動の範囲及び電子債権記録機関の設置場所の組み合わせにより、導入モデル仮説のパターンとした。なお、日本国内企業間の取引については、既に日本の電子記録機関で実現されているため、今般の調査においてはモデルとして考慮していない。（図表 II-1、図表 II-2　参照）

図表 II-1 導入モデル仮説のパターン

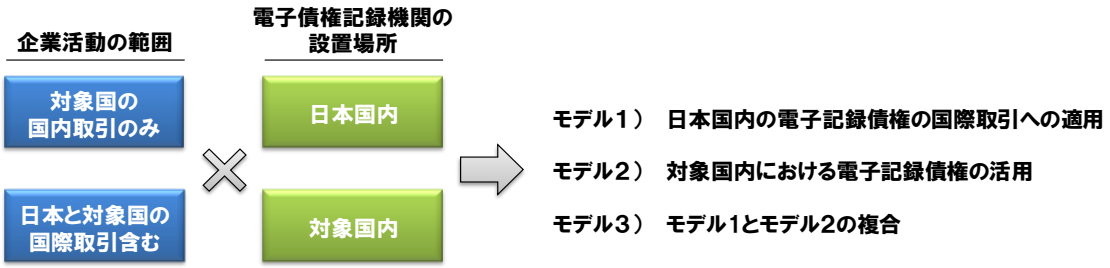

図表 II-2 導入モデル仮説（イメージ）

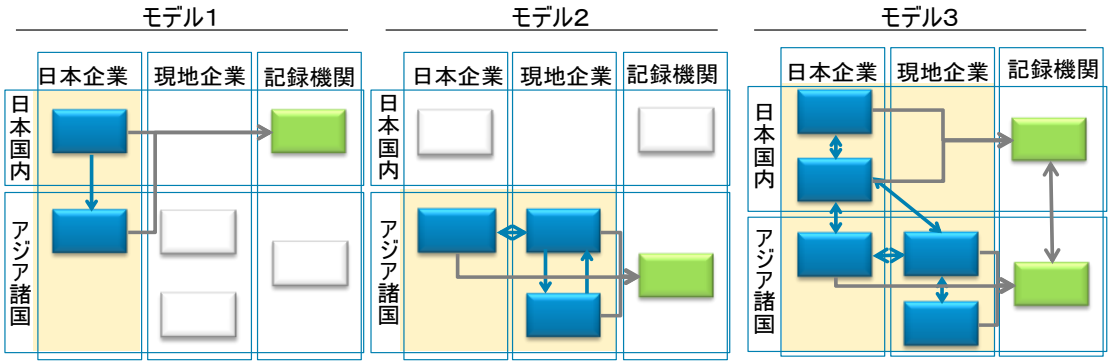

青表示の主体間の取引をそれぞれのモデルにおける対象取引として、黄緑表示の記録機関が記録する

(2)　各モデルの連続性

各モデルは、実現可能性において高低があると考えられる。例えば、モデル 1 は既存の電子債権記録機関を活用することから比較的容易であると考えることができるのに対し、モデル 2 では新たな電子債権記録機関を電子記録債権に関する法制度のない国に設置することから、導入までの道のりが長くなると想定できる。また、モデル 3 はモデル 1、2 がそれぞれ発達した結果としての実現方式とも見ることができる。

さらに、電子記録債権に馴染みのない国への導入を図るため、導入当初は電子記録債権

に対する理解度の高い日系企業を中心に活用することが考えられる。そのため、モデル 1 やモデル 2 の日系企業を中心とした利用が、導入当初は行なわれると仮定した。

つまり、導入当初は電子記録債権の習熟度の高い日系企業、日系金融機関を中心に活用しつつ、徐々に適用範囲を現地企業に展開させていく。そうすることで、現地企業が電子記録債権の利用に馴染み、そこから、現地企業間の取引への利用へと利用が伝播していくことで、対象国への浸透が図れると見ている。さらに、日系企業が利用する現地金融機関も巻き込むことで、より迅速かつ確実に利用範囲を拡大できるのではないかと考える。

その結果、これらのモデルは同時に発生するのではなく、それぞれが連続、発展的に実現されるものであると考えられ、モデル 1 をスタートとし、モデル 2、3 へと繋がるケースが考えられる。しかしながら、モデル 1 は貿易取引を対象としており、国内取引と比較すると導入に向けて検討すべき事項が多岐にわたり、かつ、関係者も非常に多くなることが想定できる。そのため、モデル 1 を飛ばしモデル 2 の日系企業を中心とした活用をスタートとし、モデル 3 へと繋がるケースも想定できる。

今般の調査では、スタートとしてのモデルがどちらになると考えられるのかについても、重要な確認項目としている。

3　各モデルの詳細

以下、それぞれのモデルについて、具体的な導入方法、想定ニーズの仮説を記載する。なお、「主な想定ニーズ」は、それぞれのモデルにおける、利用者、サービス提供者及び金融当局の立場それぞれについて、一般的に想定される内容を幅広く抽出したものであり、国による個別の事情等については、個別のインタビューの段階で確認していくことを想定している。

さらに、実際の利用においては、各国の法制度等をより詳細に把握した上での実現可能性を検討する必要があるが、今般の調査においては、ビジネスモデルとしてこのような活動が可能な場合にニーズ等があるかを中心に確認を行なっている。

(1)　モデル１）日本国内と対象国の国際間取引

①　モデル概要

- 日本と対象国の貿易取引等に起因する金銭債権の授受に対し電子記録債権を利用する
- 利用主体は日系企業が中心となると想定されるため、準拠法は日本法とすることが妥当と考えられる

②　導入方法

- 日本の電子債権記録機関に記録されている債権の対象を、日本国内企業と現地の日系企業間の債権債務まで拡張させる

③　主な想定メリット

- 日本国内企業は海外との決済についても日本国内の決済と同様の手段をとることができるため、事務の効率化につながる
- 日系企業は、これまでの入金日（電子記録債権が導入された場合は決済期日）より前に電子記録債権を金融機関に買取り依頼する等によって早期資金化の手段を確保できる
- 日系企業は、信用力の高い企業の振出した電子記録債権によって、自社の信用を補完し、金融機関からの資金調達力を高めることができる
- 現地日系金融機関は、日本国内で取引の無い日系企業についても、電子記録債権の信用を担保として与信取引を行い易くなる

(2)　モデル２）対象国の国内取引

①　モデル概要

- 日本と同様の電子記録債権制度を導入し、現地の企業（日系企業、現地ローカル企業の双方を含む）が利用する

②　導入方法

- 対象国に電子債権記録機関を設立し、現地日系企業人及び現地ローカル企業に関する国内債権の記録を行う
- 電子債権記録機関に蓄積される決済データを、金融機関及び企業が閲覧することを認める

③　主な想定メリット

- 資産背景に乏しい現地中小企業は、金融機関に対し売掛債権の買取り依頼や担保差入れを行うことによって、新たな資金調達の手段を確保することができる
- 対象国の企業及び金融機関は、電子債権記録機関の決済データを閲覧することで、当該企業の（決済に関わる）信用レベルを知ることができ、その結果、企業間取引、金融取引の活性化を図ることができる
- 日系企業は、現地ローカル企業の資金繰りが安定し企業活動が円滑に行われることで、安定的な現地調達先を確保することができる

(3)　モデル３）日本及び対象国の国際間及び各国内の取引

①　モデル概要

- 日本の電子債権記録機関と対象国の電子債権記録機関が連携し、両国の債権のシームレスな流通を可能とする

②　導入方法

- 対象国に電子債権記録機関を設立し、日本国内の電子債権記録機関と記録データを連携させる
- 日本及び対象国の電子債権記録機関は、両国の電子記録債権を、自由に相互流通させる

ことを可能とする

③　主な想定メリット

- 企業は、その取引相手の国内外を問わず、両国間では同一の決済手段を使用することができ、且つ両国間で自由に債権債務を移転させることができるため、日本国内或いは対象国国内における電子記録債権の効率化及び活用の幅を広げることができる

III. ベトナム

1　文献調査結果の要約

（前回調査より引用）

(1)　産業特性及び企業特性

ベトナムの企業は、多数の小規模・零細企業によって構成されている。労働集約型産業が発展しており製造業の構成比率が高いものの、国内にサプライチェーンが構成されてこなかったため、現段階で売掛債権を流通させるニーズは限定的である。

しかし、政府が国内のサプライチェーン構築に向けて取組を図っているところであるため、こうした取組とあわせて電子記録債権制度が導入される可能性はある。

外資系企業については、GDP 構成率は高いものの、企業数は未だ少ないため資金調達構造に大きな影響を与えるほどではないと考えられる。国営企業についても企業数は少なく減少傾向にあるため、同様に資金調達構造への影響は小さいと考えられる。

(2)　企業の資金調達構造

政府による中小企業支援施策は積極的に実施されているものの、未だ中小企業の資金調達は困難であり、経営難となっている企業も存在する。こうした環境に対し、電子記録債権制度は一定の貢献を果たすものと考えられるが、ベトナムにおいては未だ現金決済が主流となっているため、電子記録債権制度の導入を図るには、まず、商慣習、法制度等の抜本的な改定が必要となる。

(3)　IT 利用の状況

中小企業において PC の活用及びインターネットの普及は進んでいる他、政府による IT 人材育成が取り組まれているため、電子記録債権制度導入上の推進要因になると考えられる。一方で、銀行間決済インフラは整備されているが、国民における銀行口座の開設が進捗していない点が電子記録債権制度推進上の懸念点となることが認識される。

2　産業特性及び企業特性

（前回調査より引用）

(1)　産業特性

安価な労働力を豊富に持つベトナムは、海外からの委託加工先として発展してきたため、製造業の構成率が高く、高い年平均成長率を示している。ただ、これらの製造業は、外国企業から部材の提供を受け、それを組み立てるという労働集約型の産業であり、国内にサプライチェーンを構成してこなかった。そこで、ベトナム政府は、国内産業の発展のため、裾野産業開発計画（2007～2010）において、各産業の部品、材料の生産促進を図っているところである。また、ベトナムでは特に米を中心とした輸出政策を進めてきたため、農林業の構成比が高く 14.5%を占めている。（図表 III-1 参照）

図表 III-1　GDP に占める各産業の生産額比率（ベトナム）

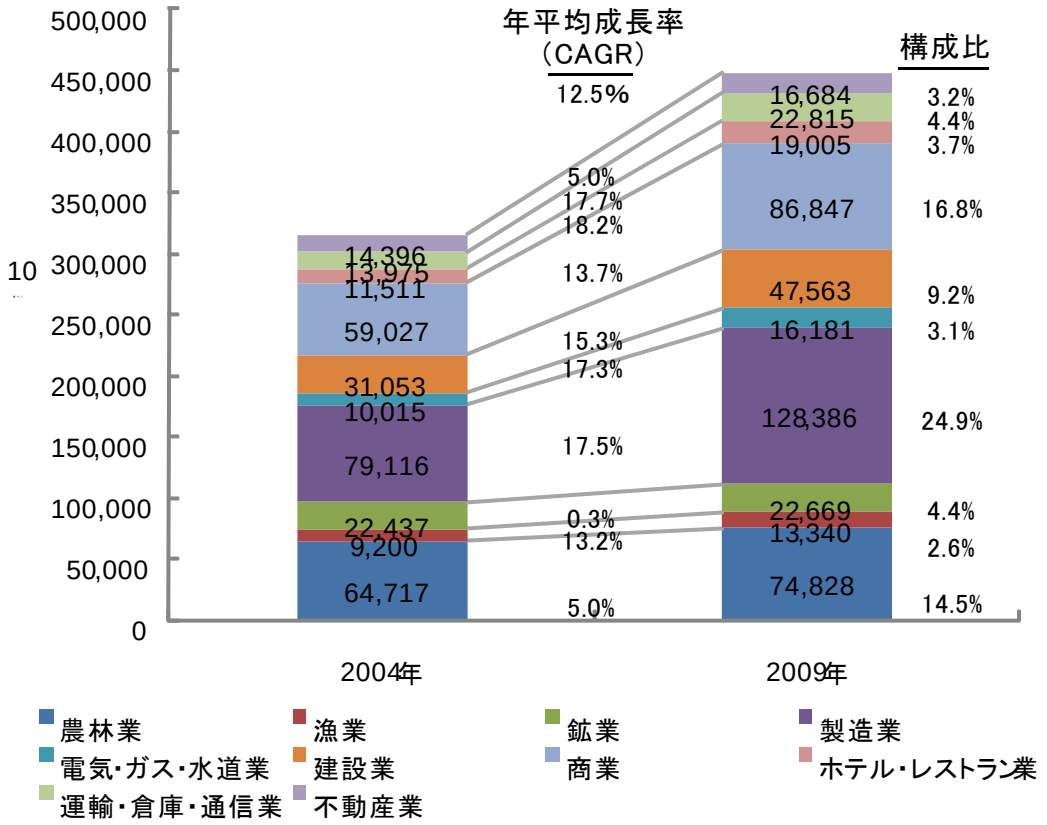

出典：日本貿易振興機構

※年平均成長率(CAGR) = (2009 年生産額 / 2004 年生産額) ^(1 - (2009 - 2004)) - 1

(2)　企業特性

① 規模別企業数

ベトナムの企業数は 2000 年で約 4 万社、2008 年で約 21 万社と 5 倍近い増加となっている。その中でも特に小規模・零細企業の割合が 9 割以上と多く、2000 年から 2008 年にかけてその構成比率が一層増加している。（図表 III-2　参照）

図表 III-2 ベトナムにおける企業規模別構成比

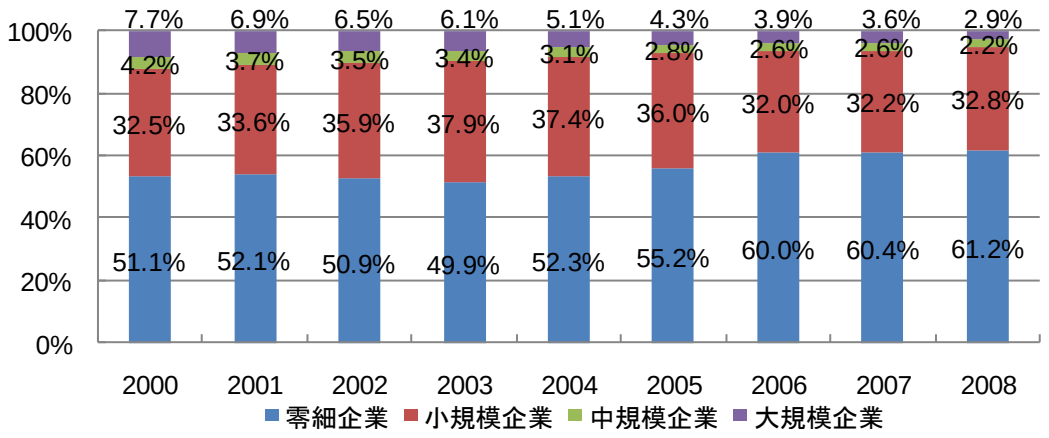

出典：ベトナム統計局「enterprises’ data of the year」

② 資本特性

2008 年時点におけるベトナム企業の 95%は非国営企業であり、残りの 5%が国営企業と外資系企業によって構成されている。（図表 III-3　参照）

図表 III-3 ベトナムにおける企業類型別企業数･構成比

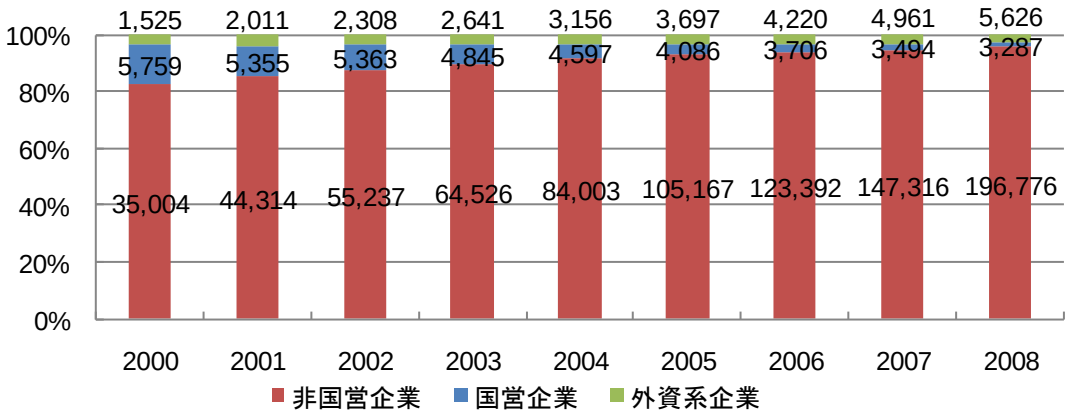

出典：ベトナム統計局「enterprises’ data of the year」

企業類型別の企業規模では、非国営企業の 97%が小規模・零細企業となっている

一方で、国営企業では中規模・大規模企業が 60%を超え、外資系企業においても中規模・大規模企業が 30%を超えている。（図表 III-4　参照）

図表 III-4 ベトナムにおける企業類型別企業規模の構成

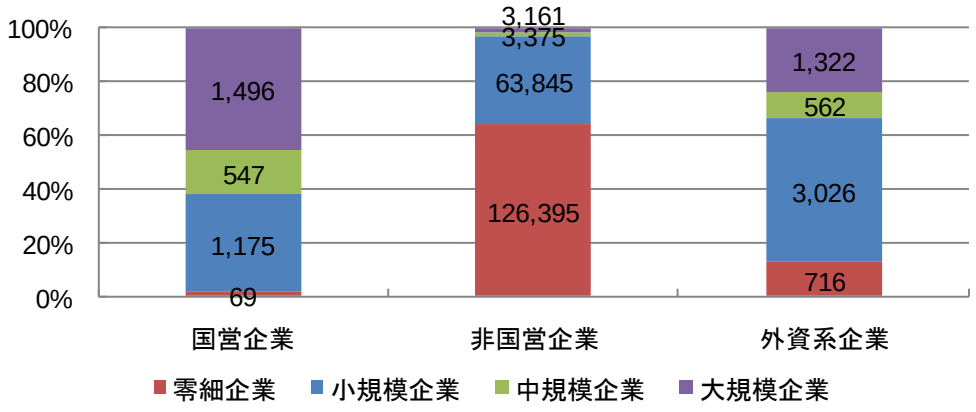

出典：ベトナム統計局「enterprises’ data of the year」

企業類型別の GDP 構成比率では、企業数全体で 1%程度の外資系企業が全体の GDP 全体の 44%を占めている。また、非国営企業数の増加に伴い、非国営企業の GDP 構成比は増加傾向にあるものの、外資系企業の構成比率を上回るまでには至っていない。（図表 III-5　参照）

図表 III-5 ベトナムにおける企業類型別 GDP 構成比率

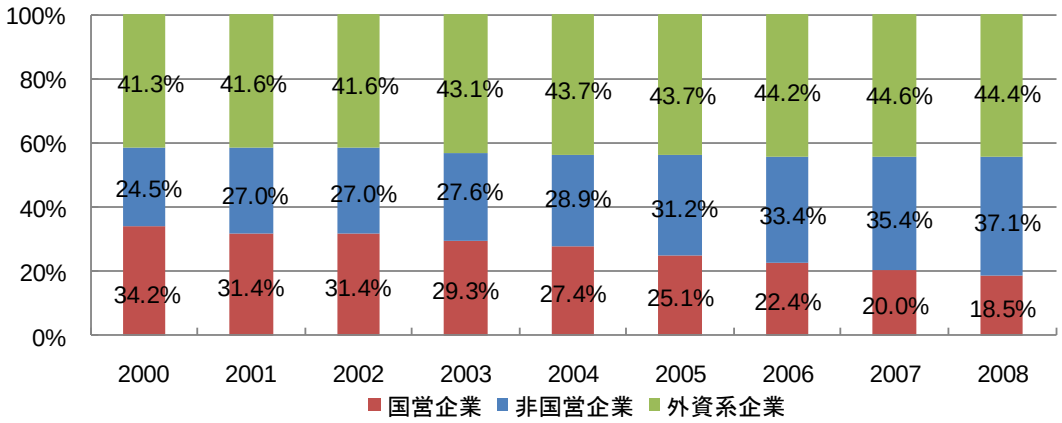

出典：ベトナム統計局

3　企業の資金調達構造

（前回調査より引用）

(1)　企業間信用の状況

① 資金調達の実態

ベトナムの国営企業はほぼ銀行借入と内部留保によって資金調達を行っている。一方、非国営企業や株式会社は株式や債券の発行によって資金を調達している。（図表 III-6　参照）

図表 III-6 ベトナム企業における種類別資金調達の方法

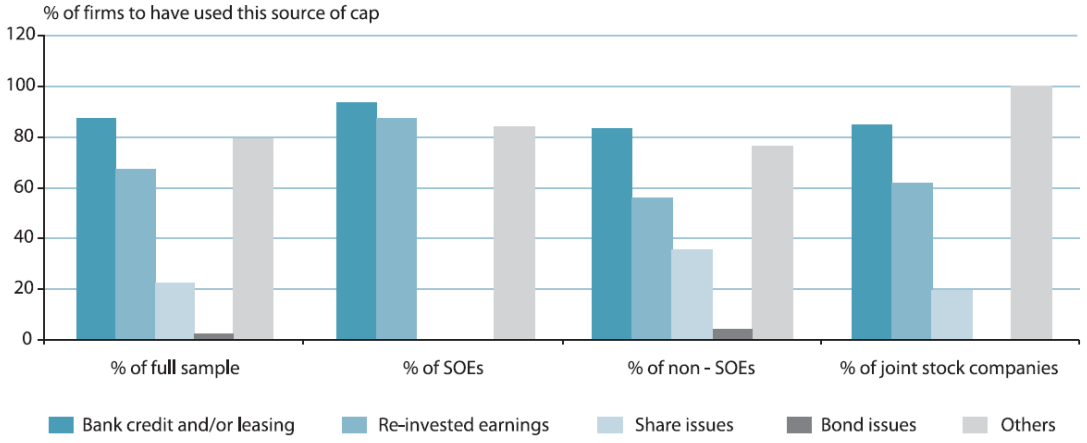

出典：International Finance Corporation
「Corporate Governance in Vietnam: The beginning of a long journey」

② 手形・小切手の利用状況

ベトナムでは手形・小切手が一般的に利用されておらず、現金決済か送金決済が基本となっている。小切手が紙ベースでわずかに利用されている程度で、同市間においてでも決済に 2、3 日かかり、他都市をまたぐ場合は 4～7 日かかる。国営商業銀行では顧客の 5%程度のみが小切手を利用するに留まっている。

③ 決済の遅延

ベトナムは日本やその他の国々にとって有望事業展開先国と目されており、日本の海外事業展開にあたって、代金回収が困難であるとされている例が少ないことが国際協力銀行の調査で明らかになっている。（図表 III-7　参照）

図表 III-7 有望事業展開先国・地域の課題（代金回収が困難）

国名	代金回収が困難と回答された割合
中国	31.3%
ロシア	11.3%
インド	8.5%
ブラジル	8.3%
インドネシア	4.1%
台湾	3.6%
ベトナム	3.2%
タイ	1.6%

出典：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2010 年度　海外直接投資アンケート結果」

ベトナムでは現金決済が主流であるため、売掛金・買掛金等短期信用による商慣習が確立されていない。そのため、将来的な企業活動発展という面での制約に繋がる可能性がある。売掛金・買掛金等短期信用がないという背景には、国民の金融機関への不信感があり、その結果として、個人の口座開設が進んでいないという状況が挙げられる。ベトナムの産業特性として、小規模・零細企業の割合が全体の 9 割以上を占めるため、個人の口座開設が進まないという状況が企業活動にも大きく影響しているのではないかと考えられる。

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

ベトナムにおける中小企業への融資は進んでおらず、経営難に陥っている中小企業が多数存在している。

ベトナム会計監査協会によると非国営企業の 163,000 社のうち、銀行の貸付金で資金調達をできた企業は半数であり、ベトナム計画投資省の調査でも銀行の貸付金で資金調達を行っている中小企業は 3 分の 1 に留まっているとされる。この結果、資金調達の困難さが原因となって中小企業の多くが経営難に陥っていると考えられる。

野村総合研究所等がベトナムにおいて実施した「Small Medium Sized Enterprises Financial Project」に参加した中小企業に対するアンケートにおいて、ほとんどの企業が「資金調達が困難」であると回答している。（図表 III-8　参照）

図表 III-8 ベトナムにおける中小企業の資金調達困難度

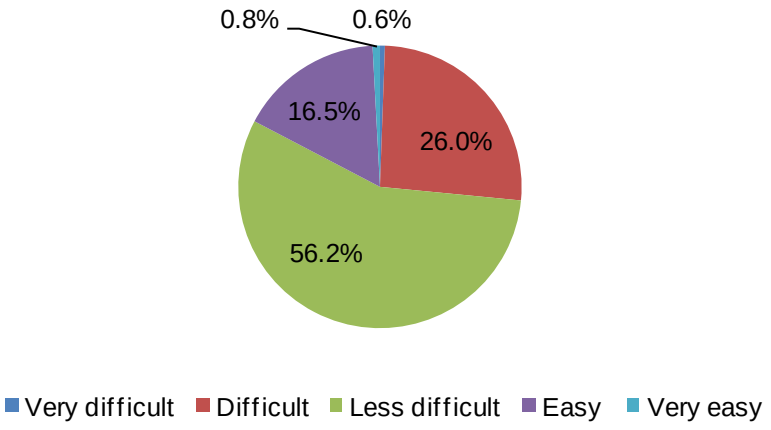

出典：野村総合研究所「ベトナム金融セミナー　ベトナム銀行ノンバンクの動向」

ベトナムにおいては、VIETCOMBANK、INCOMBANK、AGRIBANK、BIDV、ACB、SACOMBANK、VIB、TECHCOMBANK による中小企業向け融資が全体の70～80%を占めており、その他に政府系金融機関として、ベトナム社会政策銀行がある（2002 年に Bank for the Poor から名称変更）。ベトナム会計監査協会によるとベトナム企業の 95%を中小企業が占めているにも関わらず、ベトナム全国の貸付金総額に占める割合は 27%に留まっている。ベトナムの中小企業に対する銀行貸付が進んでいない理由は担保設定可能な物件が不足しており、また、短期貸付においても金利が高いという点が指摘されている。その他にも、銀行貸付以外の資金調達手段であるリース金融、ファクタリング、ベンチャーキャピタルについての認識が中小企業において高まっていないため（約半数の中小企業においてそれらの資金調達手段が認識されていない）、情報不足が中小企業向けの貸付が進んでいない理由となっていることが推察される。

② 中小企業向け金融制度

中小企業向け融資を行っている TECHCOMBANK を例として、中小企業向け金融制度を見てみると、大きく以下のような貸付手段がホームページ上で紹介されている。

(i)　運転資金ローン（満期一括返済型、信用与信枠）
(ii)　中・長期ローン
(iii)　中長期プロジェクトローン
(iv)　オーバードラフト

また、中小企業向け保証ファンドも存在する。これらは、政府決定に基づいて規制

される金融機関であり、資本の回収及び経費の自己支払を目的とした非営利組織として運営されている。

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

2001 年、首相の諮問機関として内閣に中小企業発展委員会が設立され、当該委員会を中心として中小企業支援システムを構築する方針が盛り込まれた。また、当該委員会の常設事務局としての機能を持つ中小企業局が中小企業庁に昇格し、中小企業発展の促進、企業の登録、投資の奨励、国営企業改革との調整、国際協力などの役割を担うこととされた。

具体的な政府による計画として、2006 年に「中小企業発展計画 2006～2010」が策定されている。「2010 年までに 32 万社の新設」「雇用 270 万人の創出」が基本目標とされており、「中小企業の設立・活動の円滑化」「資金・土地へのアクセス改善」「競争力強化のための支援プログラムの実施」が基本方針として定められている。この計画の成果として、2010 年末時点で以下のような成果をあげている。

(i) 54 万 7,000 社が新設
(ii) 360 万人の雇用を創出
(iii) 中小企業を中心とした民間セクターによる GDP 全体に占める割合は、2006 年の 45.6%から 2010 年は 48%に上昇
(iv) ベトナム全土における GDP の 50.2%を民間セクターが創出
(v) GDP の平均成長率は全経済セクターの平均が 8%となっている中で民間セクターは 10%を超過

金融における中小企業支援策として、2003 年にベトナム社会政策銀行の設立及び小規模企業への融資が開始され、2007 年には中小企業や外資系企業に対しベトナムでの社債発行を認めた。また、海外からも援助を受けており、2002 年から日本の国際協力銀行による総額 8,800 万ドルのツーステップローンが提供されている他、2004 年からアジア開発銀行による 1 億ドルのポリシーローンが提供されている。その他にも様々な国や機関からの援助がベトナムに対して行われている。

その他の分野における支援として以下のような取り組みが行われている。

(i) 情報提供
中小企業庁の「Business Portal」による中小企業向けの情報提供がされている。

(ii) IT 化

「電子商取引発展計画（2006～2010）」を策定し、電子商取引の促進に取り組んでいる。企業間電子決済の利用率を 60%に高める、何らかの形で電子商取引を利用する中小企業の比率を 80%まで高める等を重点目標としている。この企業間電子決済とは、民間企業の決済代行会社が提供するインターネットを使った決済サービスを指すが、（ベトナムでは OnePay, Mobivi, Paynet, Payoo といったサービスが提供されている） Vietnam e-Commerce Report によると電子商取引の決済手段としての利用は 2008 年において 3.5%程度の利用率に留まっている。

(iii) 人材育成

中小企業庁や各省庁による「中小企業のための人材育成プログラム（2004～2008）」や日本、国際労働機関など多数の海外組織によるプログラムが提供されている。

(iv) 下請企業振興

「裾野産業開発基本計画（2007～2010）」をベトナム商工省が策定している。この計画は各産業の部品、材料の生産促進のため、中小企業の経営・生産の近代化、原材料・部品ごとに特化した工業区の配置、長期融資の環境づくりといった方策を打ち出したものである。この計画における金融面の施策では、特に日本の中小企業向け融資をモデルとする融資システムの構築を進めることとされた。

(4) 関連制度

① **倒産制度**

破産法については、関連する当事者にとってのメリットがなく、明確さ、厳密さに欠けており、当局による厳密な執行がなされていないため、倒産を宣告された企業数と実際に営業停止した企業数に乖離が見られる。また、企業の財務の透明性が欠如している点も倒産法の効果的な執行を妨げる要因となっていると考えられる。

(i) 破産法

- 企業又は協同組合は、無担保の債権者から請求のあった期限の到来した債務を支払うことができなくなったときに、破産法に基づき「破産状態に陥った」とみなされる。
- 倒産 2 年間は新しい事務所の設立やマネージャーの役職に就くことは許可されない。

② 信用情報制度

信用情報へのニーズの高まりに応じて、国営及び民間それぞれにおいて信用情報センターが設けられている。1999 年にベトナム中央銀行が以下の役割を担う機関として、信用情報管理センターの運営を開始している。

(i) 信用情報の全国データの管理
(ii) 商業銀行と関係のある企業からの情報の収集
(iii) 国営銀行の部門に対する信用情報の提供
(iv) 貸付機関およびその他の組織がリスクを抑えることができるように、情報を交換し提供
(v) 法律に従って、経済、財務、金融、銀行の分野の情報を国内外の組織と協力して交換
(vi) 信用情報に関する法律文書の調査および発行

信用情報管理センターが提供する情報には、期限どおりに支払を行うか否かのコメントなども信用調査レポートに記載されており、企業信用格付けレポートも提供されている。

その他、ベトナムの商業銀行 12 行による民間初の信用情報センターが設立され、2010 年末より運営が開始されている。この背景として、特に国際投資家からの信用情報開示に対するニーズが高いことが指摘されている。

4　IT 利用の状況

（前回調査より引用）

(1)　銀行間決済インフラの整備状況

ベトナムでは近年ようやく銀行間決済のインフラが整ってきたという状況にある。2008 年よりベトナム国家銀行が CITAD と呼ばれる銀行間決済システムを運用しており、大口決済・小口決済共に CITAD で決済を行っている。この CITAD には、2008 年末時点でベトナム国内ほぼすべての銀行である 83 行、433 の支店が参加している。処理方式は、大口決済・小口決済ともに、夜間バッチで処理されている。

ベトナムにおいては、銀行口座の保有者は 1 割程度ではあるが、公務員や一部国営企業が給与の銀行振込を導入したことなどによって、口座開設が拡大しつつある。しかし、ATM は人口 100 万人あたり 126 台という割合に留まっており、口座開設のボトルネックとなる可能性がある。また、クレジットカードやデビットカードについても普及率は周辺新興国に比べて低位となっている。

(2)　一般企業等における IT の利用状況

ベトナムの中小企業、大企業では 1 企業あたりのコンピュータ台数が 2 桁を超えている。（図表 III-9　参照）

図表 III-9　ベトナムの中小・大企業におけるコンピュータ普及状況

企業規模	1企業当たりの コンピュータ台数	コンピュータ1台当たりの 従業員数
中小企業	15.7	6.9
大企業	78.6	21.3

出典：ベトナム商工省「Vietnam E-Commerce Report 2009」

インターネットの普及率は 2010 年で 30.8%となっており、ASEAN 諸国においてトップクラスである。インターネットに接続されていない中小・大企業は 2%に留まっている。（図表 III-10　参照）

図表 III-10 ベトナムの中小・大企業におけるインターネットへのアクセス手段

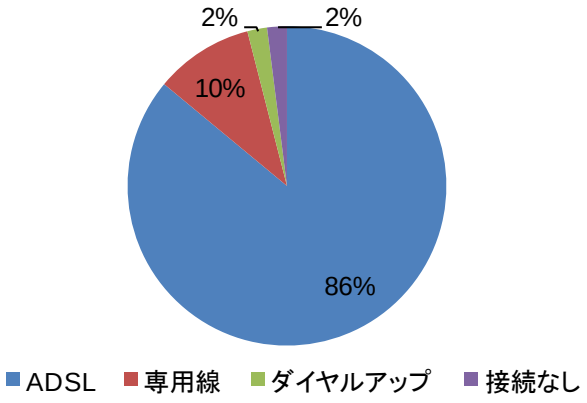

出典：ベトナム商工省「Vietnam E-Commerce Report 2009」

その他にもベトナムでは政府主導による IT 人材育成を進めている。具体的には、「2015 年までの IT（情報技術）人材育成マスタープランおよび 2025 年までの方針」として、2020 年まで国内の各企業の従業員の 70%が IT 教育をうけることを目標として掲げている。

5　インタビュー調査概要

(1)　調査対象者と主な確認事項

①　金融当局

財務省国家証券委員会

②　利用者

日系企業１社、現地企業１社

③　サービス提供者

日系金融機関１行、現地金融機関１行

(2)　調査結果概要

関係各者からの回答により、文献調査の結果を概ね確認することができた。

産業構造については、政府が「裾野産業育成計画」を策定し、国内企業の育成を図ろうとしているものの、現状においては外資企業の「加工組立型」の産業が中心となっており、ベトナム国内にサプライチェーンが構築されている状況にはない。従って、国内における商取引やそれに伴う債権の流通は多くはない。

次に、ベトナム国内の商取引は、現金取引が主流ではあるものの、継続的取引関係にある企業間では短期での売掛債権が発生しており、債権の概念自体は存在している。企業の資金調達ニーズは存在するものの、金融機関借入における金利の高さから、インフォーマルな金融を利用している場合もある。

IT インフラについては、決済システムの整備が（小切手以外は）概ね進んでおり、インターネットバンキング等の浸透も進みつつある状況である。

電子記録債権に対する直接的なニーズとしては、一般事業会社が利用できる信用情報のインフラ整備が進んでいないことから、電子記録債権の決済データを信用情報として活用していくというニーズを確認することができた。

また、金融当局における電子記録債権の仕組みや導入メリット等に対する理解も得ることができた。

6　インタビュー結果

(1)　直接的なニーズ確認

①　金融当局

電子記録債権の概念について理解を得ることができた

- ショートターム・ボンドに類似した制度として理解できる

②　その他関係者

金融機関の入手できる信用情報は存在するものの、事業会社が入手できる信用情報は殆ど存在しないため、電子記録債権の利用に伴う信用情報の蓄積、活用には期待が高い。

- 銀行の場合、信用情報機関を通じて過去のトラックレコードを確認することができる（日系金融機関）
- ローン審査においては信用情報機関から信用情報を取得しているとともに、自行でも独自の調査を実施している（現地金融機関）
- ローカル企業に関わる信用情報の収集は困難である（日系企業）
- 信用調査は自社で行っている（現地企業）

(2)　間接的なニーズ確認

①　産業特性及び企業特性

短期の売掛債権は存在している

- 売掛金のサイトは長いもので 2,3 カ月程度である（日系企業）
- 基本的に現金取引となっている（日系金融機関）
- 売掛債権は、最終的には回収可能だが、期日通りの支払いが行われるかは分からない（日系金融機関）

日系企業と現地企業間の取引は少ない。

- ベトナムに進出している日系企業は輸出加工型産業が多く、ベトナム国内での商取引は多くない（日系企業）
- 日系企業と現地企業間の取引は、品質・納期等の面で問題があり、進んでいない（日系金融機関）

②　資金調達構造

資金調達は容易ではなく、調達できても金利の高さから返済が困難となるケースがある。

- 上場している企業の資金調達は円滑だが、上場できない企業にとって資金調達は容易では

ない（金融当局）

- ベトナムドンのファイナンスは金利が 20％程度と高く、企業がこの金利で調達して健全性を維持することは困難と思われるため、金融機関のサービスとしてドンファイナンスは対象としていない（日系金融機関）
- 借入金利が高いため、資金調達できた場合でも返済が困難となる企業もある（金融当局）
- ベトナムの借入金利は 20%以上と高いため、進出日系企業は日本で資金調達している（日系企業）
- 金融機関からの資金調達が高金利であるため、インフォーマルな貸借も多い（日系金融機関）
- 借入には担保が必要であるが、調達可能額は担保評価額（市場価格の 7 割程度）の 6 割程度までである（現地企業）

③ IT 利用の状況

送金システムの整備は進んでおり、インターネットバンキング等の利用も進みつつある。一方、小切手決済は紙ベースで行われており、OCR 処理は行われているものの電子化は遅れている。

- 送金決済に関わるシステムは整っており、送金番号の検索機能等も優れている（日系金融機関）
- 代金決済は付加価値税の控除は振込入金であることが条件とされていることから、振込扱いが多い（日系企業）
- インターネットバンキング、モバイルバンキングの利用者は急増している/多い（現地金融機関）（日系企業）
- ローカル企業におけるインターネットバンキング利用率は高くない（現地企業）
- ベトナムでは小切手は一般的ではなく、紙ベースのクリアリングハウスがあるものの、OCR 処理となっている（現地金融機関）

④ その他

日系企業のベトナム進出においては人件費上昇が懸念事項である。

- 今後の日系企業の進出については、人件費の上昇と（人口が全国土に分散していることに起因する）人材調達が課題となる可能性がある（日系企業）
- ベトナムでは 3 年間で賃金が約 2 倍に上昇する等、人件費上昇は日系企業進出において懸念点である（日系金融機関）

IV. カンボジア

1　文献調査結果の要約

(1)　産業特性及び企業特性

カンボジアでは第一次産業の構成比率が約 3.5 割と高い一方、サプライチェーンの構成が期待される製造業も約 1.5 割存在している。

製造業のうち、外資は比較的大規模な企業が多い。しかし、大規模な外資系企業の多くは「輸出加工型」の工場となっているため、国内にそのサプライチェーンが構成されているケースは多くない。したがって電子記録債権の導入を図った場合にも、外資系企業が債務者となる電子記録債権がカンボジア国内に流通する環境にはない。

カンボジアローカル企業に焦点を当てると、大企業は構成比率としては 2.4%に留まっているものの、企業数では 692 社が該当するため、企業間信用が徐々に発展していくことを前提とすれば、利用可能性のある規模の企業数は相応に存在しているとも言える。

また、企業の立地は国内の特定地域に集中していること等を勘案すれば、インフラ整備を図る場合に、地域を特定した導入を図ることで投資効果を上げられる可能性も含んでいる。

(2)　企業の資金調達構造

製造業の設備需要を中心として、企業の資金調達ニーズは高い。しかしながら、カンボジアの貸出金利は極めて高く、日系企業の場合は日本で資金調達を行い送金した方が、現地で調達するよりもコスト安である。そのため、電子記録債権を導入した場合であっても、資金調達として電子記録債権を活用することは考えにくい。

一方、現地企業の場合は、現状商業銀行へのアクセスが困難なケースが多いため、電子記録債権の導入によってそのアクセスの容易性が高まれば利用の可能性があると考えられる。しかしながら、現金取引が中心となっていることや、現地企業の信用が確立している状況にないこと等から、信用の確立、企業間信用の醸成が電子記録債権導入の前提として必要になると考えられる。

(3)　IT 利用の状況

決済インフラの整備は全般に遅れている。小切手については、国内に 4 つのクリアリングハウスが設立されているが、2009 年にシステム導入がなされたところである。しかし、小切手取引の推進は政策としても掲げられているところでもあるため、これらの電子化推進の側面から電子記録債権の導入へと段階的に発展させていく可能性も考えられる。

インターネットの普及は進んでいるとは言い難いが、携帯電話の普及率は約 6 割に達しているため、制度普及に際しては、利用者側の媒体についても留意していく必要がある。

2　産業特性及び企業特性

(1)　産業特性

カンボジアの産業は、農業を中心とした第一次産業と製造業の比率が高く、GDP に占める生産額比率はそれぞれ 2009 年に 34.5%（うち農業 19%）、15%となっている。

特に農業については、GDP 構成比率を 2004 年の 14%から、2009 年度には 19%に上昇させており成長が著しい。その一方で、製造業については、2004 年の構成比率 20%から 2009 年は 15%にその比率を下げている。（図表 IV-1　参照）

カンボジアにおける主要な農作物は米、トウモロコシ、大豆、胡椒、キャッサバ等となっている。特に近年は、中国等の近隣諸国への輸出を目的として、米以外のキャッサバやトウモロコシ等の付加価値の高い作物へ生産品目の多様化の動きがみられる。製造業では、特に都市部において縫製業や建設業関連の製造業が多くなっている。

図表 IV-1　GDP に占める各産業の生産額比率（カンボジア）

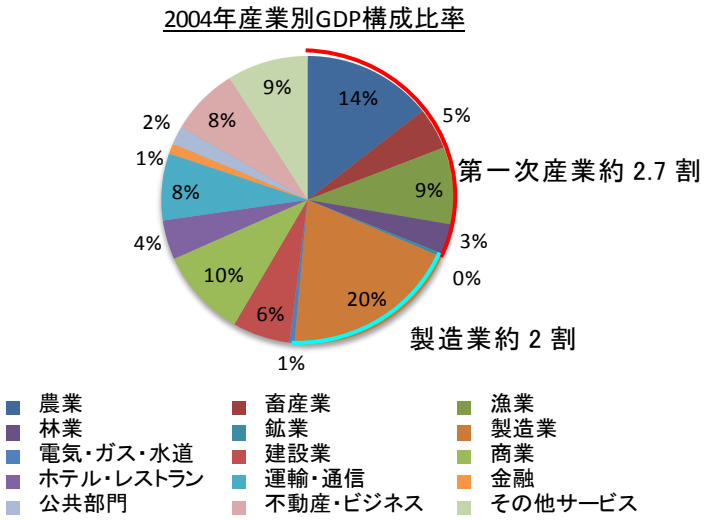

出典：日本貿易振興機構

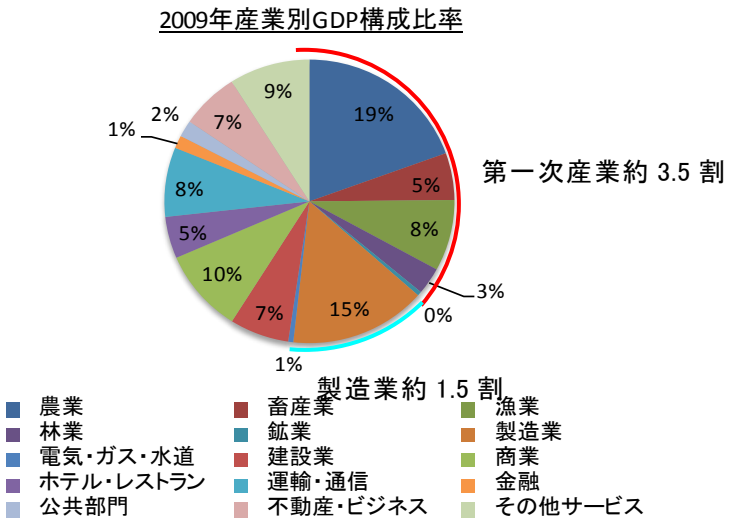

出典：日本貿易振興機構

GDP の金額推移では、2004 年から 2009 年にかけて、年間平均成長率は 15.0%となっており、全ての産業分野が成長している。特に、GDP 成長率が高い産業は、農業（年間平均成長率 22.2%）、鉱業（同 21.5%）、金融（同 20.7%）である。なお、GDP 構成比率では低下傾向が見られた「製造業」においても、GDP の額で見ると、年間平均成長率では 9.0%を記録している。（図表 IV-2　参照）

図表 IV-2　各産業の GDP 額推移（カンボジア）

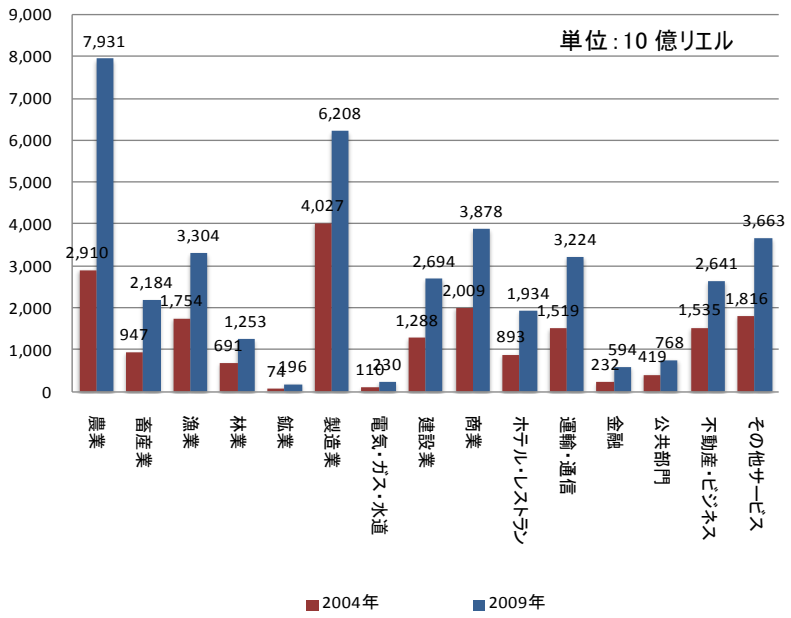

出典：日本貿易振興機構

(2)　企業特性

① 規模別企業数

カンボジアの企業（総数 376,761 社）は、その殆どが中小企業となっており、その中でも従業員 10 名未満の零細企業が企業総数の 96.5%(363,638 社）と大多数を占めている。大企業にあたる従業員 100 名以上の企業は 0.2%(692 社)に留まる。

一方で、企業登録をしている企業は、全企業の 2.4%(9,024 社)に留まり、従業員 50 名以上 99 名以下の規模でも、企業の登録比率は約 5 割となっている。但し、従業員 500 名以上の企業(214 社)の登録比率は高く、93.5%(200 社)が登録をしている。（図表 IV-3　参照）

多くの中小企業が企業登録を回避している理由については、カンボジアは企業登録に要するコストが高く、登録に関わるプロセスも複雑であることが指摘されている[1]。こうした状況を受けて、商業省が中心となって新商業法案(the new draft Law on Commercial Enterprises)を策定し、事業登録に必要なプロセスの改善や、許認可・検閲の制度の改善に取り組んでいる。

図表 IV-3 カンボジアの従業員規模別企業構成比率

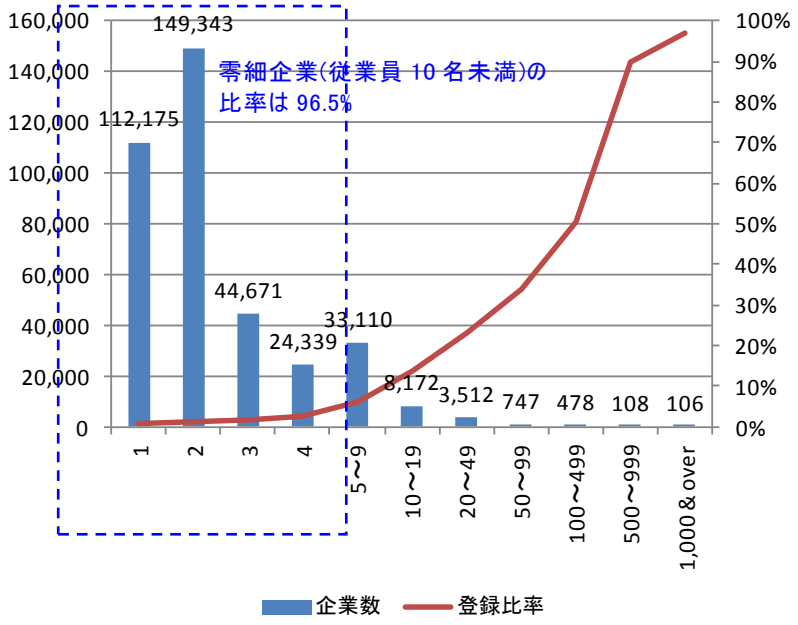

出典：カンボジア統計局「2009 年全国事業所リスティング確報結果報告書」

[1] 「カンボジア国「中小企業育成・地方環境インフラ開発ツーステップローン事業」の発掘と形成に関わる予備調査」社団法人海外コンサルティング企業協会、株式会社コーエイ総合研究所（2008 年 10 月）

図表 IV-4 SMEs 定義

Statistical definition	Micro	Less than	10	empoyees
	Small	Between	11−50	empoyees
	Medium	Between	51−100	empoyees
	Large	Over	100	empoyees
Capital definition	Micro	Less than	50,000	US＄
	Small	Between	50,000−250,000	US＄
	Medium	Between	250,000−500,000	US＄
	Large	Over	500,000	US＄

出典：small and medium enterprise development framework

② 企業規模別製造業の業種構成比率

企業規模別に製造業の細目別（製造品目別）構成を比較すると、規模によって、その事業内容が大きく異なっていることが分かる。（図表 IV-5 参照）

繊維・衣料については、外資等による加工輸出型の比較的大規模な工場が多く見られ、大企業の約 8 割がこの事業に該当している。食品については現地企業による米加工等の零細企業が多くなっており、中小企業の約 8 割を構成している。

図表 IV-5 カンボジアにおける企業規模別製造業構成比率

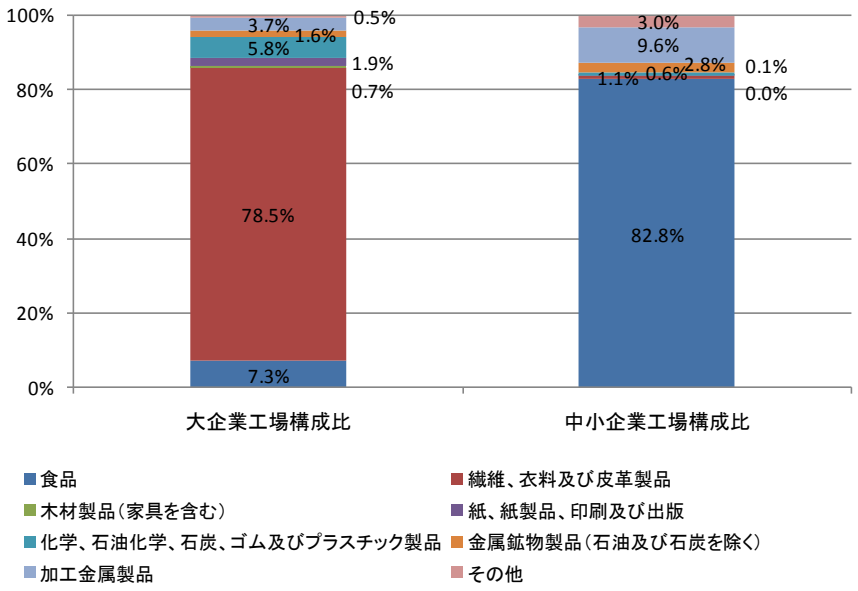

出典：カンボジア鉱工業・エネルギー省

③ 企業所在地別構成比率

カンボジアでは、企業数 2 万以上の都市は、首都である Phnom Penh、その周辺都市の Kampong Cham、Kandal、Takeo、Prey Veng、と港地区である Siem Riep の 6 都市となっており、港都市である Siem Riep が、やや距離的に離れているものの、地理的に集中度は高い。（図表 IV-6 参照）

図表 IV-6 カンボジアの州別企業数

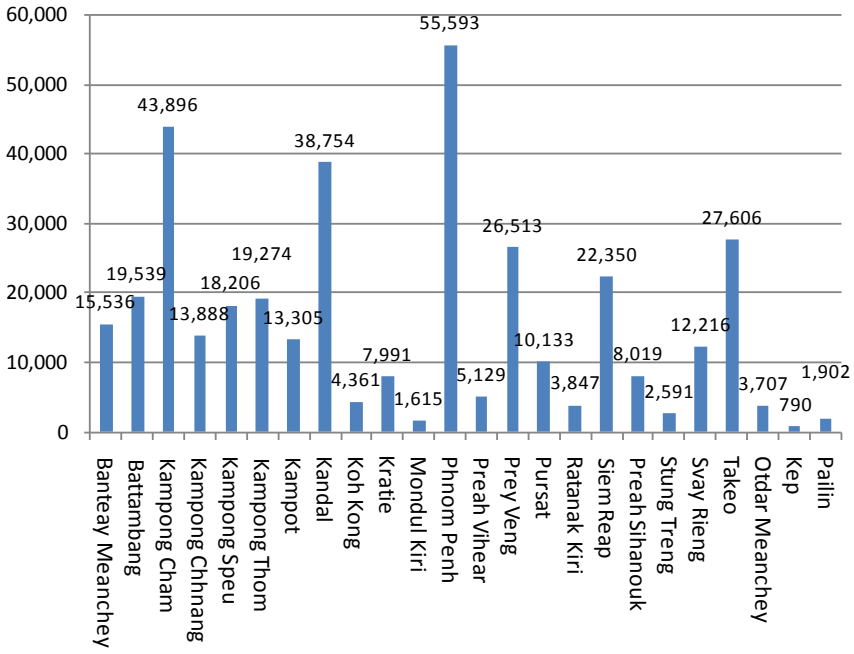

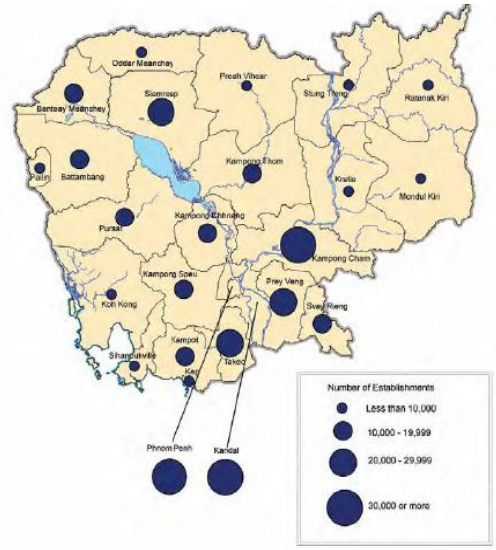

出典： 「カンボジア 2011 年センサス速報結果」

3　企業の資金調達構造

(1)　企業間信用の状況

①　資金調達の実態

カンボジアでは、農産品、加工食品、飲料類、建設資材、衣類等消費物資に関わる需要は強いものの、製造業の生産設備が周辺国に比べても貧弱なため、生産性が低い。そのため、これらの商品を生産する設備需要が強く存在している[2]。特に零細企業については、設備装備率が低いことからその生産性が低く、その向上が最優先課題である旨、政府の SME Development Framework でも指摘されているところである。

その一方で、過去の IFC の調査結果[3]等によれば、銀行借入は十分に浸透しているとは言い難い状況であり、インフォーマルな借入・資本調達に依るところが大きいと推定される。

IFC の報告による「カンボジアの金融機関の中小企業貸出増加の障害事項」

≪銀行側の要因≫

- 銀行担当者の中小企業向け長期ローンに対するリスク分析・管理能力が不十分
- 銀行の長期資本アクセスが困難

≪借り手側の要因≫

- 借り手が銀行の貸出要件を満たしていない
- 都市部の銀行へのアクセスが困難である一方、より便利なインフォーマル貸出市場にアクセスできる
- 高金利のため資金を借りられない
- 申請手続きが煩雑である

②　手形・小切手の利用状況

カンボジアでは、カンボジアリエル建と米ドル建の小切手が決済されている。小切手決済は、特に銀行間や公共セクターでの使用を中心として、枚数・金額ともに大幅に増加している。リエル建て小切手と比べて、米ドル建ての方が交換高、増加率ともに高くなっている。

小切手の平均額面金額については、リエル建てが約 94 万円[4]、米ドル建てが約 112 万円となっており、大きな差は見られない。（図表 IV-7　参照）

---

[2] 出典「カンボジア国「中小企業育成・地方環境インフラ開発ツーステップローン事業」の発掘と形成に関わる予備調査」社団法人海外コンサルティング企業協会、株式会社コーエイ総合研究所（2008 年 10 月）

[3] IFC はアジアの中小企業向け融資促進をを目的とした資金供給しているが、カンボジアについては資金供給したにも関わらず貸出の伸びが鈍かったため、その原因について調査を実施したものである

[4] 1,000KHR≒19.06 円、1USD≒77.78 円にて換算

図表 IV-7 カンボジアにおける小切手交換数及び交換高

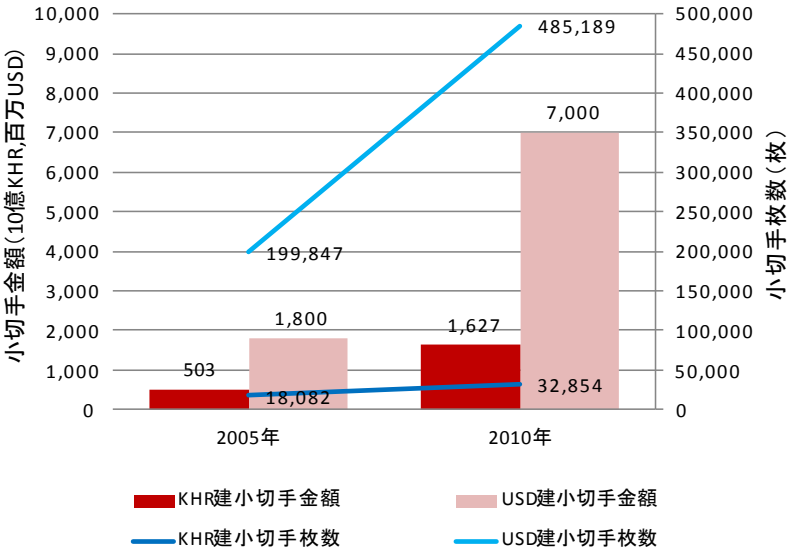

出典：National Bank of Cambodia「ANNUAL REPORT2010」
「ANNUAL REPORT2005」

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 金融機関の状況

カンボジアの金融機関は、中央銀行の他、業務内容や資本規制等により、普通銀行、特殊銀行、マイクロファイナンス機関に分かれ、全部で 31 機関となっている。

商業銀行と特殊銀行は、大企業、中企業に対して資金供給しており、マイクロファイナンス機関は個人や小企業、特に都市部以外の地方における金融仲介において重要な役割を果たしている。

カンボジアでは、1990 年代の銀行危機への対応として、1999 年に銀行法を改正し、全ての民間銀行に対してライセンスの見直しを実施した。見直しの結果、無条件のライセンス付与は 4 行のみ、残りの 14 行は資本増強等の条件付き付与、その他は閉鎖 1 行、ライセンス取り消し 7 行となった。

その後、金融機関数も回復しつつあり、現在は、マレーシアの CIMB、Bank of China、ベトナムの農業開発銀行といった国際的銀行 3 行を含む 30 行の商業銀行、その他、7 行の特別銀行、25 のマイクロファイナンス機関が存在している。

② 中小企業金融の提供状況

銀行の貸出総額は、2011 年 3 月において 13 兆 8,410 億リエル（約 2,638 億円,前年比 +4.7%）となっており、緩やかな増加傾向にある。

銀行分野の民間部門への融資額は 1993 年の GDP 比 2.4%から、2010 年には 28%にま

で拡大している。この成長は、政治的安定、経済発展、銀行制度の改善、資金需要の増加、金融分野に対する国内外の顧客や投資家からの信頼等を反映しているものと考えられる。（図表 IV-8　参照）

図表 IV-8 銀行の業種別貸出状況

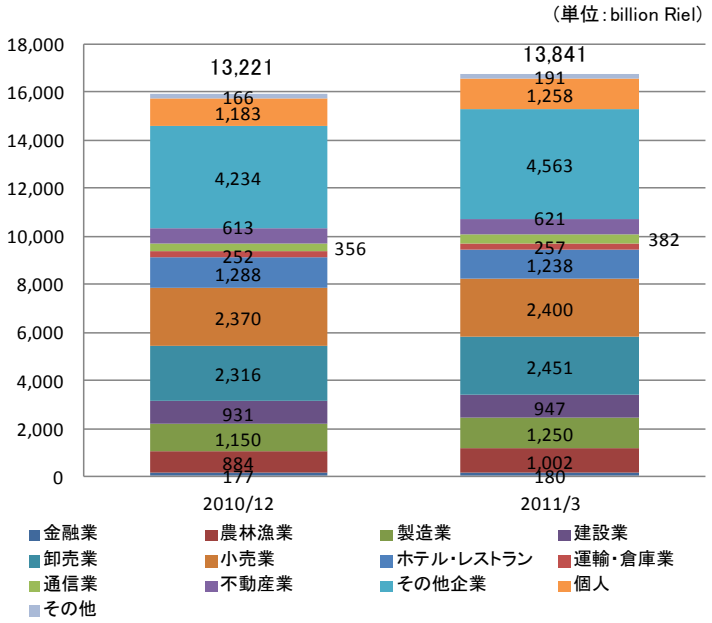

出典：National Bank of Cambodia「ECONOMIC AND MONETARY STATISTICS」

マイクロファイナンス機関は、個人や小企業に対して、都市圏以外の地方を中心として、預金や金融仲介のサービスを提供している。近年は、特にマイクロファイナンス機関による小口貸出の伸びが著しく、貸出残高としては、銀行貸出の 1.5 割弱に留まっているものの、2007 年以降の 4 年間で約 4 倍に増加している。（図表 IV-9　参照）

図表 IV-9 Micro-finance の提供状況

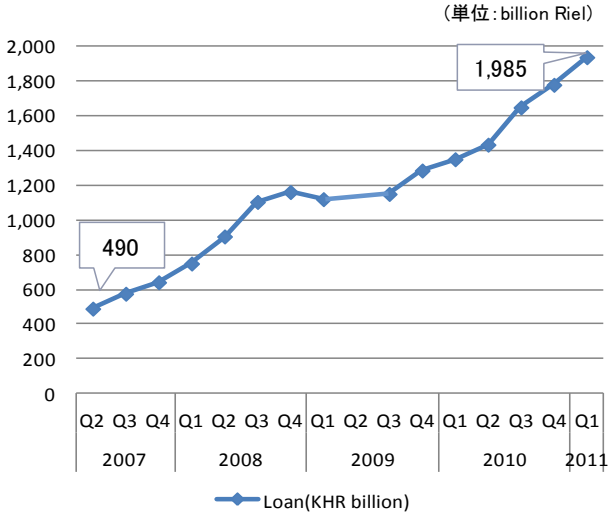

出典：National Bank of Cambodia「ECONOMIC AND MONETARY STATISTICS」

貸出金利の水準は、銀行借入でもドル建てで 15%超、リエル建てで 20%超と極めて高く、更に、マイクロファイナンスを利用した場合は 30%弱に達している。金利負担の重さが、資金調達をした企業にとって成長の障害となるリスクも内包していると考えられる。（図表 IV-10　参照）

図表 IV-10 預貸金金利推移

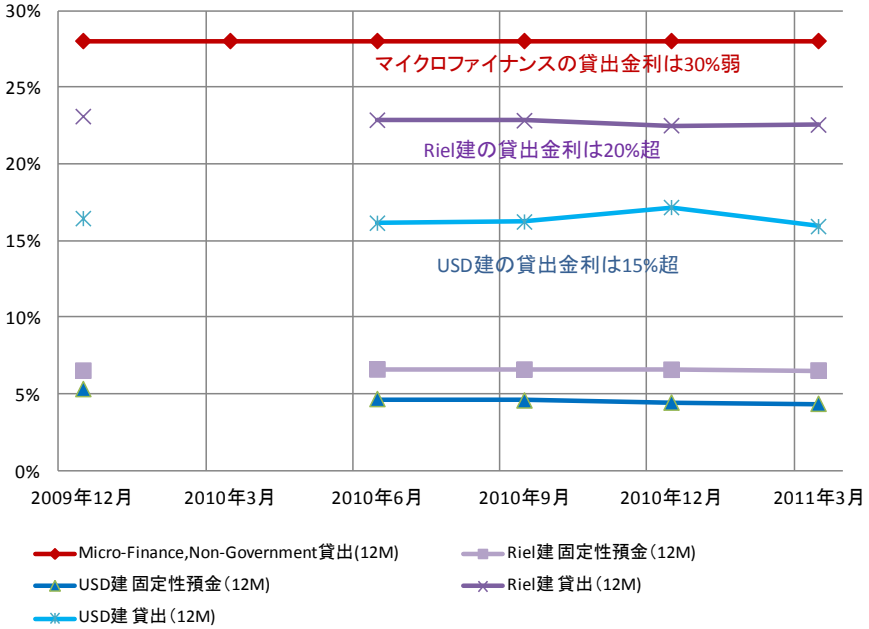

出典：National Bank of Cambodia「ECONOMIC AND MONETARY STATISTICS」

③　信用創造の状況

銀行の預金残高は増加傾向にあり、2011 年 4 月には 18 兆 7,960 億リエル（約 3,582 億円）に達している。預貸率は、約 77%となっていることから、銀行は小規模ながら、信用創造の機能を果たしつつあると考えられる。（図表 IV-11　参照）

図表 IV-11　預金残高推移

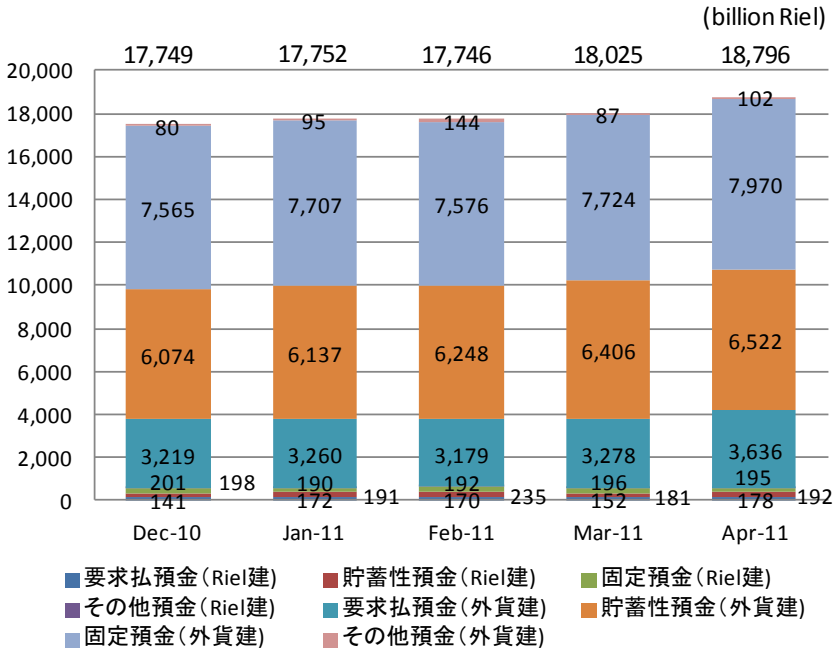

出典：National Bank of Cambodia「ECONOMIC AND MONETARY STATISTICS」

④　中小企業向け金融制度

主に国内金融機関が中小企業向け融資・金融サービスを提供している。また、それらの融資やサービスを向上させるため、国際支援機関からの支援を受けている。

国内金融機関の取組

≪商業銀行≫

- 地域銀行は、融資や小切手、貯金、送金、貿易金融等限定的なサービスを提供しているものが多い
- しかし、一部の銀行では、上記の他、EB サービスや外貨両替、リスクマネジメントサービス、消費者金融等にも業務を拡張している
- マイクロファイナンス機関は、もともとインフォーマルな金融組織が発展してきたものが多い
- 2011 年 4 月時点における世帯向け融資は 1,056 千件に上り、これはカンボジアの全世帯数 2,833 千(2008 年 11 月経済センサス公表数値)の 4 割弱に上る
- 当初は、複数の個人をグループ化してそのグループに少額の貸付を行うが、その後、信用状況によって個人ベースでの貸出に変更し、貸出額を増加させている

- 原則としては、担保をとらず、プロジェクトベースでの貸付となっている

国際支援機関の支援

≪国際金融公社（IFC[5]）による資金支援≫

- Acleda 銀行向け貸付（2004.5 調印）（2006.5 調印）：零細企業及び個人を対象とした融資業務支援のため、銀行向けに貸付実施。IFC からの融資は 600 万ドル、期間4年。1 回当り貸出額の平均は 400ドル。
- Canadia 銀行向け融資（2004.9 調印）：住宅ローン定着化のための貸付。これ以前は、住宅ローンはプノンペンのみに限定されていたが、これを地方にも普及させ、中間層の持ち家率を向上させることを目的としている。

≪ドイツ復興開発銀行(KfW)による資金支援≫

- 中小企業振興長期ローン（2003.4 調印）SME セクター発展支援と金融システム強化のため、Canadia 銀行と Acleda 銀行を通じて中小企業に長期ローンを提供するもの。
- また、両行に対して審査方法について技術支援を供与している。

≪ADB の農業セクター零細企業向け融資≫

- 2001 年、フォーマルセクターの金融機関にアクセスできない地方の中小企業（特に農業セクター）向けに、政府に約 20 百万ドルのソフトローン貸付を実施。
- ADB の融資を受けた金融機関がマイクロファイナンス向けにサブローンを実施するが、ADB からの調達が 7-9%であるのに対して、融資金利は約 30%となっていた。
- その後、Rural Development Bank(RDB)のモニタリング・評価プロセスが不十分として業務は停止、未貸付分が ADB に償還され、事業は完了した。

⑤ 中小企業向け金融の課題

過去の調査報告によって、カンボジアの中小企業は、設備投資の意欲は非常に強いことが指摘されている。その背景として、カンボジアの製造業の生産設備は周辺国に比べても極めて貧弱でその生産性は低いことが挙げられており、全ての商品、特に農産品・加工食品・飲料類（水を含む）、建設資材、衣類・衣服等消費物資に対する需要、これらの商品を生産する設備需要が強いとされている。

しかしながら、資金供給面については、一部のドナー（KFC:ドイツ復興基金、IFC:国際金融基金（世銀の 1 機関）等）が、長期ローン貸出に向けた支援を実施しているものの、それらの規模は小さく十分供給されているとは言い難い状況である。

その理由としては、まず、金融機関側の理由として、①過少資本で経営基盤が脆弱、②小規模で固定負担が重く規模の経済が働きにくい、③情報生産機能が弱く専門化が進んで

[5]世界銀行グループの一機関で貧困減少と生活改善を目的に発展途上国における民間セクターに対する投資支援や技術支援などを行っている

いない、④預金・融資が短期に限定されている、⑤金融機能が首都に集中している、⑥取引費用が大きいうえに貸し倒れリスクが高く、高金利が維持されている、⑦信用創造が不適切に運用されている等の指摘がある。

⑥ 政府による代表的な中小企業支援策

カンボジア政府において「中小企業支援」に関わる政策が出されたのは 2004 年頃からであるが、金融制度面よりも、手続き面や技術支援が中心となっている。

レクタングラー・ストラテジー（2004 年）

- 2004 年以降4年間の政策指針をまとめたもの
- この中で、経済成長に向けた4項目として、(1)農業セクターの強化、(2)インフラの復旧と整備、(3)民間セクターの発展と雇用の創出、(4)人材育成が挙げられている
- 更に、民間セクターについては、①投資誘致、②中小企業振興、③雇用の創出と労働環境の改善、④セーフティネットの構築 を重視するとされ、中小企業に関わる記載がみられる

中小企業育成のための経営環境改革（2008 年）

- 2008 年 8 月、商業大臣が「カンボジア政府は、中小企業の育成が重要であることを認識し、その経営環境の改革に着手した」旨表明した
- その改革には、営業許可と登録手続きの合理化が盛り込まれており、鉱工業エネルギー省の中小企業局局長が融資についても単純化が必要である旨指摘されている

中小企業競争力改善会議

- 商品の多角化を行い、技術の改善を行う為の「2009～2013 戦略的枠組み」の再検討を目的とする会議である
- 会議において、産業資源エネルギー省長官が以下の言及・指摘をした。
- 「製品品質を高め、外国企業製品との競争力を増す様、中小企業支援を推進する」
- 「中小企業の8割が飲食品製造（国民・観光客向け）であるが、それらは外部要因に左右される為、飲食物以外の高品質の商品開発を行い地方と海外へ供給していく必要がある」

(3) 関連制度

① 倒産制度

破産法

2007 年 10 月成立、同年 12 月施行された。

債権者からの債務者に関する破産請求は、累積で 500 万リエル以上の債務支払いを債務者が行わなかった場合に可能となり、債務者からの破産手続き開始請求は債務支払いの義務を放棄した義務放棄から 30 日以内に行うことが義務付けられている。

なお、裁判所が破産手続きの開始を決定すると、破産手続きが終了するまで、債権者または債務者の代理人は、債務者及びその財産に対して如何なる手続き、執行等も

開始したり続けることができない。その間、管財人が、債務者の全ての財産の管理と支配権を有することとなる。

② 手形・小切手制度

手形制度の整備状況

カンボジアには、小切手・為替手形・約束手形の制度が存在している。

カンボジアの小切手は、また、裏書きが可能であり、また、支払人以外の第 3 者等の保証を付すことも可能である等、日本の「手形的」利用が可能な制度内容となっている。。その他、持参人払の場合は、白紙でも裏書きがあるものと同等とみなされる、その他、一覧払い制、線引き小切手、支払い不能時における振出人による異議申述制度等があり、小切手は振出日より 6 カ月以内に支払い呈示することが求められている。受取人は、支払い不能の場合、4 営業日以内に裏書人・振出人にその旨通知せねばならない。

但し、電子記録債権の様に、小切手債権の一部金額に関わる裏書譲渡等の規定はなく、小切手とは別に、制度としては、為替手形・約束手形とも日本と類似の内容が定められている。

不渡制度

不渡りに対しては、警告、懲戒、幾つか/全ての手形・小切手取引もしくは送金手続きの 12 カ月を超えない期間の禁止、不渡りとなった券面額の 5%から 100%の罰金等の制裁措置が定められている。

手形・小切手の所有者は、手形・小切手の債務不履行があった場合、裏書人・振出人・引受人に対して、4 営業日以内にその旨通知しなくてはならない

クリアリングハウス

カンボジアでは、中央銀行が国内で発行される全ての小切手の決済を行うクリアリングハウスを管理している。2010 年末時点において 28 の機関がカンボジアリエル表記のクリアリングハウスに参加している。うち、26 は商業銀行、1 は特別銀行、そして中央銀行である。USD 表記のクリアリングハウスは 34 の参加者があり、うち 30 が商業銀行、3 は特別銀行、そして中央銀行である。

政府は、現金ベースの経済が金融発展における障害となっていると考えており、決済手段として小切手の使用を増加させることを計画している。（2006-2015 年の Financial Development Strategy の主要課題となっている）

手作業の小切手決済の仕組みは 2009 年に終了し、2009 年 5 月以降は、Check Standard Clearing System が機能している。

2010 年に、バッチ清算システムを導入するための検討が開始されている。

③ 国家決済システム法

NBC は国際金融公社(IFC)と共同して、決済システムの法的な健全性を強化するため、

国家決済システム法の起草の準備を進めている。

④　民間銀行用信用情報共用システム(Credit Information Sharing System)

カンボジアでは、2006 年より、民間銀行用の信用情報共有システムの運用を開始してきた。強制ではなく、任意加盟のシステムとして、全ての加盟銀行から貸出に関わるネガティブな情報を収集し、参加行は融資審査の段階でその情報を使用することができる仕組みである。

しかしながら、信用情報共有の意義の不十分な理解や技術上の問題等から、十分に機能せず、重複債務者等を峻別できない状況であった。

こうした状況を受けて、ADB、IFC、カンボジア国立銀行は、信用情報共有システムの強化を図ろうとしており、例えばネガティブな信用情報の共有を義務付けられる様、カンボジアにおける個人の信用調査書に関するワークショップを開催するなどして促進を図っている。

⑤　土地法

カンボジアでは、土地所有権を保証するため、土地登記制度を設けており、1992 年に初めて制定され、2001 年 8 月に改正されている。

内戦中にカンボジアの土地制度が崩壊し、土地所有権の権利書と登記簿の多くが失われた為、土地所有権をめぐる紛争が多発しており、未登記土地に関する紛争解決と法的所有権の確定を目的として 2001 年には「土地委員会」が設立された。

また、同年、「国土管理・都市計画・建設省（Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction)」に不動産に関する権利書の発行権限と国有不動産の公図管理権限を与えている。

カンボジア土地法では、土地所有者は不動産に抵当権等担保を設定することができ、「登記」が第三者対抗要件となっている。

⑥　担保取引法

2007 年 5 月、担保物に付属する債務を保証するため、統一された規則が定められた。担保対象物は、いかなる性質の動産、権利、無形資産でも認められており、口座、担保付売買契約、委託品・リース品、担保物の収益も担保物として認められる。

また、担保物は既に実在するものでも将来的に発生するものでも良く、カンボジア国内外いずれに位置していても良い。

担保取引登記事務所は商業省に設置され、担保物に対する担保請求権や先取特権の登記が行われている。登記事務所が保有する記録については誰でも閲覧し、コピーをとることができる。

4　IT 利用の状況

①　銀行間決済インフラの整備状況

カンボジアの決済システムはインフラ整備が遅れ、発展途上にあったが、現在急速にその整備を進めているところである。

ただし、現段階においては銀行システム以外の分野では、現金が主要な決済手段である。小切手と送金は公的機関によって使用されているものの、一般企業の利用は限定的である。

②　クリアリングハウス

1990 年代中盤、NBC（カンボジア国立銀行）はカンボジアリエル建ての決済システムを、中央銀行法（初期バージョン）(1992 年)に基づいて構築した。

現在、クリアリングハウスは、米ドル建てとカンボジアリエル建ての両方の小切手に対応しており、プノンペンと複数都市に設立されている。

毎年のカンボジアリエル建て小切手のクリアリング取扱量は、2005 年に 18,082 枚/5,030 億 リエルから 2010 年には 32,854 枚/16,270 億リエルに、米ドル建ては、199,847 枚/1,800 百万ドルから、485,189 枚/7,000 百万ドルにまで増加している。

手管理によるクリアリングは 2009 年に終了しており、2009 年 5 月に、ソフトウェアプログラムによるクリアリングシステムが導入されている。

③　送金システム

資金送金では、電子送金と紙ベースの送金が提供されている。

電子送金では、広く国際資金送金もしくは国際送金の受信に SWIFT メッセージが使用されている。IT インフラの整備が進んでいる銀行の中には、支店間の資金移動も電子的に行っている銀行もある。

一方、国内の資金移動では、銀行は紙ベースの支払指図（Payment Order）、口座引落と送金を使用している。

④　コアバンキングシステム

アジア開発銀行(ADB)の支援を受けて NBC（カンボジア国立銀行）はその運営の近代化に取り組んでいる。

統合コアバンキングシステムは NBC の本部と多くの州の支部に設置されている。

⑤　モバイル決済サービス

モバイル決済サービスは、携帯電話利用の成長を受けて軌道に乗り始めたところである。決済サービスの規制とともに、決済取引の促進と、決済サービスの利用者保護を図るため、NBC は、2010 年 8 月 25 日に「サードパーティープロセッサー」と「資金送金のための支払い指図の公的な仕様の導入」の 2 つの施策について検討を進めている。

⑥　一般企業等におけるＩＴの利用状況

通信網の未整備から固定電話の普及率は低いものの、携帯電話の普及率は約６割に達している。（図表 IV-12　参照）

図表 IV-12 カンボジアにおける電話普及状況

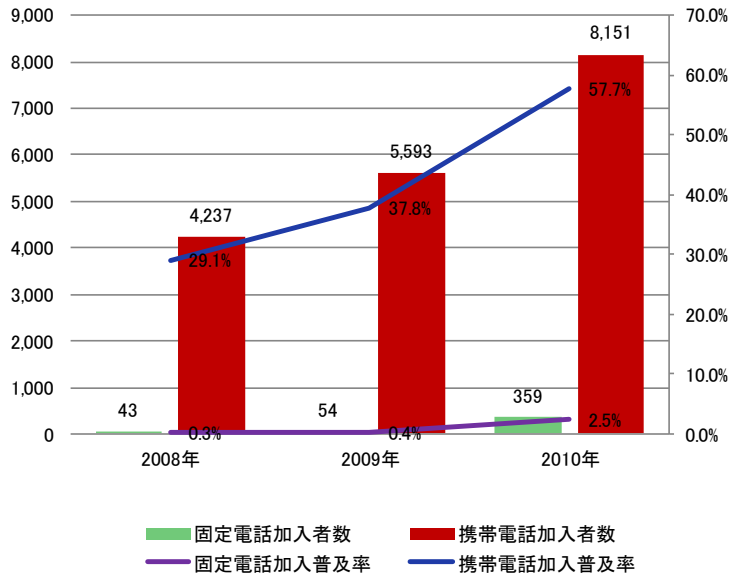

出典：財団法人国際情報化協力センター「アジア情報化レポート 2011」

インターネット・ブロードバンドの普及率は、いずれも著しく低い。この一因として、通信コストの高さが原因にあると言われている。（図表 IV-13　参照）

図表 IV-13 カンボジアにおけるインターネット普及状況

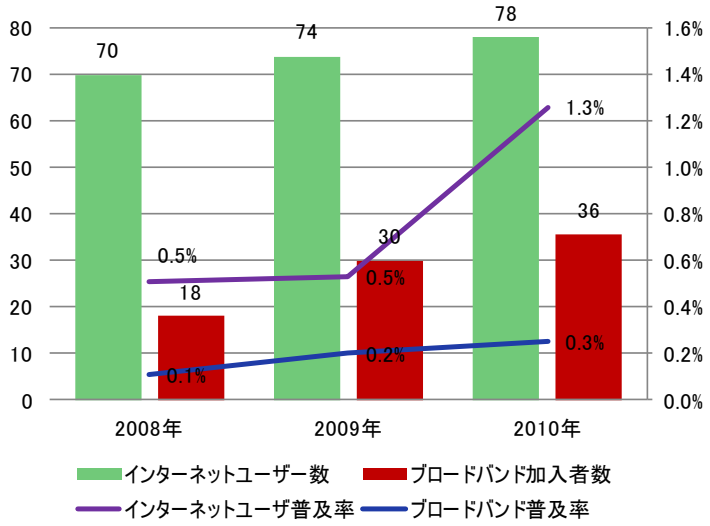

出典：財団法人国際情報化協力センター「アジア情報化レポート 2011」

⑦　ＩＴ関連行政の状況

2000 年 8 月、内閣府の下に、IT 政策の策定、IT 政策実施、IT 関連プロジェクトの監視・監査を実施する政府機関として、首相を長官とする国家 ICT 開発庁（Nada)が設立され、電子行政にあたっている。

現在、カンボジアでは国際情報化協力センターの支援を得て、通信網の整備が進められており、具体的には、韓国からの借款による電子政府プロジェクト GAIS(Government Administrative Information System),PAIS/NII(Provincial Administrative Information System/National Information Infrastructure)の他、日本の円借款によるメコン地域通信機関ネットワーク事業、その他民間企業が主要都市間に光ファイバーケーブルの敷設を進めている。

また、大メコン圏(GMS)の情報通信網を整備する「GMS 情報スーパーハイウェイ構想」では、中国からの借款によりカンボジア・ラオス間の光ファイバ網敷設プロジェクトを実施している。

その他、国際情報化協力センターによって整備してきた IT インフラは図表 IV-14 の通りである。

図表 IV-14 国際情報化協力の状況

国連・国連関連機関	● 電子商取引戦略計画作成（商務省、NiDA/UN)、シスコアカデミー大学への設置支援（NiDA/UNDP)(5000USD,2001-2002) ● UNDP Pan Localization(Pan Localization カンボジア)
欧米政府援助機関	● インターネットコミュニティセンター設置（米USAID,2002)
日本	● NiDA管理能力向上プロジェクト(2008.2-2010.1) ● メコン地域通信機関ネットワーク計画(2005-2009予定、遅れ）（約30億円の円借款） ● OSS日本アジア・パートナーシップワークセミナー(CICC,2008) ● OSSエッセンシャル研修(CICC,2009) ● 基本情報技術者育成事業(アジア経営開発協力財団,2009)
韓国	KOICA ● インターネット教育訓練センタ（国家情報通信技術開発庁NiDA,2002) ● 電子政府計画フェーズ1GAIS(2004-2005)ファー図2PAIS(2006-2009.4予定) KADO ● 韓国カンボジア国家職業訓練学校(2005)

出典：財団法人国際情報化協力センター「アジア情報化レポート 2011」

5　インタビュー調査概要

(1)　調査対象者と主な確認事項

①　金融当局

カンボジア国立銀行

②　利用者

日系企業１社、現地企業１社

③　サービス提供者

現地金融機関２行、マイクロファイナンス機関１社

(2)　調査結果概要

関係各者からの回答により、文献調査の結果を概ね確認することができた。

まず、カンボジア国内の商取引においては、一部の企業では短期での売掛債権は発生しているものの、現金取引が主流であることから現段階で広く債権を流通させていくことは困難と考えられる。

産業構造では、外資の積極的な受入によって現在発展の端緒にある。現段階では外資企業は輸出加工型産業が中心となっている為、国内における外資と現地企業間の商取引及び債権の流通は多くはないものの、サプライチェーンの構築については、今後、外資受入が、国内産業の発展に資するものとなるか否かに左右される。

現地企業については、資金調達ニーズが極めて高く存在するものの、国内金利は極めて高いうえに、現地企業は現金取引主体で売掛債権があったとしても極めて短期であることから、電子記録債権導入のみで資金調達の課題を解決できるものではない。そのため、企業間信用の醸成、それに必要な情報の整備等も併せて行っていくことで、徐々に利用の可能性が高まっていくものと考えられる。

一方、日系企業の資金調達については、現地の貸出金利の高さから日本で資金調達を行って現地に送金しているため、電子記録債権導入が図られた場合でも、カンボジアの金利情勢に大きな変化がなければ現地で資金化するよりは、日本で資金調達を図る可能性が高いと考えられる。

なお、カンボジアの決済インフラの整備は遅れをとっていたため、現在急速にその整備を進めているところである。具体的には、クリアリングハウスのシステムに銀行システム等他の決済インフラを付加していく意向がある。

6　インタビュー結果

(1)　直接的なニーズ確認

①　金融当局

電子記録債権の概念について理解を得ることができた

- 検討に際しては、カンボジアの現地金融機関の意向を考慮する必要がある

②　その他関係者

事業会社が入手できる信用情報は殆ど存在せず整備の必要性が高まっている。

- 信用調査会社が存在しないため、実際に自ら見て回り確認している（現地金融機関）（現地日系企業）（現地企業）
- 必要に応じて銀行保証や、前受金等の契約条件を付すなどの対応をとっている（現地企業）
- 法務局に不動産を登録するシステムは存在するが、企業に関わる情報は取得が難しく、今後、国として整備が必要なのではないか（現地金融機関）
- 信用調査機関設立の検討のため、ワーキングチームを組成している（現地金融機関）

(2)　間接的なニーズ確認

①　産業特性及び企業特性

人件費の安さから外資の労働集約型産業が進出してきており、当面その傾向は継続すると考えられるが、現段階では現地産業の育成には結びついていない。重工業の発展には、電力等のインフラ整備が必要となる。

- カンボジアの事業コストは賃借料が約 50%、原材料が約 30%と高い。人件費は 10%程度に留まり、多少の人件費高騰があっても、それ程の影響はないのではないか。（現地日系企業）
- カンボジアの繊維産業は大半が手作業によるものであり、機械化が進んでいる他の東南アジア諸国の製品と比べると価格競争力がないのではないか（現地金融機関）
- カンボジアには外資の労働集約型企業が進出してきているものの、国内産業が発展するためには、進出企業が現地の技術育成を支援していくことが必要なのではないか（現地日系企業）
- 産業としては米加工業、修理業が多く、工業を誘致するには電力供給が十分ではない。但し、近年整備する方向にある（現地金融機関）
- 人件費は低いものの、電気料金が高いため、重工業等電力を多く必要とする産業の進出は難しい側面がある（現地マイクロファイナンス機関）

極めて短期の売掛債権は存在している。1カ月程度の債権でも極めて長期の債権として認識されている。

- カンボジア国内での回収条件は現金としているが、ある程度長期間、継続的に取引している一部の企業については、自社で信用調査を行い、掛け売りを検討している。(現地日系企業)
- 海外との決済については、ドル建てで決済しており、原材料調達に関わる支払いはB/L＋20日程度の条件が多い。(現地日系企業)
- 販売先との決済は、1カ月程度の掛け売りとしており、小切手や銀行送金により決済することが多い。この回収期間はカンボジア国内で極めて長期であると認識している。(現地企業)

② 資金調達構造

資金調達は容易ではなく、調達できても金利が極めて高い。そのため、日系企業は日本で資金調達を行い送金して対応している。

- 貸出金利が高く、大企業向けでも8.5～12.0%、マイクロビジネスでは24～30%となっている。(現地金融機関)
- 商業銀行は上場クラスの企業でないと融資対応は困難であり、且つ審査に1，2カ月を要している(現地マイクロファイナンス機関)
- 多くのカンボジア人は、資金不足に際して、自分の資産を担保に資金調達することを知らない状況にあり、現在、融資の仕組みを少しずつ浸透させている状況にある(現地マイクロファイナンス機関)
- 資金調達は日本で行い送金を受けている。カンボジア国内の金利は高いため、現地では借入していない(現地日系企業)
- カンボジアでは、資金調達手段は多くなく、不動産担保融資と自己資金にて資金調達を図っている。(現地企業)

③ IT利用の状況

全般に決済インフラの整備は遅れをとっていたが、今後はクリアリングハウスのシステムに国内の決済インフラ、銀行システムの連携を図ることを指向している。インターネット普及率が低いため、インターネットバンキングではなく、モバイルバンキングの利用が伸びている。

- まだ多くの人がインターネットに接続しておらず、パソコンも所有していない状況であるため、インターネットバンキングの普及は困難な状況であるものの、モバイルバンキングシステムは広く利用されている(金融当局)
- モバイルバンキングシステムを勘定系システムの一部として運営している(現地金融機関)
- 決済インフラとしては、主要都市に約600台設置されているATMに関わる共同スイッチングシステムの構築について、2012年を目途として予定している(金融当局)

- クリアリングハウスは設立済み（リエル建て・ドル建ての2システム）であり、国内の決済インフラと銀行システムの直接連携を検討している。またペイメントオーダーにも対応していきたいと考えている。（金融当局）
- クリアリングハウスは国内に4機関存在するものの、いずれも電子化されていない（現地金融機関）
- 現在、決済のオペレーターの定義を行いそのユーザーの権利を保証する「National Payment Law」の制定に取り組んでいる。（金融当局）
- 銀行とは別に「送金屋」と呼ばれる事業者が存在しており、安価に送金することができるが、イリーガルな事業者も少なくない（現地日系企業）

④ その他

- カンボジアには預金保険制度がなく、銀行が倒産した場合は資本及び準備金のみが引当の対象となる。（現地金融機関）

V. インドネシア

1　文献調査結果の要約

（前回調査より引用）

(1)　産業特性及び企業特性

インドネシアでは、製造業が主要産業となっており、企業数も 5,126 万社と非常に多いが、そのほとんどが GDP への寄与が少ない小規模・零細企業が占めている。これらの小規模・零細企業は、その大半が内部資金で経営を行なっているため、資金調達ニーズはあまり高くないと言える。

資本特性としては、国営企業や外資系企業などが一定数存在するもののインドネシアの資金調達構造に影響を与えている状況ではない。また、華人系企業がインドネシア経済に大きな影響力を持つと言われている。これまでは閉鎖的な家族経営が華人系企業の特徴とされていたが、近代的でオープンな経営に移行している。

(2)　企業の資金調達構造

中小企業への融資は年々増加傾向にあるものの、現状では内部資金で経営を行う小規模・零細企業が多い。ただし、借りられないため資本調達としている可能性はある。小規模・零細企業における決済では、運転資金の前払いや現金決済が多いことから、企業間信用の発展余地が認識される。

また、大企業・国営企業の下請けとなる中小企業においては、大企業・国営企業からの支払が遅延することが常習化しているため、債権の可視化の手段のひとつとして電子記録債権制度を活用する余地はあると考えられる。

(3)　IT 利用の状況

銀行間決済のインフラは他の調査対象国同様に整備されているものの、島国であるという制約によって国民全体にインフラが浸透しているとは言い難い。これは企業における IT 利用状況にも言えることであり、インターネットは十分に普及していない。代替手段として携帯電話が普及しているため、電子記録債権制度をインドネシアで普及させていくためには、携帯電話でも利用可能なサービスを提供していく必要が認められる。

2　産業特性及び企業特性

（前回調査より引用）

(1)　産業特性

インドネシアでは、製造業（構成比率 26.2%）と商業・ホテル・レストラン（構成比率 16.9%）が主要な産業となっている。（図表 V-1　参照）

図表 V-1　GDP に占める各産業の生産額比率（インドネシア）

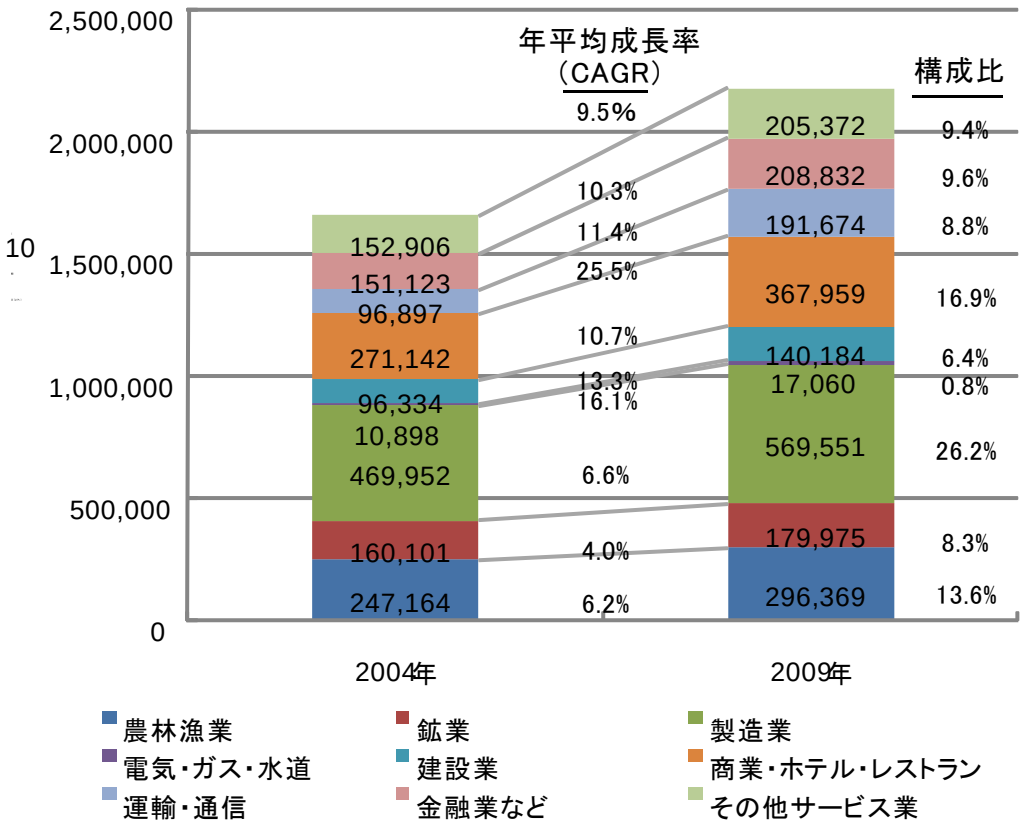

出典：日本貿易振興機構

※年平均成長率(CAGR) = (2009 年生産額 / 2004 年生産額) ^(1 - (2009 - 2004)) - 1

インドネシアの製造業は農村部を中心として伝統的・原始的な経営体によって行われており、消費財・家庭用品などのローテクな商品を生産しているケースが多いといわれている。そのため、産業構造として階層的下請け構造はできあがっていない。

(2)　企業特性

① 規模別企業数

インドネシアの企業数は 5,126 万社であり、そのうち大企業・中規模企業は 0.1%程度しか存在しない。（図表 V-2　参照）

図表 V-2 インドネシアにおける企業規模別構成比率

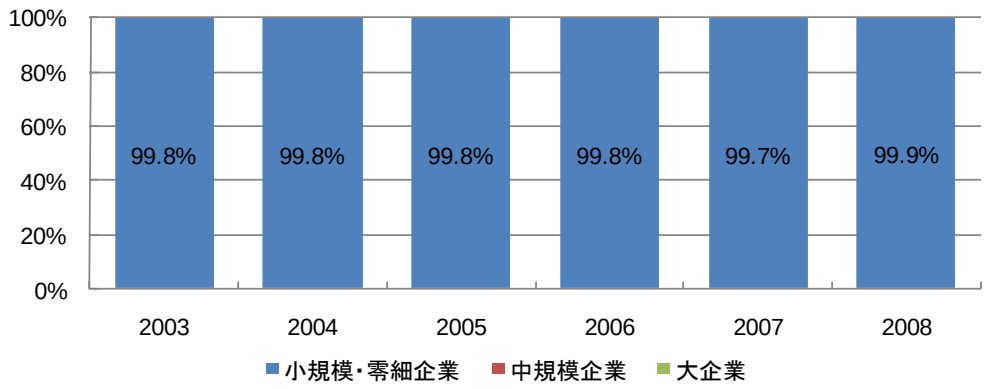

出典：インドネシア中央統計局

産業別に見ても、大規模・中規模企業は電気・ガス・水道及び農林漁業分野においてわずかに見られる程度である。（図表 V-3　参照）

図表 V-3 インドネシアにおける各産業の企業規模別構成比率

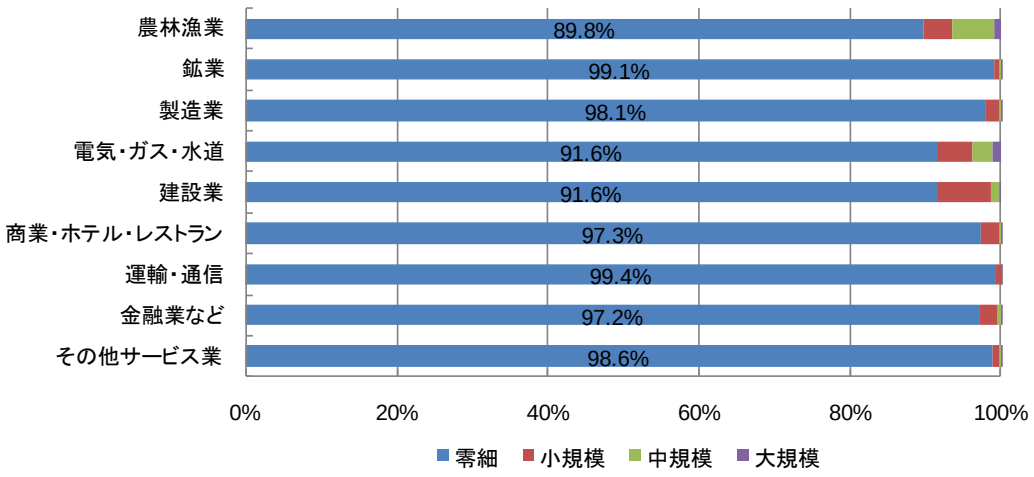

出典：インドネシア中央統計局

一方で、企業規模ごとの GDP 寄与率を見てみると、農林漁業、商業・ホテル・レストラン、サービス業以外では大部分を中規模・大規模企業が占めている。(図表 V-4 参照)

図表 V-4 インドネシアにおける各産業の企業規模別 GDP 寄与率

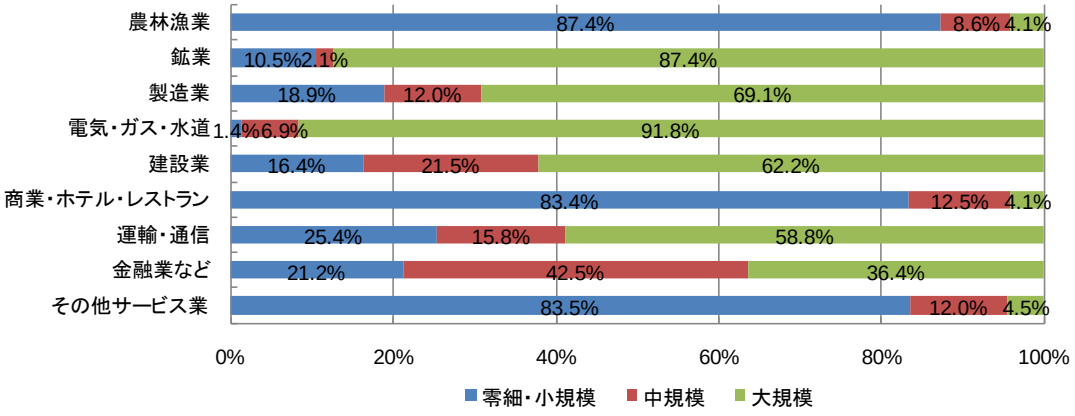

出典：インドネシア中央統計局

製造業は GDP の 26%を占めているものの、そのうちのほとんどが企業数としては非常に少ない中規模・大規模企業によるものである。前述の通り、インドネシアの製造業は GDP への寄与が少ない消費財・家庭用品などのローテクな商品を生産している小規模・零細企業でほぼ占められている。

② 資本特性

・華人企業

インドネシアは世界で最も華人が多い国である。総人口の 3~4%(600～700 万人)を占めており、インドネシアにおける上場企業のうち 65%が華人系企業である。一方で、現地人であるプリブミ系企業は 9%に留まる。(図表 V-5 参照)

図表 V-5 インドネシアにおける上場企業の所有属性(2004 年)

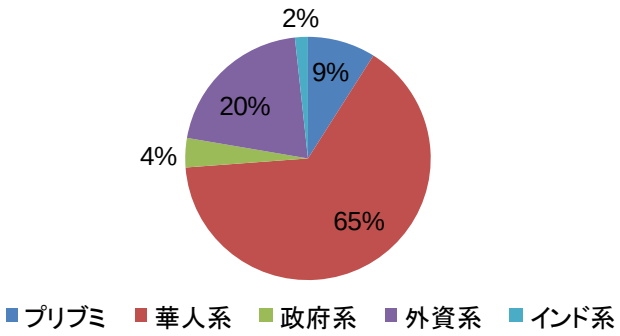

出典：Indonesia Financial Market Directory 2004

華人企業は一般的に閉鎖的な資金調達構造を持つと言われているものの、1997～1998 年のアジア金融危機を契機として、家族経営に対する近代的な経営手法の導入が進み、他企業との連携や合弁事業の設立などオープンな経営に移行している。

・国営企業

インドネシアの国営企業数は 130 社程度であり、また、石油・航空・電力・通信といったインフラ系の業種に限られている。

3　企業の資金調達構造

（前回調査より引用）

(1)　企業間信用の状況

① 資金調達の実態

2004 年当時のデータではあるが、上場企業においては企業間信用よりも短期銀行借入の占める割合が小さいというデータがある。これは、アジア危機前の 1996 年と比較すると、負債を圧縮し資本ファイナンスに移行しつつある特徴を示すものとなっている。（図表 V-6　参照）

図表 V-6 インドネシア上場企業における資金調達源（2004 年）

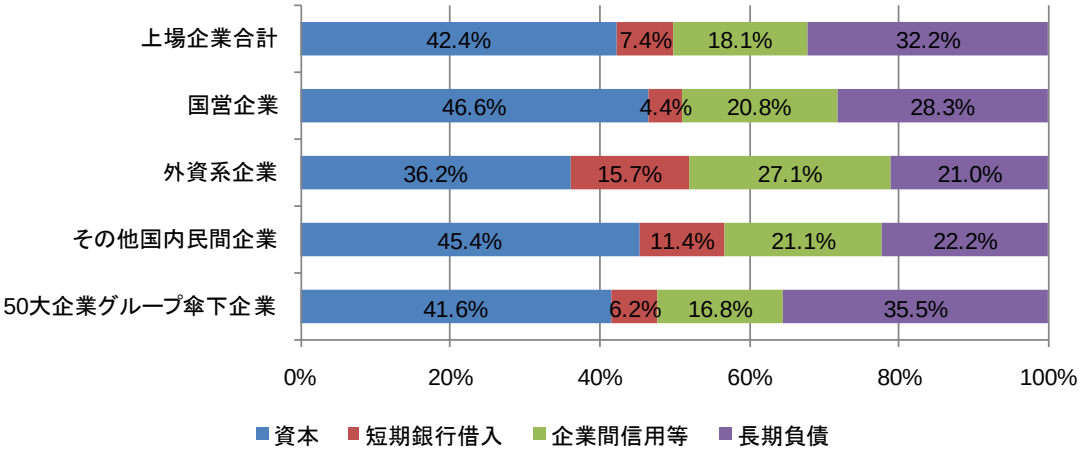

※流動負債と短期銀行借入データが入手できない企業、負債超過または負債過大（負債／自己資本比率が 10 以上）の企業を計算から除外

出典：アジア経済研究所　佐藤百合「インドネシアの企業セクター再編」

原出典：Institute for Economic and Financial Research「Indonesian Capital Market Directory」

また、インドネシアの 99%以上を占める小規模・零細企業では、借入をしない企業が 85%を占め、銀行借入は 2%に留まっている。（図表 V-7　参照）

図表 V-7 インドネシア小規模・零細企業における資金調達源（1998 年）

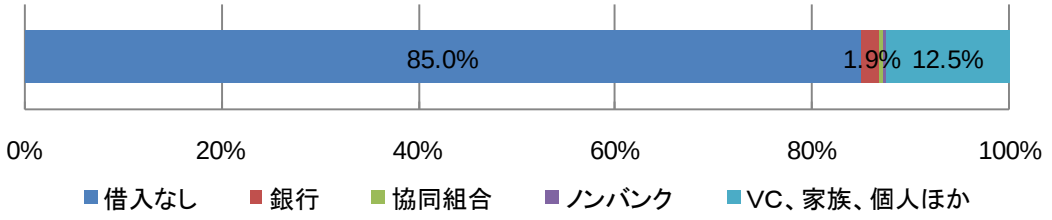

出典：神戸大学（当時）中村和敏「インドネシアにおける小規模零細企業の資金調達」
原出典：インドネシア中央統計局「Small Scale Manufacturing Statistics （2000）」

② 手形・小切手の利用状況

インドネシアでは一般的に小切手が利用されている。小切手の取引数と交換高は増加傾向にあるものの、5,126 万社という企業数を考慮するとまだ普及段階にあると言える。（図表 V-8　参照）

図表 V-8 インドネシアにおける小切手取引数及び小切手交換高

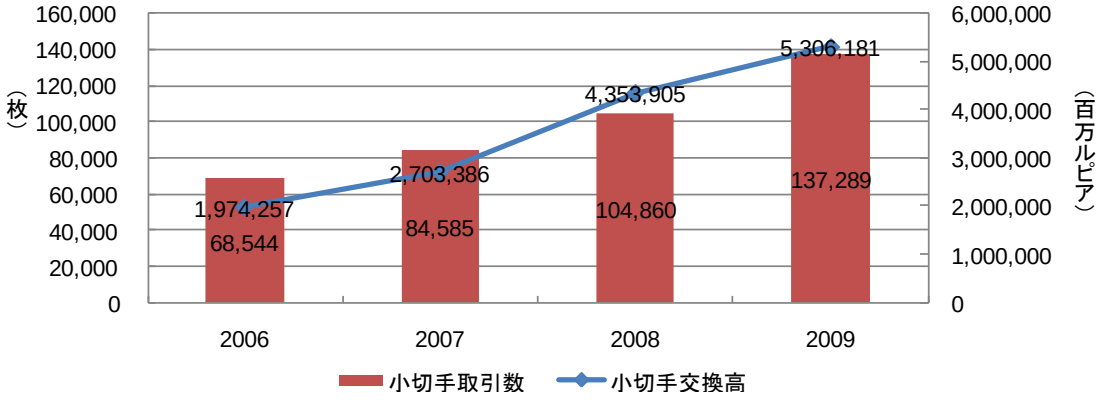

出典：BANK INDONESIA

③ 決済の遅延

インドネシアにおける決済の遅延状況として、小規模零細企業間の取引における決済遅延は重大な問題として認識はされていない。しかしながら、下請け関係においては大企業・国営企業による支払遅延は発生している。

インドネシアにでは売掛や信用供与という慣習はあるが、長期の期限を設けている例は少ない。アジア通貨危機後に小規模零細企業の倒産件数が増大した際には、現金による即時決済を多くの企業が要求するようになったと言われている。また、頭金・前払金を採用している企業が多いことも特徴である。（図表 V-9　参照）

図表 V-9 インドネシア小規模零細企業における決済方法（2000 年）

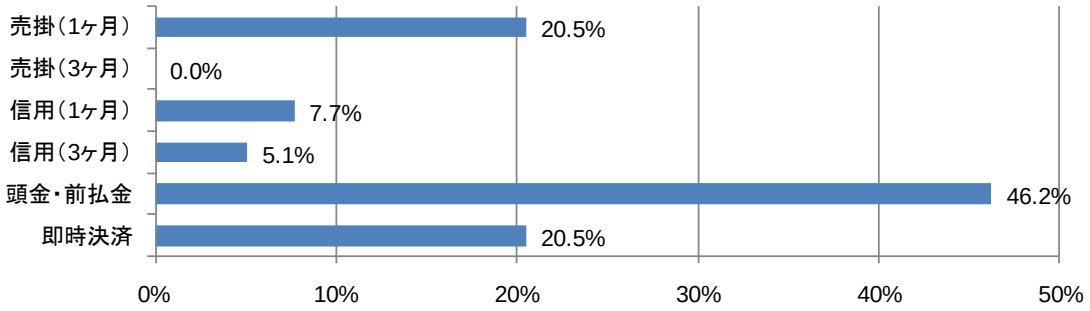

出典：神戸大学（当時）中村和敏「インドネシアにおける小規模零細企業の資金調達」
著者によるフィールド調査結果（2000 年当時） サンプル数 39

一方で、法律上では、大企業と中小企業は対等の立場で協力するよう定められているものの、大企業・国営企業からの支払が遅延することが常習化している。

不渡については、BANK INDONESIA 規則によると 6 ヶ月以内に小口不渡 3 回、もしくは大口不渡 1 回を出した場合、ブラックリストに掲載され 1 年間銀行取引が禁止となる。

(2) 金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

中小企業金融残高は年々増加傾向にあり、その内訳は運転資金融資が約 7 割を占める。（図表 V-10 参照）

図表 V-10 インドネシアにおける中小企業金融の提供状況

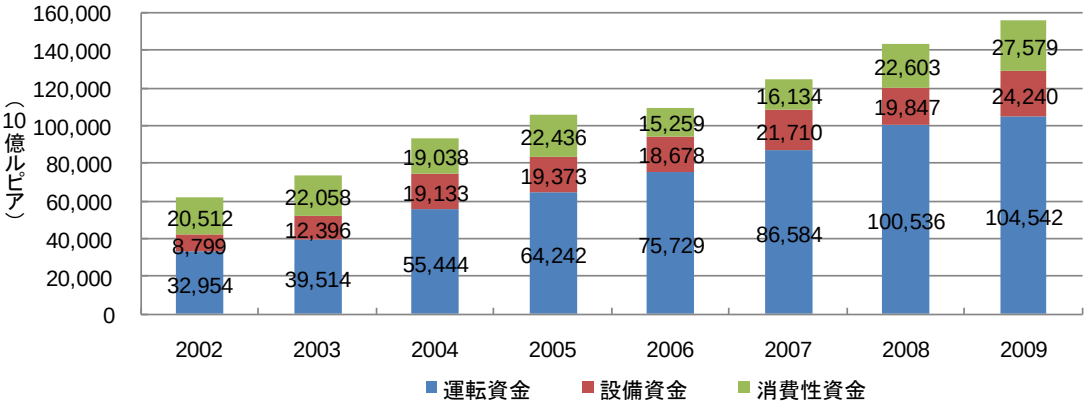

出典：BANK INDONESIA

中小企業金融を行っている金融機関は以下の通りであるが、その中でも特に国営銀行による融資が 6 割以上を占めている。（図表 V-11 参照）

図表 V-11 インドネシアにおける中小企業向け金融の機関別シェア

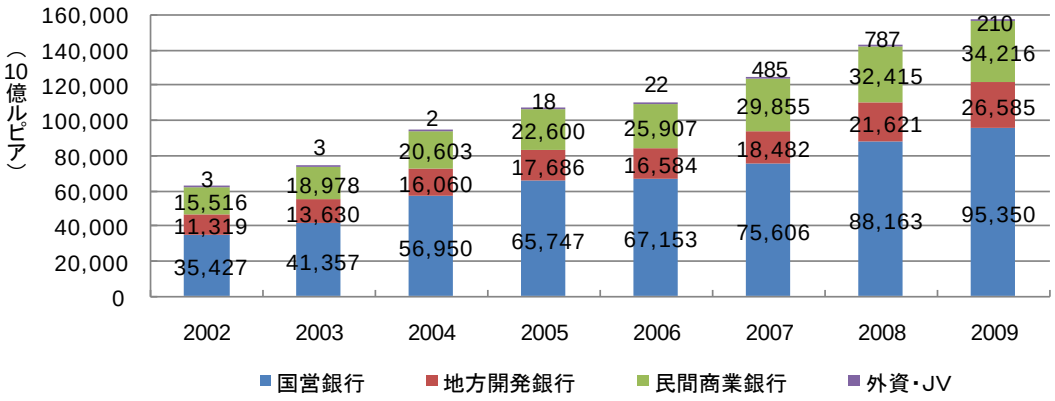

出典：BANK INDONESIA

(i) 国営銀行

マンディリ銀行、インドネシアネガラ国営銀行、インドネシア国民銀行など

(ii) 地方開発銀行

地域経済の振興のための中小企業向け融資を主業務とし、ほぼすべての州に 1 行設置

(iii) 民間商業銀行

セントラルアジア銀行、ダナモンインドネシア銀行など

(iv) その他

Permodalan Nasioanal Madani（政府機関）、シャーリア銀行

インドネシアの人口のうち 9 割近くがイスラム教徒であることから、イスラム教独自の融資が行われている。イスラムの教えから生じた規範、行動倫理である「シャーリア」に基づいて、「利子の禁止」「利益の分配」の理念のもと運営を行っているシャーリア銀行がある。シャーリア銀行は、特に中小・零細企業の事業に対する融資を積極的に行っており、融資方法は利子を取らない代わりに担保を必要としている。

② 中小企業向け金融制度

国営銀行のマンディリ銀行を例として、以下のような中小企業向け融資制度が用意されている。

(i) キャッシュローン

設備資金、運転資金、担保融資、多用途ビジネスローン、アントレプレ

ナーローン、フランチャイズローン

(ii) 各種プログラムローン

農業・エネルギー関係事業者向け、バイオ・プランテーション事業者向け

(iii) ノンキャッシュローン

信用状保証（海外取引・国内取引）、銀行保証、スタンドバイ信用状

(iv)マイクロビジネスローン

零細企業向けの運転資金等に関する融資

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

インドネシアでは、「1995 年小企業に関する法令第 9 号」を基本法として中小企業支援が行われている。この基本法の制定目的は、中小企業の活力を生かして経済全体の発展に資すること、及び中小企業振興に法的根拠を与えることである。内容として、政府の役割や小企業に対する支援、融資、信用保証、企業間の協力などについて規定されている。その後、「1998 年小企業振興に関する政令 32 号」によって、より強力に中小企業振興を推進することを定めた。

金融面での中小企業支援策として、2007 年に信用保証制度が開始されている。土地所有権が明確でないイスラム社会であるため、小企業法においても土地・建物が純資産に組み込まれず、中小企業の信用確保が困難であった。そのため、政府は融資を支援・実行するための政府機関を設立し、信用保証会社は、融資機関による融資や出資に対する保証を強化することが定められた。信用保証会社としては、SPU（国営公社）、ASKRINDO（政府出資の株式会社）、PKPI（商工会議所を中心に出資する民間会社）が存在している。

その他の各種支援事業として、研究開発支援、IT 対応への支援、産学官連携支援、販路開拓支援、ISO 認定取得支援、中小規模商業の振興策、下請け企業振興策がある。これらの支援事業は政府が法制度化し地方政府が実施する体制となっている。下請け企業に対する大企業・国営企業からの支払遅延問題については、下請け支払遅延等防止法を策定したほか、官公需へのアクセスや受注の平等などを保証している。しかし、これらの施策は効果をあげていない可能性がある。

(4)　関連制度

① 倒産制度

インドネシアの破産法は、オランダ統治下の 1905 年に制定されており、複数の債務を有する債務者が、少なくとも一つ以上の債務につき既に弁済期が到来しているにも拘わらず履行できない場合、破産となるとされている。裁判所による破産宣告と同時に、相殺や現金担保没収などごく例外的な担保権の実行を除いては、債務者に対する全ての債権回収行為、訴訟手続きなどは自動的に停止される。別除権については日本法の概念とほぼ同じであるが、破産宣告後最長で 90 日間は相殺など例外的担保権を除いてその実行は停止される。また、無担保債権者については、債権者集会にて債務者から提示される和議案について諾否投票を行い、商業裁判所の認可を経て実行に移されることが定められている。

② 信用情報制度

信用情報制度については、インドネシア銀行が 2005 年に信用情報データベースを構築している。また、1973 年に制定されたレポーティング法に基づき、すべての商業銀行およびノンバンクのクレジットカード会社は、すべての個人および企業の債務者に関するデータの提出が要求されている。このデータの提出によって、1,700 万件のデータが蓄積されており、各金融機関に提供されている。各金融機関が入手可能なレポートは、債務者の特定、借手である企業の経営者及び株主、供与された信用、担保、貸付人、集合性指標といった内容を含んでいる。

さらに、中小企業向け融資の改善を目的として中小企業データベースの構築が検討されている。ASEAN 事務局、インドネシア中央銀行、日本国財務省にて、中小企業データベース構築についての具体的議論が 2009 年に実施された。これは中小企業金融活性化のために中小企業データベース構築が求められていることを受けたもので、日本における CRD（Credit Risk Data）のノウハウが活用できると考えられている。

4　IT 利用の状況

（前回調査より引用）

(1)　銀行間決済インフラの整備状況

インドネシアの銀行間決済インフラは整備されている一方、島国という地理的条件によって金融機関を利用するユーザーにとっての制約が多い。大口決済は、2000 年にインドネシア銀行によって Bank Indonesia-Real Time Gross Settlement System が導入され、主要な商業銀行はすべてこのシステムに参加している。また、国際取引のため SWIFT 導入を開始しており、2012 年第 3 四半期から稼動開始予定である。小口決済は、Bank Indonesia National Clearing System (SKNBI)によって行われている。

インドネシアでは、経済的な理由や地理的な理由から銀行口座を持たない人が国民の 8 割以上を占めるため、代替の金融サービスへのニーズが存在している。そこで、携帯電話を利用した支払サービスが 2007 年に開始された。これは、携帯電話の SIM カードを用いたサービスであり、T-Cash や My Wallet といったサービスを人口の 1%程度の人が利用している状況である。

(2)　一般企業等における IT の利用状況

インドネシアにおけるインターネット普及率は、2007 年において 1.38%、ブロードバンド普及率は 2008 年において 0.18%であり、普及率は低い。（図表 V-12　参照）

図表 V-12　インドネシアにおけるインターネット・ブロードバンド普及状況

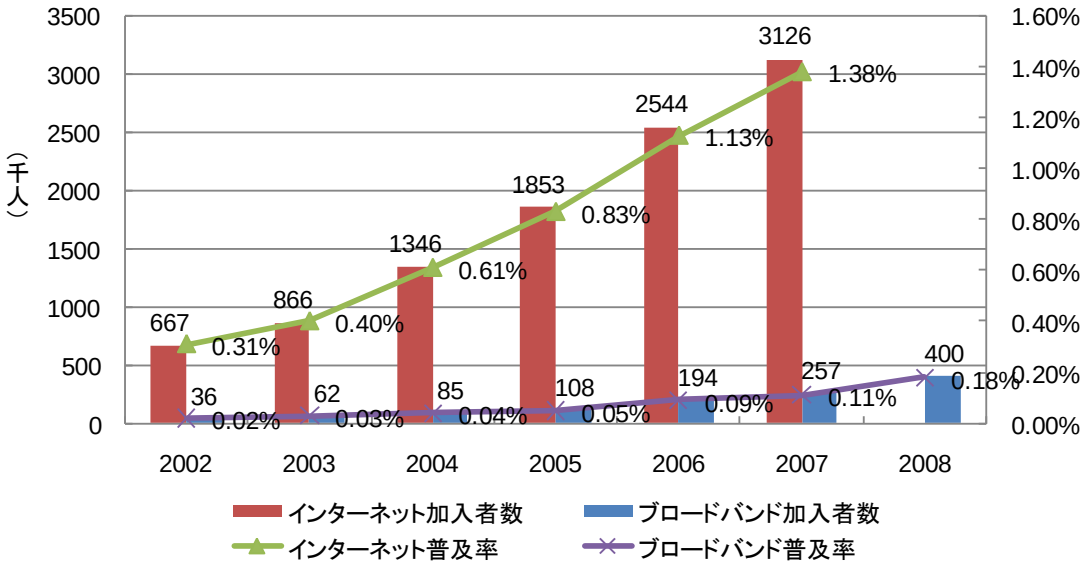

出典：ITU

インターネット・ブロードバンドの普及率が低い理由として、インドネシアは主要5島をはじめ1万数千もの島々から構成されているため、インフラの整備が困難であることが挙げられる。そのため、インドネシアでのコミュニケーション手段として携帯電話が利用されており、2008年における普及率は61.8%となっている。(図表 V-13参照)

図表 V-13 インドネシアにおける携帯電話普及状況

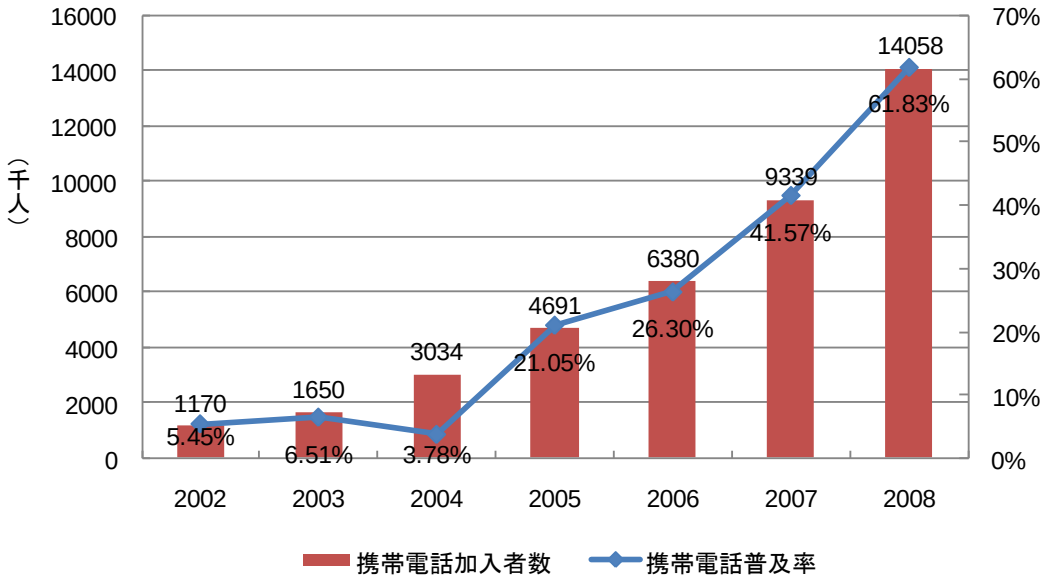

出典：ITU

携帯電話のデータ通信を利用してインターネットに接続できるほか、様々なサービスが利用できるため、PC の代替手段としての位置づけとなっている。これらから、インドネシアにおける電子記録債権の普及を検討する場合は、通常の PC による利用のみならず、携帯電話でのアクセスを想定したサービスを検討することが必要となると考えられる。

5　インタビュー調査概要

(1)　調査対象者と主な確認事項

① **金融当局**

Bank Indonesia

② **利用者**

日系企業 5 社

③ **サービス提供者**

日系金融機関 2 行、現地金融機関 1

④ **その他**

JETRO ジャカルタ事務所

(2)　調査結果概要

関係各者からの回答により、文献調査の結果を概ね確認することができた。

まず、インドネシア国内の商取引では 1 カ月程度の掛け売りによることが多く、決済手段としては、銀行振込が多く使用されている。また、売掛債権を担保とした融資の仕組みも既に存在している。この様に、「債権」の概念は既に存在し、「債権の資産としての活用」も既になされている。

産業構造については、企業・業種による差はあるものの、日系企業と現地企業をミックスしたサプライチェーンが現地に構成されており、現地調達率は高まりつつある。

企業の資金調達ニーズが存在するにも関わらず、円滑に資金供給がなされていないため、現地当局から「電子記録債権が資金化の早期化に寄与するならば、意義がある」旨の言及があった。ただし、国内金利の高さから、現地ローカル企業の場合はインフォーマルな金融を利用していたる。日系企業の場合には、日本もしくは他の国において米ドル等を低金利で資金調達し、現地に送金した上でインドネシアルピアに転換しているケースも見られる。

その他、インドネシアについては、インタビュー先より、直接的なニーズとして、以下の事項が挙げられた。

- 企業内の不正防止策
- 売掛債権担保融資の円滑化
- ファクタリングへの活用
- 債務保証における活用
- 信用情報としての活用

以上の通り、インドネシアに関しては、現地インタビューにおいて、具体的な活用の可能性が複数示された。

但し、導入の留意点として①インドネシアローカル企業の規模、②既存制度との調整、③売掛債権のサイトの短さ、④信用の概念の浸透の不十分さ、⑤電子記録債権導入に関わるコスト負担　等についても言及があり、今後はこれらの留意点の解決方法と、直接的なニーズとして挙げられた事項の実現に向けた検討の詳細化等を行っていく必要があると考えられる。

6　インタビュー結果

(1)　直接的なニーズ確認

①　金融当局

電子記録債権の導入について、機能面、インフラ面からの可能性の言及があった

- インドネシアの企業は、支払期間が長期化しているケース等、資金繰りの問題を抱えているため、電子記録債権を導入することで資金化の早期化を図ることができるならば助かる
- 導入に際してはインフラ面ではそれ程問題はないであろう。また、セカンダリーマーケットがあると良いと思われる。

導入に関わる懸念点についても企業特性・制度面から具体的に示された

- 懸念点としては、インドネシアの中小企業は「零細」レベルのものが多いため、必ずしも銀行を通して支払いをしている訳ではない
- Promissory Note/GIRO の現状の取扱い等を考慮し、制度間調整等の問題が発生する可能性がある。

②　その他関係者

企業内の不正防止策として活用できる可能性がある

- 日系企業では、社内不正防止が大きなテーマとなっており、「見える化」を歓迎する風潮がある。（日系金融機関）

売掛債権担保融資を円滑化できる可能性がある

- 運転資金供給については売掛債権を活用した資金提供の拡大を図ろうとしている。売掛債権を見合い担保とした融資は既に提供しているが、電子記録債権のように流通性が高くないため、電子記録債権がインドネシアに導入されることは望ましい。（日系金融機関）
- 銀行の融資に際しては有担が原則であり、売掛債権担保や親会社保証等を付している。売掛債権を担保取得する場合は、担保契約を公正証書として取得している。また、この 2, 3 年において、債権差し押さえに至った実績はない。（日系金融機関）

ファクタリングに活用できる可能性がある

- インドネシアでも SPC を設立してファクタリングを行うケースもあり、電子記録債権をインドネシアに導入する場合は、ファクタリングの方が適合するかもしれない（日系金融機関）
- 販売先からの代金回収を銀行に任せ、当該企業が支払いをしなかった場合は銀行からの支払いを受けられる、というサービス（ファクタリングサービス）が増加傾向にある（日系企業）
- 一部の金融機関では、ファクタリングに似たスキームでサービス提供しているところもあるが、基本的にノンリコースとはなっていないのではないか（日系金融機関）

- 資金回収は、遅延しがちである。請求書送付、支払い手続き等の事務手続き上の遅れや、資金不足等、複数の要因がある。しかし、資金授受の複雑さも一因と考えられており、経営者が従業員を信頼していないために社内の権限移譲が進まず、チェックが2重、3重となってしまっているために遅れがちとなっているケースがある(JETRO)
- 資金の回収遅延は発生しても 1, 2 日程度であり、遅延要因も企業側の理由ではなく、銀行のカットオフ時間等によるものである(日系企業)
- インドネシアでは社内体制が複雑化しており、決裁に時間がかかる傾向があり、その結果として 1, 2 日程度の遅延が発生するケースがある。(日系企業)

<u>債務保証に電子記録債権を使用できる可能性がある</u>

- 現在、行っている企業の支払債務の保証について、電子記録債権に保証を付す等の利用方法が考えられる。(現地金融機関)

<u>電子記録債権の決済データを信用情報として活用できる可能性がある</u>

- 中央銀行の信用情報(SID)は、入手できる情報(格付け情報や残高等)が多すぎる上に、情報の取扱についても厳正さを欠く部分があるという印象がある(日系金融機関)
- インドネシアでは一般企業が取得できる信用調査の手段がない。信用情報の提供会社は 3 社程度あるものの、実務上役立つレベルに達しておらず、口コミ等に頼っている(日系企業)
- 電子記録債権のようなデータがあると信用供与し易くなると考えられる(現地金融機関)
- 中央銀行では、銀行の預貸金情報を月次で集めている(日系企業)
- インドネシアには中央銀行の保有するブラックリストが存在する。ブラックリスト掲載の基準は半年に3回不渡りを発生させた場合で、銀行取引停止処分となる。しかしこのブラックリストは最低ラインを担保する程度のものであり、通常の融資等の判断には十分ではない(日系金融機関)
- 信用情報は既存先であれば、顧客ファイルを作成して管理しており、新規取引先の場合は銀行保証を付してもらい対応している(日系企業)
- インドネシアでは信用情報に関わるデータベースがないため、経験やつながりで判断している。販売会社等を通じて情報収集している。(日系企業)
- 信用調査は会社案内、税金の登録状況、施工実績等によっている(現地日系企業)

(2) 間接的なニーズ確認

① 産業特性及び企業特性

<u>企業によって差はあるものの、インドネシア国内で、ローカル企業も含めたサプライチェーンがある程度構成されている。</u>

- 仕入の 90%は、輸入や現地日系企業からの仕入れとなっており、10%程度が現地企業からの仕入れとなっている。ローカル企業との取引は増加しているが、日系企業との取引の増加率の方が高い。(日系企業)

- サプライチェーンのつながりは日本国内よりも海外の方が緩い傾向にある（日系金融機関）
- 現地調達率は上昇しているが、真の現地調達化ではなく、日系現地法人からの調達と言う意味で現地調達化が進んでいるのかもしれない（日系金融機関）
- 仕入元は 4 割が日本の本社、3 割が ASEAN 諸国（タイ・マレーシア等）、残り 3 割がインドネシア国内である。技術面の理由等から、日本等からも輸入しているが、目標は全て現地調達することである（日系企業）
- 下請け企業は 100 社程度あるが、その多くは現地企業である。（現地日系企業）
- 日系企業による現地調達率は、地場企業のコストの低さと技術力の向上を受けて上昇している。特に日系大手メーカーの 3 次請けから以降の階層になると純粋な現地調達となっている。（日系金融機関）
- 現地現物主義を採用しており、資金調達も含め、現地の判断、現地の手法で行うこととなっている（日系企業）

国際ルールの通用する都市部とそれ以外の地域での差が生じている。

- 首都圏であるジャカルタ、もしくはジャワ島までの地域であれば国際ルールが通用するであろうが、それ以外の地域では未だに物々交換も残っている（JETRO）
- 日本からはサービス・小売、医療器具関係、食品等の業種において進出が増加している。また、既に進出している日系企業でインドネシア全域に流通網を拡大できている企業もある（日系金融機関）
- 資源系の日系企業は島しょ部へ進出している（JETRO）
- 第 3 次産業は、従来産業としては弱かったが、この 2，3 年で増加してきている（JETRO）

② 資金調達構造

現地企業の資金調達は、デフォルト率はそれ程高くないにも関わらず、必ずしも円滑ではなく、金利も高い

- インドネシアの中小企業融資が難しい理由は、①担保不足②創業時は将来性を見極めにくいこと が挙げられる(現地金融機関)
- 保証をした会社のうち、返済不能となる比率は 5%以下である(現地金融機関)
- デフォルト率は、日系企業よりもローカル企業の方が低い(日系金融機関)
- インドネシアでの一般借入金利は 20-30%である。一部、5-6%の自動車ローンも存在するが、例外的な金利である。(JETRO)
- インフォーマルな調達もある(JETRO)
- 不動産担保については、担保取得しても通常、土地が定期借地権になっているため、回収可能性も高くないことから、保証をとることが多い(日系金融機関)

日系企業は、現地調達金利の高さ等から、日本もしくは他の国で調達してインドネシアに送金しているケースが見られる

- かつては、グループの金融統括会社から資金調達していたが、現在は自己資金で対応しており、基本的には借入の無い状況である。借入をしていたときはUSドル建てで振込をしてもらい、資金を引き出す際にドル、ルピアのいずれかで引き出すようにしている。以前は、USドル建てで借入、ルピアにスワップした上で振り込んでいた。(日系企業)
- 銀行借入は日本本社管理となっており、現地では行っていない(日系企業)
- 借入の判断及び資金調達は日本本社で行っている(日系企業)
- 商社・自動車メーカー系販売会社ではファイナンス付きで販売している。販売金融の場合、ドル調達して、通貨スワップでルピア建てに転換する方が調達コストは低く抑えられる(日系金融機関)
- メーカーの場合、設備は円もしくはドル払いであること、金利安等の理由から外貨借入が多い(日系金融機関)

Tier2,3 クラスの企業では、親会社保証等によるファイナンスを行っているケースもある

- インドネシアは進出ラッシュを迎えており、Tier1 クラスの企業ではなく、新たな市場を求めて、Tier2,3 クラスの企業が進出してきており、その場合、バイラテラルローンを組むことが多く、政府保証付きや親会社保証等により調達を行っている。(日系金融機関)
- ローンの貸出期間は 5 年が最長であり、長期のファイナンスが無い(日系企業)

企業間信用は日本ほど長期ではないものの発生しており、決済には銀行振込が多く利用されている。

- インドネシアの売掛債権はサイトが短く 30 日程度のものが多い(日系金融機関)

- 契約時、物品の場合は契約額の60%、調査・コンサルティングの場合は50%を前払いする（日系企業）
- 支払い条件は引渡し後 1 カ月程度が中心となっているが、長いものでは 60～90日払いとなっている。（日系企業）
- 決済は月末締め 1，2 カ月後払いのものが多いと考えられる。但し、3、4 カ月の売掛債権もあり、1カ月をきるようなものは少ないのではないか（日系金融機関）
- 支払い条件は、手形はなく、月末締め翌月払いで送金にて払込を行っている（日系企業）
- インドネシア現地企業との決済は全てルピア建てとするよう、2006 年に通達が出ている（日系企業）
- 決済手段としては銀行振込が一般的であるが、一部小切手も利用されている（日系金融機関）
- 手形法は存在せず、小切手も少ないため、決済手段は送金・現金が基本となっている（日系金融機関）
- 決済は銀行振込が基本であり、例外的に小切手の場合がある。（日系企業）
- 現金・小切手の場合、偽造リスクがある（日系金融機関）
- インドネシアの主要な決済手段は銀行振込・小切手である。その他、小口払いに使用する手形は存在している。（日系企業）
- 当座預金開設に際しては納税の確認が必要とされているが、インドネシア国内に 1,200 万社の企業がると言われているうち、納税者番号を保有しているのは 4%程度にすぎない（日系企業）
- 支払日付のある小切手（ギロ）が存在しているが、裏書・割引・担保提供はできず、現地での決済、ルピアのみに対応している。支払日付に従って持ち込んだ銀行が決済を行っている（日系金融機関）
- 銀行口座は国全体としては 3 割が保有していない。保有していない理由として、インドネシアの口座には月間 100 円程度の口座維持手数料がかかることが大きな理由と考えられる。（日系企業）

③　ＩＴ利用の状況

<u>インターネットバンキングの利用が進みつつあり、媒体では特にモバイルの普及が進んでいる。</u>

- インターネットバンキングの利用は広まっている。その背景として、従来は人件費も安かった為、手作業でこなしていた部分も、業用拡大に伴って、手では管理しきれなくなってきたことが想定される。（日系金融機関）
- 有線LANの時代を飛ばして無線LANが普及しつつある。パソコン保有率は 5，6%に留まっているが、スマートフォン、モバイルから電子化が進んでいるケースが多く見られる。（JETRO）

- スマートフォンは15%程度普及している。インドネシアの平均年収は3,000ドル程度であるが、家や車を購入できない世帯においてスマートフォンが購入されているようである。（日系企業）

企業のＩＴ化は進んでいる企業とそうでない企業で２極化が進んでいる

- 電子化については、社内のIT化がほぼ済んでいる企業とコスト高となるため対応していない企業に2極化が進んでいる（日系企業）

決済インフラの整備は進んでおり、新たな制度を導入し易い素地はある。

- インドネシアの RTGS の導入は日本よりも早かった。この様に、新たな制度を入れ易い素地、マーケットは存在する。（日系金融機関）
- 決済は時点決済と RTGS、ATM ネットワーク等があるが、口座引落は金融機関の引落事務手続きに信用が無い為、普及していない（日系金融機関）

④ その他

「売掛サイトの短さ」、「信用の概念」、「コスト負担」が導入に際しての留意点である

- 中小企業等の資金ニーズもあるためインドネシアで電子記録債権の活用の可能性はあると考えられるが、売掛サイトが短いため、コストに見合う取引がなされるかは課題である。（日系企業）
- 導入したいと思う中小事業側に、電子記録債権導入のコスト負担ができるかも課題ではないか（日系企業）
- 電子記録債権を普及させる場合、債権を買取りや割引く、といった概念がないことが懸念材料ではないか（日系金融機関）
- 制度普及に際しては「信用」の概念の普及が必要である。例えば携帯電話であっても 9.5 割がプリペイド型になっており、WEBショッピングも事前払いが原則となっている。（日系企業）

その他

- リーマンショック後は日本から出ざるを得なくなって進出している中小企業が多い。大企業4輪メーカーでも中小でも、日本よりインドネシアの収益性が高くなっている（日系企業）
- 自動車ではタイよりもインドネシアの国内販売高が多い（日系金融機関）

VI. タイ

1　文献調査結果の要約

(1)　産業特性及び企業特性

タイの主要産業は、製造業であり、外資系企業の誘致や裾野産業の育成の効果もあり、企業数としては小企業が 9 割以上を占めるものの、従業員数で 3 割強を占める大企業を中心に国内でのサプライチェーンが構築されていると推定される。

日系企業としても自動車メーカーを始め多様なメーカーが現地進出を行い、現地調達率を高めてきていることから、電子記録債権を利用する素地は整っているのと思われる。

(2)　企業の資金調達構造

中小企業は運転資金ニーズが高いものの、アジア金融危機後のタイ経済の回復を受け、早急に資金が必要という状況ではない。ただし、国家としても中小企業の育成には取り組んでおり、SME Bank や SBCG といった政府による支援策の利用が進んでいる。また、アジア金融危機を受けて、企業の信用情報の整備が進んでおり、タイとしての中小企業支援策は一定の成果を上げている。

さらなる振興策として電子記録債権の導入は十分に考えられ、電子記録債権の導入による情報の蓄積が、既存の信用情報と繋がることで、より強固な信用情報基盤が整備されることが期待できる。

(3)　IT 利用の状況

銀行間決済のインフラは整備されている。また、国家を挙げてＩＴ化を進めており、インターネット普及率も東南アジア諸国ではトップクラスである。このように電子記録債権を利用するためのＩＴ環境は整備されており、導入に際してＩＴが障壁となることは少ないと思われる。

2　産業特性及び企業特性

(1)　産業特性

タイでは、「製造業」が最も主要な産業であり、GDP に占める生産額比率は、2009 年度において 39.9%となっている。次いで、「卸・小売・修理」の割合が多く、債権者、債務者が多数関係する産業が主要な産業と言える。（図表 VI-1　参照）

特に、タイは投資奨励法による外資系企業の誘致に成功しており、製造業は外資系企業による牽引が影響している部分が大きい。

また、「金融業」の伸びが大きく、金融マーケットの潜在的なニーズの存在を伺うことができる。

図表 VI-1　GDP に占める各産業の生産額比率（タイ）

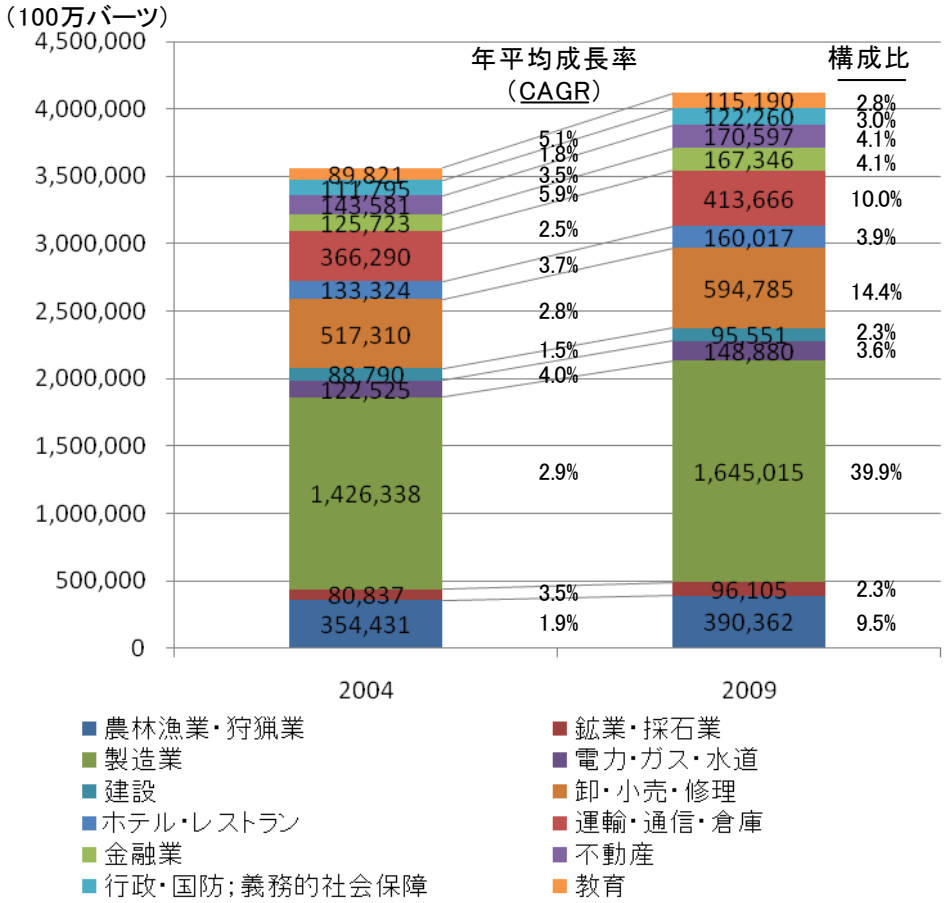

出典：日本貿易振興機構

※年平均成長率(CAGR) = (2009 年生産額 / 2004 年生産額) ^(1 - (2009 - 2004)) - 1

さらに製造業における各業態の内訳を見ると、ＯＡ機器、自動車、石油、化学製品といった比較的大規模な設備を必要とし、また関連企業の多いことが想定される業種の比率が高くなっている。一方、衣類、繊維、皮革、紙等の産業は比率が減少傾向にあり、産業が重工業化している状況が伺える。（図表 VI-2　参照）

図表 VI-2 製造業の各分野における製品生産額の比率

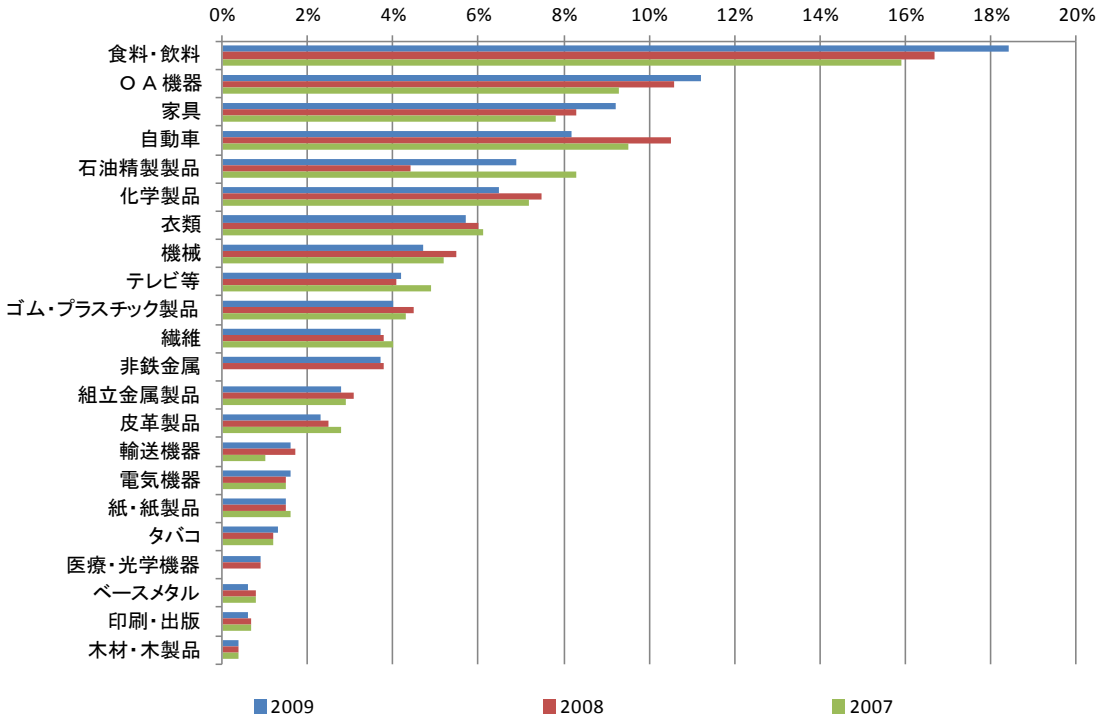

出典：NESDB 「Gross Regional and Provincial Product」

(2)　企業特性

① **規模別企業数**

従業員数が 15 人以下の企業が、サービス業、製造業ともに 9 割を超える。しかしながら、サービス業における収益額でみると、15 人以下の従業員数の企業が占める割合は、36.2%まで低下する。（図表 VI-3　参照）

図表 VI-3 タイにおける企業規模別構成比率

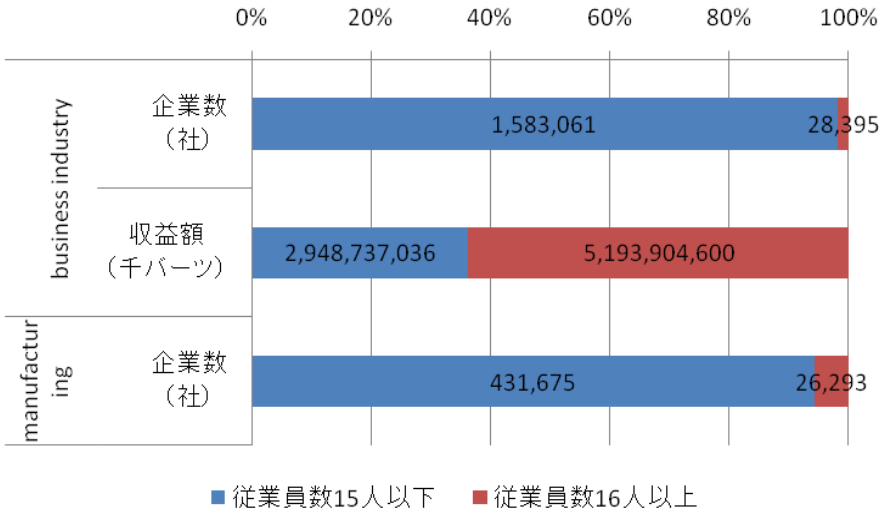

出典：タイ統計局（business industry は 2008 年、manufacturing は 2007 年）

② 中小企業の定義

タイの中小企業は、図表 VI-4 のように定められている。資産もしくは従業員数により判断され、小企業、中企業の双方に該当する場合は小企業とみなされる。

図表 VI-4 タイ工業省による中小企業の定義

業種	小企業	中企業
製造業 サービス業	土地を含まない資産 5,000 万バーツ以下 従業員数 50 人以下	土地を含まない資産 5,000 万バーツ超、2 億バーツ以下 従業員数 51－200 人
卸売業	土地を含まない資産 5,000 万バーツ以下 従業員数 25 人以下	土地を含まない資産 5,000 万バーツ超、1 億バーツ以下 従業員数 26－200 人
小売業	土地を含まない資産 3,000 万バーツ以下 従業員数 15 人以下	土地を含まない資産 3,000 万バーツ超、6,000 万バーツ以下 従業員数 16－150 人

出典：SME Development Bank

タイの企業数を見ると、全ての産業において小企業の占める比率が 9 割を超えている。（図表 VI-5 参照）

図表 VI-5 タイにおける各産業の企業規模別企業数構成比率（2010 年）

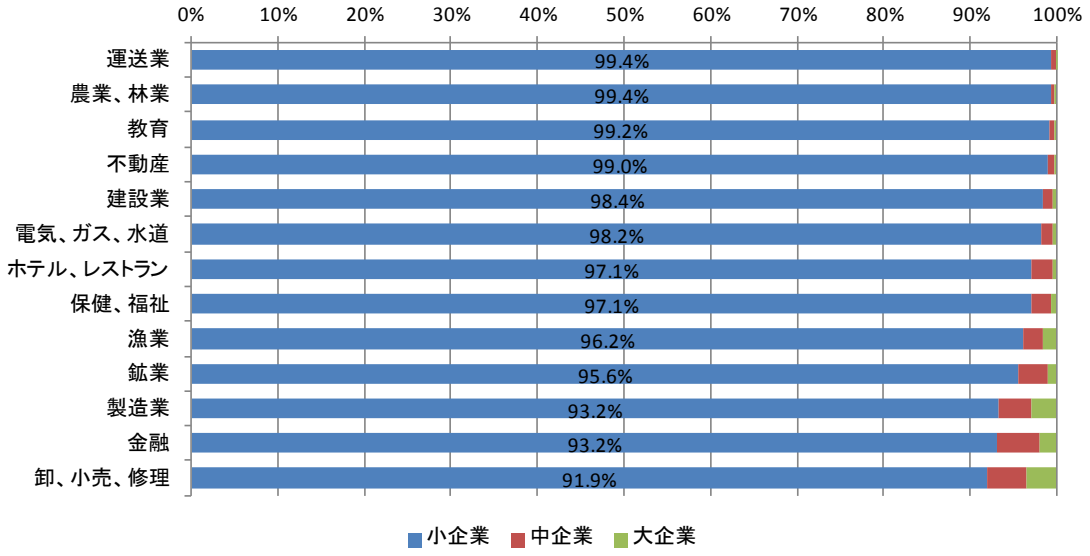

出典：OSMEP 「The White Paper on SME Of Thailand in 2010 and Trends 2011」

一方、従業員数で見ると、「農業、林業」「保健、福祉」「製造業」「金融」の業種で小企業の占める割合が 5 割を下回る。（図表 VI-6 参照）

図表 VI-6 タイにおける各産業の企業規模別従業員数構成比率（2010 年）

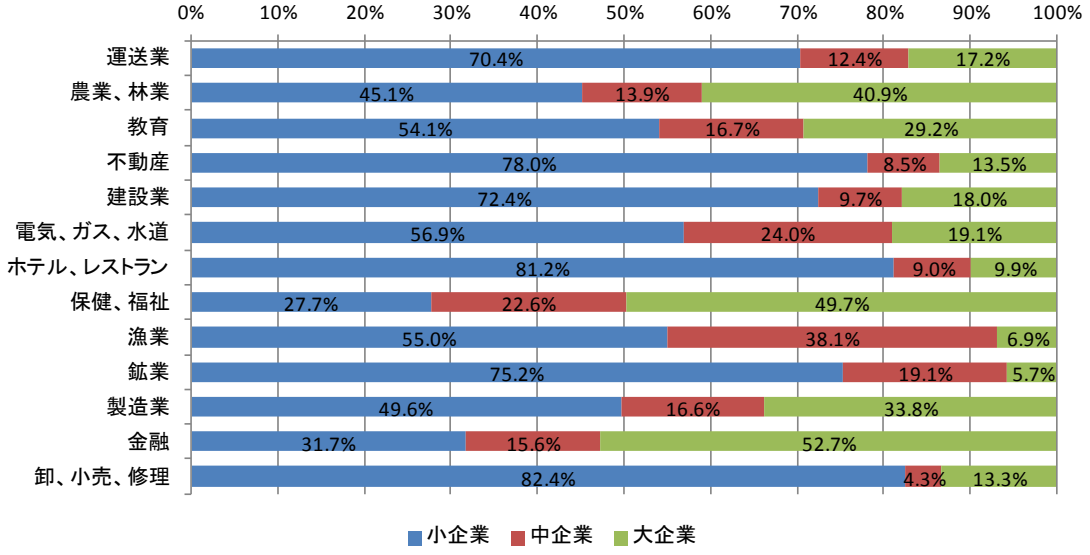

出典：OSMEP 「The White Paper on SME Of Thailand in 2010 and Trends 2011」

3　企業の資金調達構造

(1)　企業間信用の状況

①　資金調達の実態

上場企業に比して、非上場企業における短期負債の割合が高く、特に買掛金・受取手形の割合が増加傾向にある。反対に、非上場企業における銀行借入は、短期、長期ともに 2002 年をピークに減少傾向にある。（図表 IV-6　参照）

図表 VI-7 タイにおける企業規模別内部資金調達状況

	上場企業					非上場企業				
	2000	2001	2002	2003	2004	2000	2001	2002	2003	2004
負債（%）	60.6	59.0	56.3	53.1	53.4	57.5	55.3	54.7	54.4	51.7
流動負債	32.5	30.0	32.3	28.2	30.2	39.0	37.1	37.3	37.8	37.4
買掛金・受取手形	7.2	6.9	8.6	6.9	7.2	10.3	10.7	11.0	12.8	12.7
短期銀行借入	5.8	4.4	4.4	3.4	4.1	11.9	11.3	11.8	10.6	9.8
その他流動負債	19.5	18.7	19.3	17.9	18.9	13.3	11.2	12.6	13.1	13.0
非流動負債	28.1	29.0	23.9	24.9	23.1	18.4	18.2	17.4	16.6	14.3
長期借入	19.9	20.7	16.9	17.7	16.0	5.6	7.5	7.5	6.9	6.6
社債等	3.8	2.7	2.0	2.2	2.7					
その他非流動負債	4.4	5.6	5.0	5.1	4.5	4.3	4.3	3.3	3.4	2.3
資本（%）	39.4	41.0	43.7	46.9	46.6	42.5	44.5	45.3	45.6	48.3
資本金	23.4	25.9	24.0	68.3	26.1	32.3	30.1	30.9	28.5	26.3
内部留保	-8.7	-4.2	4.6	6.3	9.9	3.7	7.4	8.4	11.0	16.3
資本剰余金	24.6	19.4	15.1	-27.8	10.6	6.5	7.1	6.0	6.1	5.7
サンプル企業数（社）	84	101	116	131	136	201	197	204	208	207

出典：三重野　文晴「タイ、マレーシアにおける企業の分布と資金調達」

大企業と中小企業のローン需要をみると、平均して中小企業における需要が高いことが分かる。一方で、2011 年に入ってからは大企業の需要が高まってきている。（図表 VI-8 参照）

図表 VI-8 大企業、中小企業のローン需要[6]

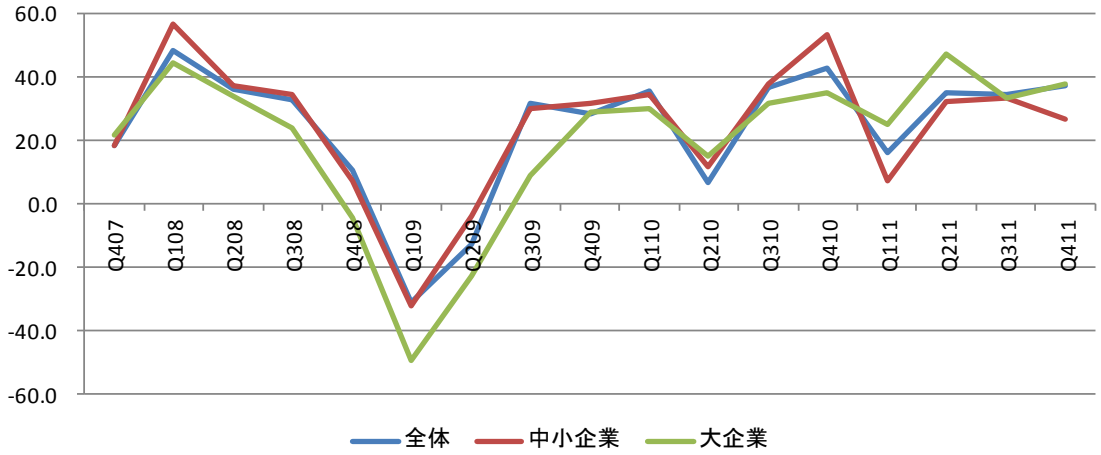

出典：タイ中央銀行

タイの金融機関における貸出金利は、今回調査を行なっている他のアジア諸国と比較して非常に低い（図表 VI-9 参照）。タイでは企業の資金調達に関する規制があまり無く、外資系企業であっても、現地でのバーツ建て借入、ドル建て借入は自由に行うことができる。さらに、海外からの借入や親子ローンも自由である。

図表 VI-9 タイ金融機関の預金金利、貸出金利

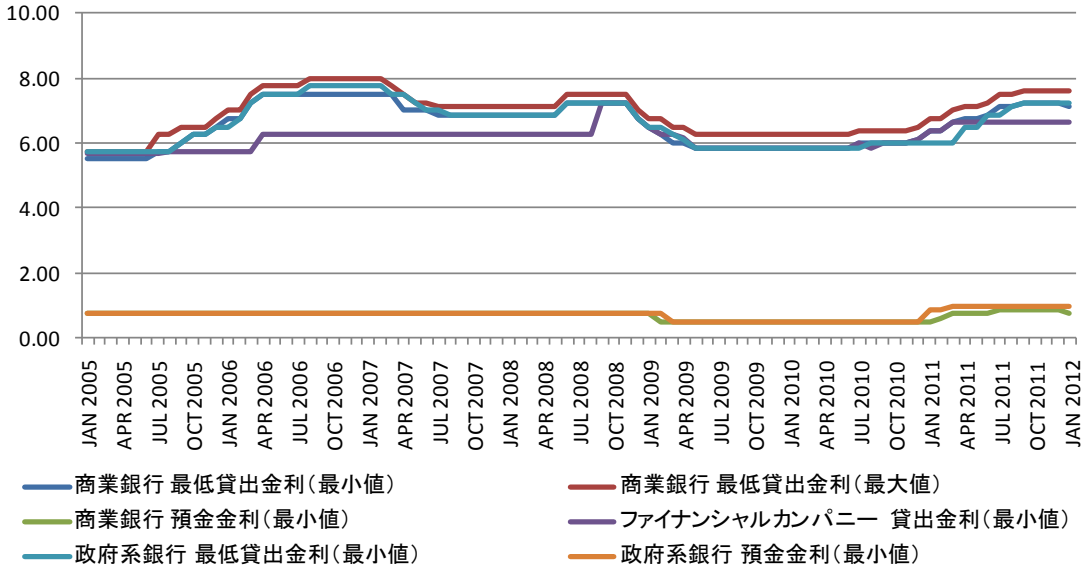

出典：タイ中央銀行

[6] 前四半期と比較して、需要の増減を数値化。値が 0 の場合は、前期と変化なし。プラスの場合は、需要が増している状況、反対にマイナスの場合は需要が減少している状況を意味する。

タイでは、2008 年 6 月以降、預貸率が 100%を超えており、金融機関による積極的な貸付が行われている。（図表 VI-10　参照）

図表 VI-10 タイローカル銀行の預貸率

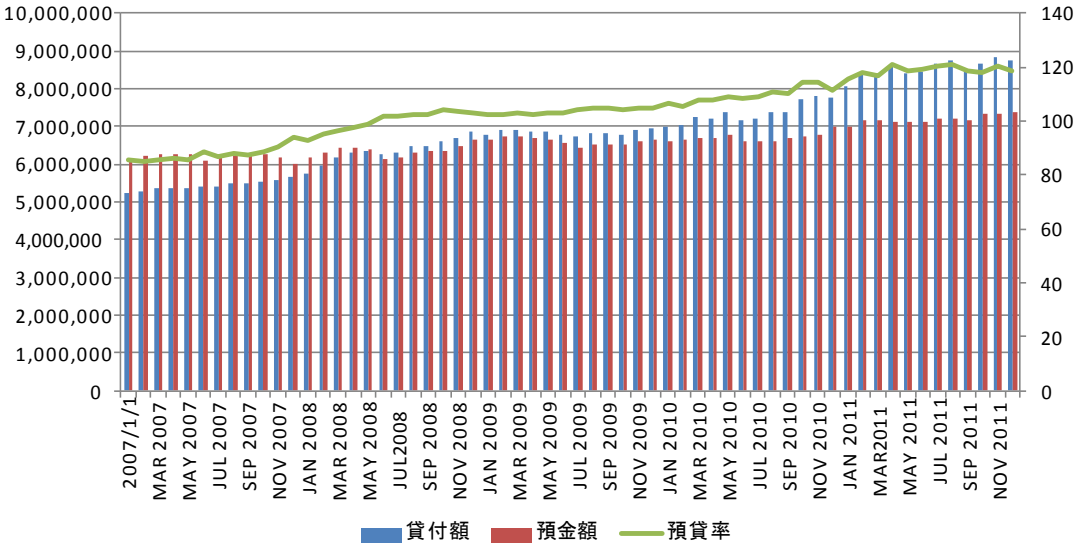

出典：タイ中央銀行

② 手形・小切手の利用状況

タイでは小切手が流通している。交換件数に関しては、2005 年をピークに減少傾向にあるものの、交換高は堅調に推移している。2001-2007 における消費者物価指数の CAGR（年平均成長率）が 3.14%であるのに対し、小切手交換高の CAGR は 11.69%と大きく上回っており、1 件あたりの金額がより高額になってきていることが分かる。（図表 VI-11 参照）

図表 VI-11 タイにおける小切手交換件数及び交換高

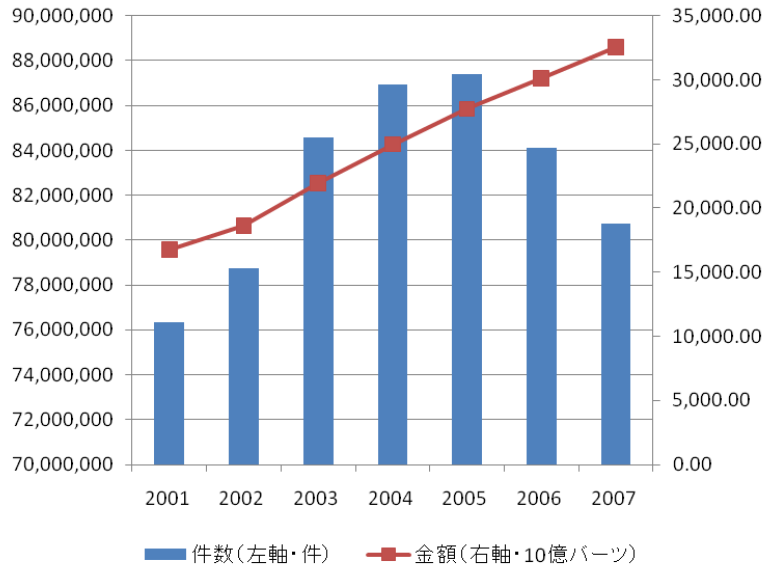

出典：タイ中央銀行

③ 決済の遅延

タイは、日系企業進出の歴史が長く、タイ国内での活動についてもノウハウ等が蓄積されていると見られる。国際協力銀行のアンケート調査でも、代金回収が困難であるとする回答が非常に少ない。(図表 VI-12 参照)

図表 VI-12 有望事業展開先国・地域の課題(代金回収が困難)

国名	代金回収が困難と回答された割合
中国	31.3%
ロシア	11.3%
インド	8.5%
ブラジル	8.3%
インドネシア	4.1%
台湾	3.6%
ベトナム	3.2%
タイ	1.6%

出典：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2010 年度 海外直接投資アンケート結果」

(2)　金融機関による中小企業融資の状況

① 中小企業金融の提供状況

タイ中小企業における資金調達の実態については、やや古いデータとなるが、国際協力銀行が 2000 年にタイでのアンケート（有効回答数 642）を実施している。

中小企業における追加的な資金の必要性については、38.5%の企業が「資金が至急に必要」「資金が必要」と回答している。（図表 VI-13　参照）

図表 VI-13 タイにおける中小企業の追加融資の必要性

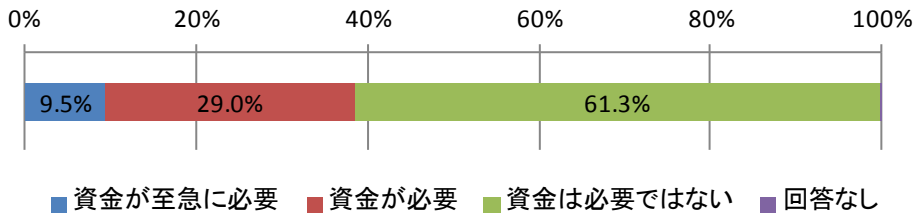

出典：開発金融研究所報（2001 年 1 月）「東アジアの持続的発展への課題」

必要とする資金額については、100 万～500 万バーツが 38.5%と最も多く、1,000 万バーツ以下の規模で全体の 68.1%を占める。（

図表 VI-14　参照）

図表 VI-14 タイにおける中小企業の融資必要額

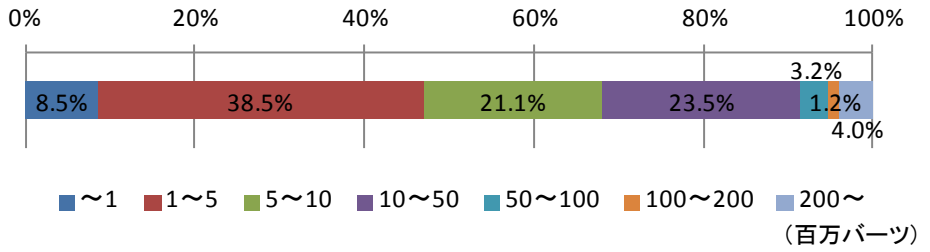

出典：開発金融研究所報（2001 年 1 月）「東アジアの持続的発展への課題」

当該調査によると、中小企業が運転資金を調達する際には、商業銀行からの借入が多いものの、売上金、内部留保を調達先とする回答が増加傾向にある。タイでは 1997 年の金融危機の影響による貸し渋りが問題となっており、金融機関による十分な融資が受けられていない可能性が考えられる。（図表 VI-15　参照）同様の傾向は、設備投資資金の調達先でも言える。（図表 VI-16　参照）

図表 VI-15 タイ中小企業における運転資金の主な調達先

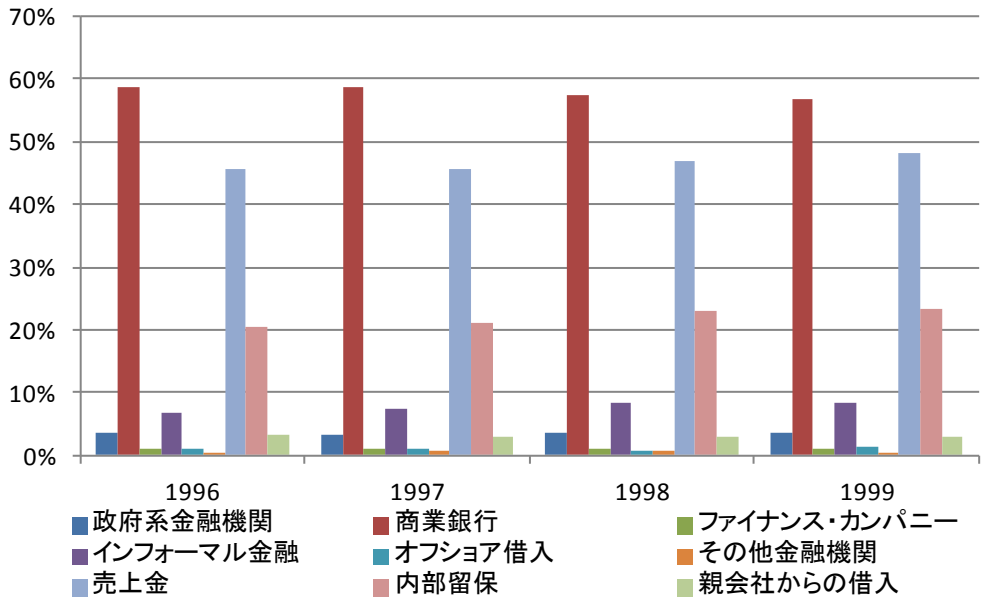

出典：開発金融研究所報（2001 年 1 月）「東アジアの持続的発展への課題」

図表 VI-16 タイ中小企業における設備投資資金の主な調達先

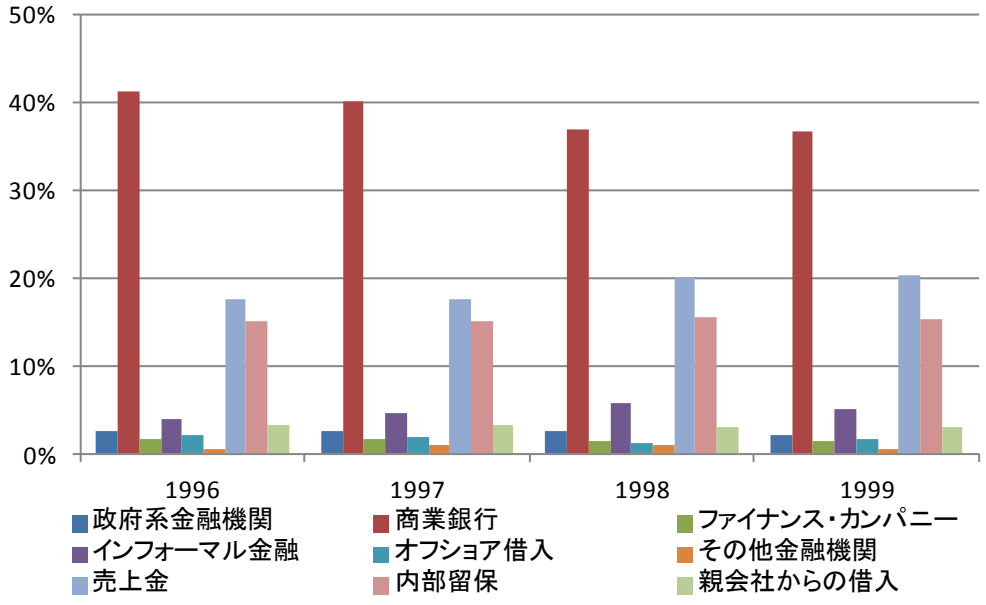

出典：開発金融研究所報（2001 年 1 月）「東アジアの持続的発展への課題」

資金調達目的としては、「運転資金のつなぎ」が最も多く、日常的に資金がショートしている可能性が伺える。（図表 VI-17　参照）

図表 VI-17 タイ中小企業における資金調達目的

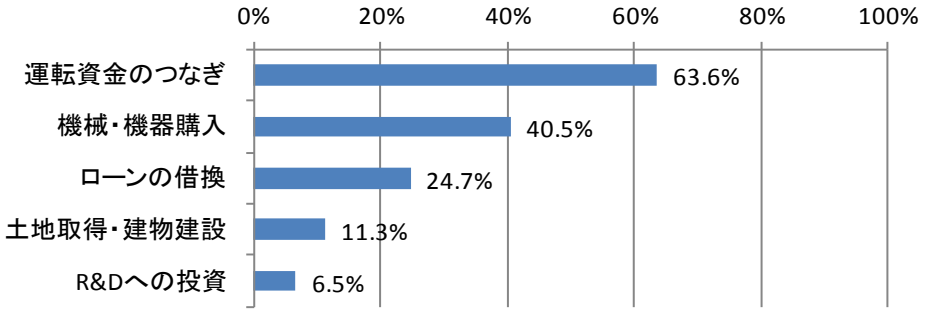

出典：開発金融研究所報（2001 年 1 月）「東アジアの持続的発展への課題」

別の資料でローンの資金使途を見ると、先程と同様に運転資金が最も高く、次いで設備投資となっている。大企業が各目的に一様に需要があるのに対し、中小企業における運転資金ニーズの高さは特徴的であると言える。（図表 VI-18、図表 VI-19 参照）

図表 VI-18 中小企業のローン資金使途[7]

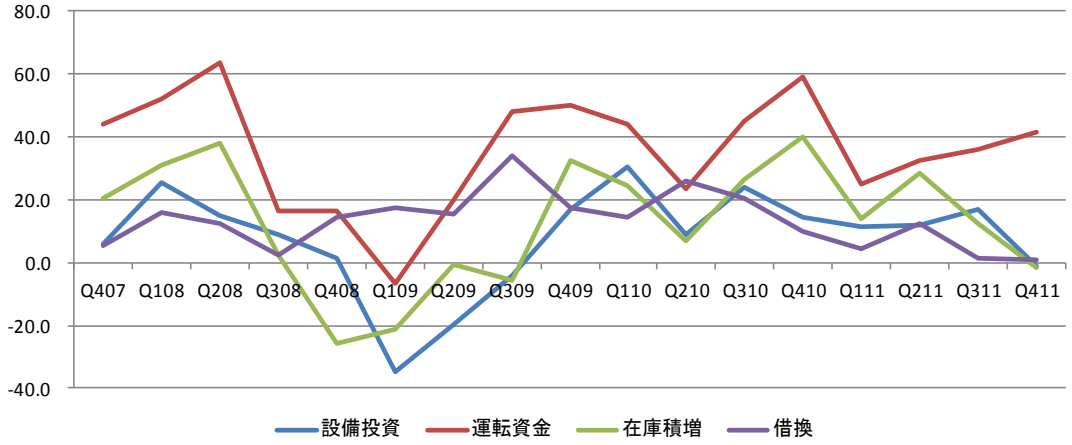

出典：タイ中央銀行

[7]前四半期と比較して、需要の増減を数値化。値が 0 の場合は、前期と変化なし。プラスの場合は、需要が増している状況、反対にマイナスの場合は需要が減少している状況を意味する。

図表 VI-19 大企業のローン資金使途 6

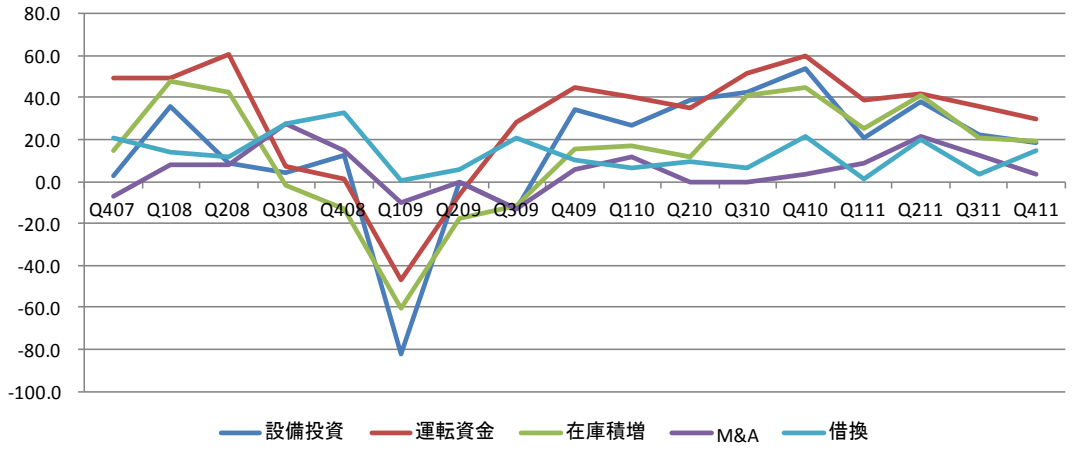

出典：タイ中央銀行

② 中小企業向け金融制度

タイでは、公的な中小企業の資金調達手段として、中小企業開発銀行による融資と、中小企業信用保証公社による信用保証が整備されている。（図表 VI-20 参照）

図表 VI-20 タイにおける中小企業向け金融制度の経緯

1964 年	• タイ国家経済社会開発委員会（NESDB）設置 • 工業省産業振興局内に、中小企業向け融資を目的に中小企業金融課（SIFO)を設立 － 100 万バーツまでの中長期貸付を優遇金利で提供
1985 年	• 小企業信用保証基金（SICGF）設立（資本金：4 億バーツ）
1991 年	• 小規模企業等信用保証公社法が施行。SICGF の業務を、小規模企業等信用保証公社（SICGC）が受け継ぐ • SIFO を改変し、中小企業金融公社（SIFC)とする － 融資上限も 500 万バーツまで引き上げられる － 融資審査承認は SIFC で行われるが、担保評価、融資実行は政府系銀行によって代理される
1999 年	• 「総合経済対策」を発表 － SICGC の強化・再編（44 億バーツに増資） － SIFC の強化（融資上限 5,000 万バーツ） － 中小企業向け金融アドバイザリーセンター（SFAC）の設立支援
2000 年	• SIFC を中小企業支援の中核にする。
2002 年	• 中小企業開発銀行法が施行され、SIFC を中小企業開発銀行（SME Bank）とする
2005 年	• SICGC から中小企業信用保証公社（SBCG）に改変（20 億バーツの増資）
2009 年	• SME Bank が 25 億バーツの増資

出典：SME Bank ホームページ、SME Bank Annual Report、SBCG Annual Report 等より

ＮＴＴデータ経営研究所作成

SME Bank による融資は、政府施策に基づく融資（政策融資）と一般融資の大きく二種類に分けられる。政策融資は、政府の育成方針に沿ったテーマへの融資を行うものであり、近年、大きな伸びを見せている。

図表 VI-21 SME Bank による融資実績

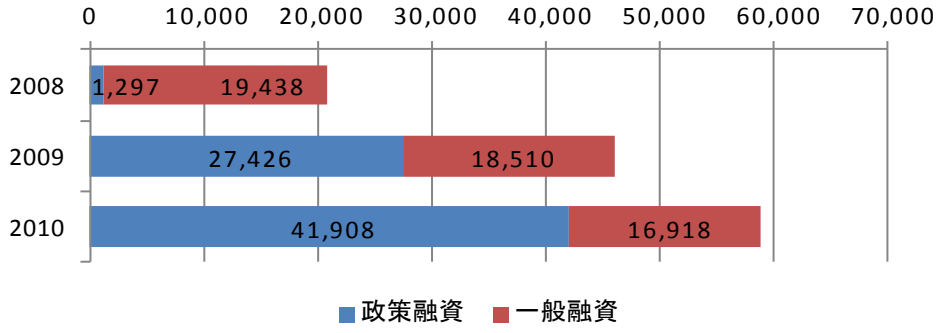

出典：SME Bank Annual Report 2010

実際の融資額を見ると、ほとんどが 500 万バーツ以下の小口融資である。（図表 VI-22 参照）

図表 VI-22 SME Bank による融資額別の割合

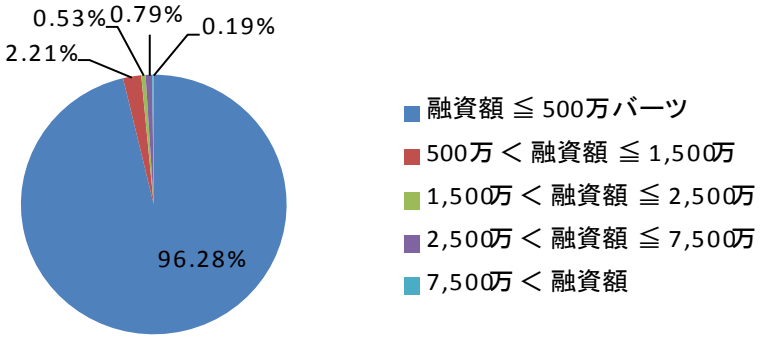

出典：SME Bank Annual Report 2010

実際に融資を受けている業種としては、小売・卸売が半数を締め、次いでサービス業となっており、工業が占める割合は 12%程度と低い。（図表 VI-23　参照）

図表 VI-23 SME Bank による融資件数の割合

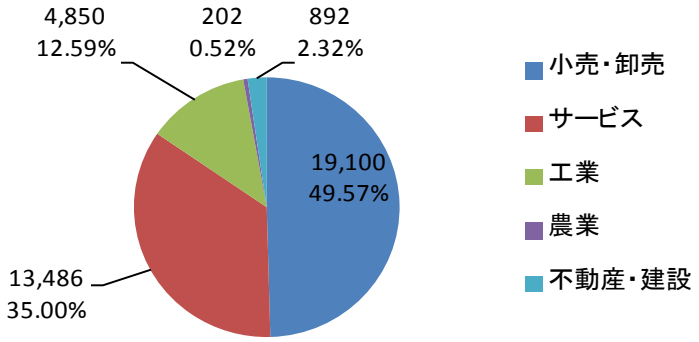

出典：SME Bank Annual Report 2010

SBCG による保証は、2009 年以降、急激な伸びを見せている。これは、2008 年、2009 年と続けて行われた SBCG の増資等による保証可能額の増加が原因と推定される。中小企業における潜在的な信用ニーズが伺える。（図表 VI-24 参照）

図表 VI-24 SBCG による保証額（承認ベース）

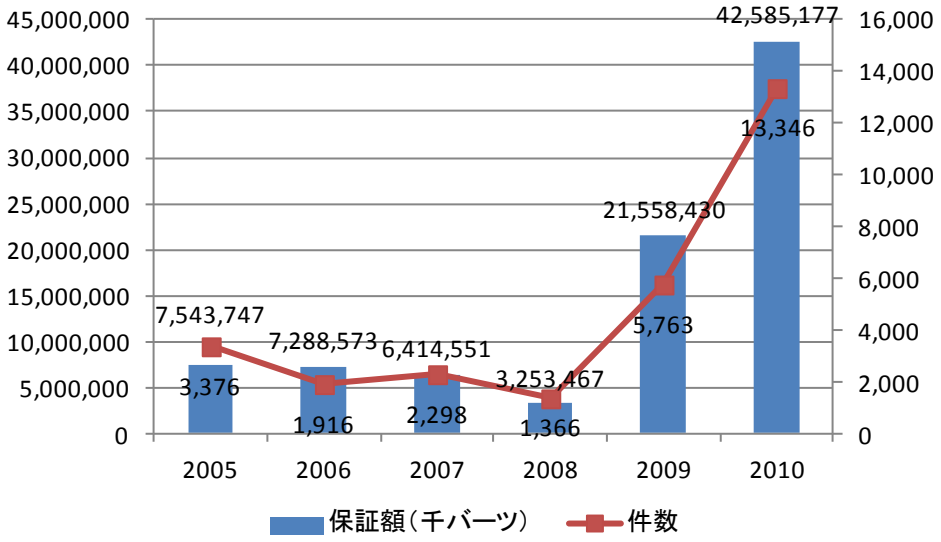

出典：SBCG Annual Report 2010

図表 VI-25 SBCG による保証スキーム

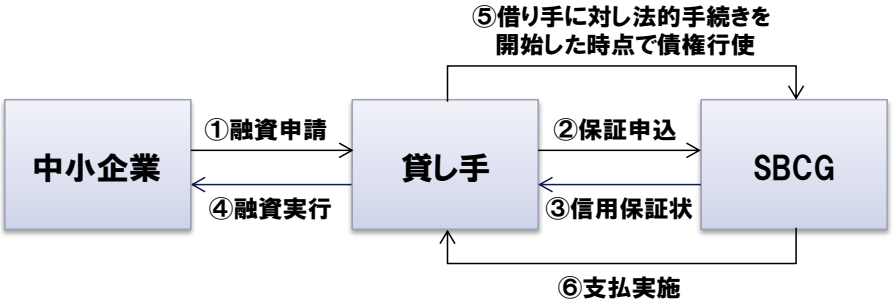

出典：SBCG Annual Report 2010

(3) 政府による代表的な中小企業支援策

① 中小企業支援策

タイと日本は 1887 年の国交樹立以降、非常に交流が活発であり、タイの政策の多くに日本の施策が取り入れられている。

タイの中小企業政策は、アジア経済危機後に本格化する。危機以前は、国内の産業振興を目指した、新規事業のための企業の設立を奨励する投資奨励法等による、裾野産業育成に主眼をおいており、中小企業を対象とした体系的な政策はなかった。投資奨励法等の効果により、1980 年代後半から外国企業のタイ進出に伴い、タイ経済は大きく成長したが、企業の経営、法制を含む社会制度は古い体質のままであり、更なる産業の高度化を目指すためには、制度、政策そのものから改革を行う必要があった。1995 年には JICA 調査団報告「タイ国工業分野振興開発計画（裾野産業）調査」の提言 17 に基づき、中小企業基本法の原案作りに着手したが、実際に法律の施行には至らず、工業省内での検討にとどまっている。

1997 年、工業省は製造業の国際競争力強化を目的とした「産業構造調整計画」の策定に着手し、98 年 1 月に同計画のマスタープラン、同年 6 月に具体的な実行計画であるアクションプランが閣議決定された。この計画は、中小企業の育成に関するものが多く、その後の中小企業政策の基本となっている。その後、工業省は、1998 年に「中小企業政策概要（Outline of Policy and Measure for SME Promotion）」を発表した。

タイ政府は、中小企業政策概要を具体化するための中小企業振興マスタープラン策定に向け、日本政府に技術協力を要請、それにより元通産省生活産業局長 水谷氏を JICA 専門家としてタイ国大蔵大臣および工業大臣のアドバイザーとして派遣、また同時に調査団も派遣している。その結果として「水谷レポート」「タイ国工業分野振興開発計画（裾野産業）フォローアップ調査報告書」を提出。これらの報告書に記載されている政策が多く取り入れられている。

1999 年には、小規模企業金融公庫、信用保証協会の強化、中小企業基金の創設、中小企業診断士制度の導入が行われ、2000 年には中小企業振興法が成立。さらに、中小企業

振興マスタープランも 2000 年 4 月に閣議了承されている。

図表 VI-26 中小企業振興法の概要

第 1 章　中小企業振興委員会

委員会の構成メンバーは下記の通り
- 委員長： 内閣総理大臣
- 副委員長：　　工業大臣
- 委員：　大蔵大臣、農業・協同組合大臣、商業大臣、労働・社会福祉省事務次官、科学技術　環境省事務次官、工業省事務次官、国家経済社会開発委員会事務局長、投資奨励委員　事務局長、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、内閣が任命する一二人以下の　識者

委員会の主な権限及び義務
- 内閣の承認を求めるため中小企業振興の政策及び計画を規定
- 中小企業の業種、形態を規定
- 中小企業の状況を内閣に提出し、年に一回以上その報告を一般に公開
- 中小企業振興行動計画の承認を審議
- 振興行動計画に沿った行動に関し、政府部門、国家機関、国営企業に助言
- 振興政策及び計画に基づき、金融、財政、租税等の基準を関係政府部門、国家機関、国営企業に提言
- 振興に係る法律の制定を関係政府部門、国家機関、国営企業に提案
- 国内外の政府部門、国家機関、国営企業、民間機関間の協力関係を強化、調整する基準を規定

第 2 章　中小企業振興事務所

事務所の目的
- 経済社会情勢と整合させるため中小企業の種類及び規模の規定に係る原則を規定
- 振興を受けるに相応しい中小企業の種類及び規模を規定し、振興政策及び計画を提言
- 関係政府部門、国家機関、国営企業、民間機関間の調整を行ない、実行計画を策定
- 国内中小企業の状況を研究し、報告をまとめる
- 中小企業振興に係る法律の改訂増補または変更について委員会に提言
- 委員会及び運営理事会の方針及び決定に基づき基金を運営
- 委員会、運営理事会、及び委員会または運営理事会が設置した小委員会の事務を担当

事務所は、予算法またはその他の法律に基づく政府部門または国営企業ではない国家機関とし、中小企業振興のための助成または支援や中小企業振興に資する他者との共同事業、株式会社または株式公開会社への出資が可能

工業省事務次官を理事長、予算局長、大蔵省代表、農業・協同組合省代表、商業省代表、投資奨励委員会事務局代表、工業振興局長、委員会が任命する有識者七人を理事、事務所長を理事兼書記とする中小企業振興事務所運営理事会を設置

第 3 章　中小企業振興基金

基金の目的
- 企業の質の向上及び能力向上をもたらす企業または企業グループの創設、改革、事業開発のための中小企業または中小企業グループへの貸付
- 行動計画に基づく業務で使用するための政府部門、国家機関、国営企業、民間機関への支援
- 中小企業の質の向上を伴う創設、事業拡張、研究、開発、振興に係る何らかの業務、共同事業、共同投資、投資への支援金または助成金
- 事務所の業務及び基金運営上の支出。

第 4 章　中小企業振興行動計画

事務所は中小企業振興政策及び計画に基づく行動のため「中小企業振興行動計画」と呼ぶ行動計画を策定し、運営理事会に提出する。運営理事会はその計画を委員会に承認を求め提出する

策定にあたっては適宜、短期計画、中期計画、長期計画のほか、中央計画、地方計画があるべきであり、以下の件についての計画、プロジェクト、業務、基準から構成される

- 地域社会、地方、遠隔地における地域のしかるべき資源の使用を考慮した中小企業の開発
- 中小企業の質の向上及び能力向上をもたらす改革及び開発のための金融上の支援及び助成
- 中小企業のための資本市場または金融市場の開発あるいは創設
- 経営、管理、マーケティング、製造、開発面での中小企業の開発
- 国内及び国外レベルでのマーケティング、市場拡大面での振興または支援
- 企業経営に係る情報面での支援、通信技術の振興
- 中小企業と大企業間の関係強化及びその支援のための振興
- 相互協力または合同事業のための中小企業のグループ化促進
- 中小企業振興及び支援目的を有する民間機関の振興、開発
- 中小企業の投資及び営業における便宜供与
- 中小企業振興、あるいは中小企業の不利または制限解消のための権利及び利益供与
- 中小企業にとって障害及びコスト増となる規則、規約、プロセス、方法、執行方法の改定
- 著作権、特許、商標、その他知的財産面での振興支援
- 中小企業の新設促進のための施策、中小企業の存続または事業拡張、国内外の他事業との競争支援に係るその他の件

② 中小企業振興行動計画

タイでは、これまで二期の中小企業振興行動計画を作成、実施してきた。

第一次（2002-2006）では、アジア金融危機からの回復と中小企業復活の支援を目的とし、具体的な戦略として、①主要な経済的･社会的メカニズムとしての中小企業の再活性化、②インフラの構築と改善そして業務運営における障害の削減、③中小企業の持続的成長を達成するための補強、④輸出部門における中小企業の能力強化、⑤新しい企業の創出と発展、⑥社会事業の役割の振興を設定していた。

続く第二次（2007-2011）では、第一次計画の結果を受け、他の振興計画との整合性をとりつつ、①企業の創世及び発展、②製造業セクターの生産性および革新能力の増大、③商業セクターの効率性およびビジネス環境の変化から生じる障壁の削減、④サービスセクターの価値創造および付加価値増大、⑤地域における中小企業振興、⑥ビジネス活動を誘引する各種支援を戦略として設定、実施している。本行動計画に関連し、2010 年度だけで 1 億 5080 万バーツの予算が割当てられている。

第三次（2012-2016）では、4 つの戦略が設定されている。①中小企業のビジネス環境に資する各種要因の整備、②中小企業の競争力構築、強化、③地域の中小企業に関する安定した成長、④国際的な経済統合に合わせた中小企業のビジネスケイパビリティの構築、強化。

これまでの振興計画における戦略の変化を見ると、第二次までに一定程度の中小企業のビジネス環境が整い、第三次としては、中小企業の持続的な成長と新たな活動の場としての海外展開を目指していると考えられる。

(4)　関連制度

① 倒産制度

タイにおける倒産制度は、英国の破産法をモデルとして 1940 年に作成された破産法で規定されている。当該破産法は、1998 年、1999 年に改正を行い現在に至っている。

従来は、清算型手続きしか規定されていなかったが、改正により再建型手続きも規定され、さらに倒産手続専門の破産裁判所が新設された。これは、一部の債権者のみが優先的に回収できてしまう清算型への批判を受けてのことであるが、清算型手続き自体の大きな変更は行われていない。

清算型手続きの場合、債権者は、次に掲げる場合に限り、債務者に対して破産の申立てを行うことができる。① 債務者が支払不能であり、②債務者が自然人である場合には 1 名又は複数の申立債権者に対して 100 万バーツ以上の額の債務を負担していること、債務者が法人である場合には 1 名又は複数の申立債権者に対して 200 万バーツ以上の額の債務を負担し、③かかる債務は、直ちに支払う義務があるか否かにかかわらず、確定額として算定することができる場合。また、資産の保全については、申立と同時に行われるのではなく、裁判所の命令を待つ必要がある。担保権を有する債権者は別除権を有し、破産手続きと無関係に権利の行使が可能である。

一方、再建型手続きでは、①債務総額 1 千万バーツ以上の債務者が、②債務超過の状態にあり、かつ③事業再建の理由と見込みがある場合 に申立を行うことができる。債権者、債務者の双方に申立権限があり、金融機関等の規制業種に関しては監督官庁による申立が行われる。さらに、資産の保全については申立の受理時点にて自動的に停止される。担保付き債権者の権利行使についても、自動停止に伴い停止される。

② 手形・小切手制度

タイでは、決済手段として一般的に小切手が利用されている。また、先日付小切手も交付されることが多くあり、民商法典上の規定はないが、商慣習的に日付前には支払わないことになっている。裁判所でもそのような慣習を支持する判例を出している。

不渡りに関しては、「小切手の使用違反に関する法律」にて規定されており、日本のように銀行取引停止という状態にはならず、不渡りを出した者は 6 万バーツ以下の罰金もしくは 1 年以下の懲役、または両方が科されるとされている（4 条）。ただし、これは親告罪であり、和解により解決することも可能（5 条）である。

近年、小切手決済に関するインフラ整備が進められており、首都圏の交換を木手とする「Electronic Cheque Clearing System」と、地方等それ以外の地域をカバーする「Provincial Cheque Clearing System」の 2 種類が存在した。2 つのシステムの非効率性、遠隔地決済における要する時間の長さを解消するため、2010 年 2 月より「Imaged Cheque Clearing and Archive System (ICAS)」が順次導入されつつある。ICAS は、タイ中央銀

行と 38 の銀行が共同開発するもので、小切手を画像処理して決済し、画像データを保管することができる。これまで、3 営業日を要していた小切手決済の時間を 1 営業日に短縮できるようになり、2012 年までに全土をカバーする予定である。タイ中央銀行はこの新システムの開発に 3 億バーツ以上を投資、銀行も 38 行合計で 20 億バーツ近い資金を投資している。

③ 信用情報制度

タイの信用情報制度については、1961 年にタイ中央銀行による信用情報データベースの構築がその端緒と言える。しかしながら、実際には十分なデータ登録がなされず、実態を反映するものではなかった。しかしながら、1997 年のアジア金融危機を契機に、金融機関を始めとするタイ国内での信用情報の重要性の再認識に伴い、1998 年 7 月、財務省は、信用情報センターの設立を政府住宅銀行に命じ、2000 年に Thai Credit Bureau Co., Ltd. が設立された。一方、タイ中央銀行、タイ銀行協会も信用データセンターを設立するための方針を発表し、財務省下に Central Credit Information Services Co.,Ltd.を設立した。

いずれの信用情報データベース機関も、信用情報データベース機関事業法（Credit Bureau Business Act）の施行に合わせ、2002 年に営業を開始した。

2005 年、Central Credit Information Services Co.,Ltd.は、Thai Credit Bureau Co.,Ltd.の全株式を取得して合併し、登録資本を 2 億 5000 万バーツに増資した。2005 年 5 月 19 日には、National Credit Bureau Co., Ltd.に改名している。当該機関の株式は、13 の商業及び政府銀行が保有している。

信用情報は、信用分析とクレジットカードの申込を受けて情報を利用したい利用者に、情報所有者から事前承認を得た後、開示される。ポジティブ情報、ネガティブ情報の双方が蓄積され、ネガティブ情報については、情報の保管期間に制限（消費者信用の場合は 3 年、商業信用の場合は 5 年）がある。ちなみに、タイには国民 ID 制度が導入されているため、個人の特定は容易に行うことができる。

2008 年 2 月時点で、参加者数は 81 あり、個人では 1,600 万人に関する 5,600 万件の情報、法人では 20 万事業主体に関する 400 万件の情報が蓄積されている。ヒット率は、おおよそ 80%程度と言われている。

4　IT 利用の状況

(1)　銀行間決済インフラの整備状況

タイでは、銀行間決済システムとして、タイ中央銀行が管理する大口決済向けの BAHTNET と NITMX(National Interbank-Transaction Management and Exchange)が管理する小口決済向けの SMART が整備されている。

BAHTNET に関しては、2006 年以降、それまで最も多かった外資系銀行の決済額を国内銀行が超え、大きな伸びを見せている。また、証券会社、保険会社等のその他金融機関も、近年大きく伸びている。（図表 VI-27　参照）

図表 VI-27 BAHTNET による決済額

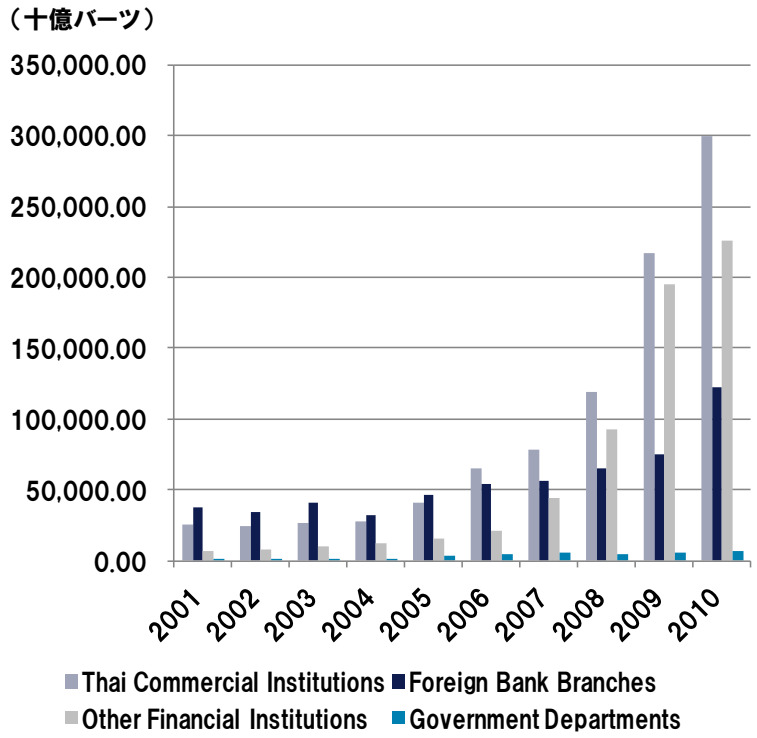

出典：タイ中央銀行

小口決済としては、個別の送金を取り扱う Counter ORFT とバルクの送金を取り扱う DC2（同日決済）、DC3（翌日決済）、DD3（翌日決済）がある。分野別に見ると、特に「Goods & Services」の伸びが大きい。（図表 VI-28、図表 VI-29　参照）

図表 VI-28 タイにおける小口決済件数

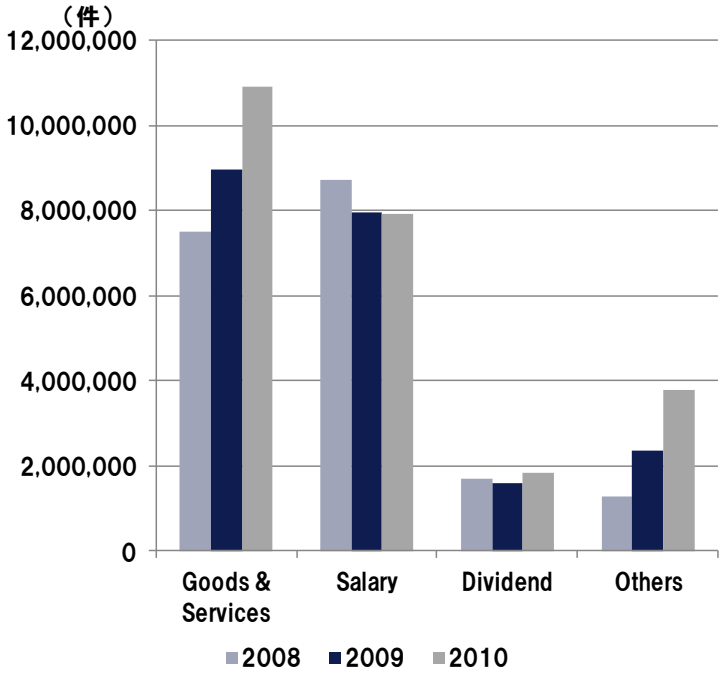

出典：タイ中央銀行

図表 VI-29 タイにおける小口決済額

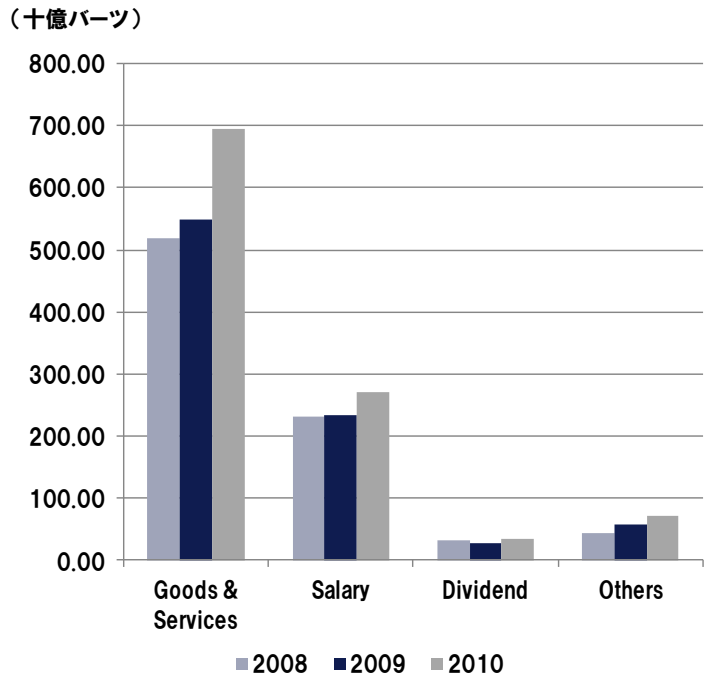

出典：タイ中央銀行

(2)　一般企業等におけるＩＴの利用状況

タイのインターネット普及率は 23.9%と、東南アジア諸国の中では高い普及率となっている。ただし、インターネット接続は、ダイヤル・アップによる加入者数が大部分を占めており、ブロードバンド加入者の多くは首都に集中している。

図表 VI-30 タイにおけるインターネット普及状況

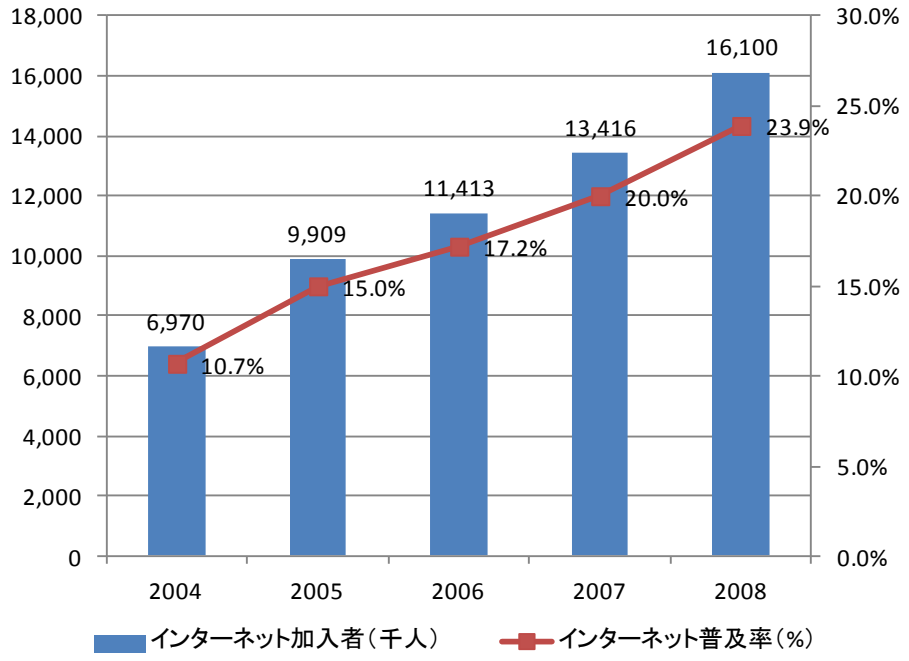

出典：ITU2010

タイ政府は 2002 年に、2001 年から 2010 年の国家情報技術政策の枠組みである「IT2010」を策定、同年 9 月には、議会は 2002 年から 2006 年の期間を対象とする「国家 ICT マスタープラン（National ICT Master Plan）」を策定した（その後、2008 年まで延長）。その後、2009 年 8 月には、2009 年から 2013 年の期間を対象とする「第 2 期タイ ICT マスタープラン（Second Thailand ICT Master Plan）」を閣議決定し。続けて 2010 年 11 月には、「国家ブロードバンド政策（National Broadband Policy）」を閣議決定し、ブロードバンドの人口普及率を 2015 年までに 80%、2020 年までに 95%とする目標を定めた。

VII. 展望

本項では、調査全体を振り返り、調査対象国 4 カ国における電子記録債権の導入可能性と今後の進め方について記載する。

1　4 カ国調査結果のまとめ

(1)　整理軸について

電子記録債権導入に対する影響の内容から、調査項目を以下の通り分類して整理した。

I. 基礎要件…電子記録債権導入に際して当該要件を満たしていることが必須、或いは要件を満たさない場合の支障が大きいと考えられる事項

II. 導入促進要因…当該要因が電子記録債権導入を促進すると考えられる事項

III. 導入可能性（客観的事実に基づく導入可能性）…インタビュー等により、客観的な状況からニーズが想定される事項

IV. 導入可能性（直接的需要に基づく導入可能性）…インタビュー等によって、直接的に関係当事者のニーズが確認できた使用方法

但し、基礎要件及び導入促進要件については、今後の制度・インフラ面を主とした詳細な導入可能性検討の中で、更に具体化していくものと考えており、これで全ての条件をクリアしているという訳ではない。

図表 VII-1 調査結果整理軸

電子記録債権導入に対する影響			調査項目	調査結果の記載（特に電子記録債権導入に影響するポイント）
Ⅰ基礎要件			a)法制度	債権に関わる法制度が整備されているか
			b)決済インフラ	銀行間決済或いはそれに代替するような決済インフラが整備されているか
			c)現地当局の理解	当局が電子記録債権の概念について理解できるか
Ⅱ導入促進要因			a)ITインフラ	ITインフラの整備が進んでいるか
			b)企業数	現地企業・日系進出企業は何社あるか
Ⅲ導入可能性	客観的事実に基づく導入可能性	モデルⅠ・モデルⅡ	a)産業特性	「内需追求型×現地調達」型産業構成か 「加工輸出」型産業構成か 「サプライチェーンを構築しているか」
		現地資金調達の円滑化	b)企業間信用の発生	企業間信用が醸成されているか否か
			c)現地企業の資金需要	企業側に資金調達の需要が存在するか
			d)中小企業向け融資の提供状況	中小企業向け融資において、資金供給が不十分さや、金利高等の課題が存在していないか
			e)信用情報インフラの整備状況	企業が閲覧可能な信用情報は存在するか。その情報は、量・質とも足りているか 金融機関が利用可能な信用情報の情報は量・質とも足りているか
		紙媒体の電子化	f)手形・小切手制度	紙の手形・小切手制度は存在しているか。実際にどの程度利用されているか
			g)手形・小切手の電子化の状況	手形・小切手に関わる決済インフラはシステム対応されているか 電子化（e-check,電子債権）されているか
		決済確約	h)決済遅延の発生状況	決済遅延は発生しているか
			i)不渡制度	現行の小切手制度において不渡制度は存在するか/どの様な内容か どの程度支払いの確実性に影響しているか
			j)倒産制度	倒産制度において、倒産の為の要件としてどの様な内容が規定されているか
	直接的需要に基づく導入可能性		a)現地ニーズ	現地当局、金融機関、企業は、電子記録債権をどの様な用途に活用したいと考えているか
			b)日系ニーズ	日系金融機関、企業は、電子記録債権をどの様な用途に活用したいと考えているか

(2)　整理結果について

各国の調査結果について以下の通り整理した。

図表 VII-2 調査結果整理表(1/2)

電子記録債権導入に対する影響		調査項目	ベトナム	カンボジア	インドネシア	タイ
Ⅰ基礎要件		a)法制度	●民法 担保について規定	●土地法 不動産担保について規定 ●担保取引法 動産・権利・無形資産、口座、担保付売買契約、委託品・リース品、担保物の収益等に関わる担保について規定	●譲渡担保法 債務履行を担保するため、担保目的物の所有権を債権者に移転することによって弁済を強制する担保物権	●事業担保法 動産担保および債権担保の登記を行うことにより、担保権者の権利を明確化させる。また、担保実行に代物弁済による売却制度を取り入れて金融を得やすくすることができる
		b)決済インフラ	●大口・小口：CITAD（銀行間決済システム）	●クリアリングハウスのシステム対応（2009年）：同システムに、銀行間決済等の決済インフラも機能追加意向	●大口決済：BI-RTGS ●小口決済：SKNBI（ナショナルクリアリングシステム）	●大口決済向け：BAHNET ●小口決済向け：SMART（NITMX※が管理）
		c)現地当局の理解	●理解できた	●理解できた	●理解できた	●インタビュー未実施
Ⅱ導入促進要因		a)ITインフラ	●インターネット普及率30.8% ●企業におけるインターネット普及率は98%(2009年)、大企業では100%ネット接続がある。	●インターネット普及率1.30% ●韓国や日本からの借款による通信ネットワーク整備を進めている	●インターネット普及率1.38% ●インターネット普及率は低いものの、携帯電話普及率が高く（2008年61.83%）、電話回線によるデータ授受は可能	●インターネット普及率23.9% ●ダイアルアップによる加入者が多い。 ●ブロードバンド人口普及率目標：2015年までに80%、2020値までに95%
		b)企業数	日系企業454社 現地企業257万社	日系企業14社 現地企業1万社	日系企業692社 現地企業5,126万社	日系企業1,675社 現地企業45.8万社
Ⅲ客観事実からの導入可能性	モデルⅠ・モデルⅡ	a)産業特性	●「加工輸出」型産業構成 ●現地国内におけるサプライチェーン未構築	●「加工輸出」型産業構成 ●現地国内におけるサプライチェーン未構築	●「内需追求型×現地調達」型産業構成 ●現地国内におけるサプライチェーン構築済	●「内需追求型×現地調達」型産業構成 ●現地国内におけるサプライチェーン構築済
	現地資金調達の円滑化	b)企業間信用の発生	●現金中心で売掛・信用供与の慣習はあまり無い ●長くて2,3カ月程度の売掛金	●現金主体 ●長くて1カ月程度の売掛金	●売掛・信用供与の慣習はある ●1カ月程度のサイトが多いが6カ月等の長期債権もあり	●売掛・信用供与の慣習はある ●上場企業より非上場企業の方が企業間信用による調達が多い
		c)現地企業の資金需要	●課題あり 資金繰難・金利高	●課題あり 資金繰難・金利高	●課題あり 資金繰難・担保不足	●課題あり 38.5%の中小企業が追加的資が「至急必要」「必要」
		d)中小企業向け融資の提供状況	●不十分 担保不足と金利高により中小向け融資が進んでいない	●信用保証会社は3機関あり	●不十分 国際機関等が中小企業向け資金供給のため、現地銀行支援をしているが効果が不十分	●公的金融機関による融資と信用保証機関による保証制度あり
		e)信用情報インフラの整備状況	●金融機関向け信用情報センター（ベトナム国家銀行設立）	●金融機関向け信用情報センター（インドネシア銀行）	●金融機関向け信用情報センター（カンボジア国立銀行が任意加盟の仕組みとして設立）	●金融機関向け信用情報センター（商業銀行と政府銀行が共同出資）

※NITMIX:　National Interbank-Transaction Management and Exchange

図表 VII-3 調査結果整理表(2/2)

電子記録債権導入に対する影響		調査項目	ベトナム	カンボジア	インドネシア	タイ
Ⅲ客観事実からの導入可能性	紙媒体の電子化	f)手形・小切手制度	●制度としては、小切手・約束手形・為替手形が存在	●制度としては、小切手・約束手形・為替手形が存在 ●先日付小切手や裏書譲渡も可能	●制度としては、小切手・約束手形・為替手形が存在	●小切手制度が存在。先日付小切手の仕組みがある。
		g)手形・小切手の電子化の状況	●電子化未済	●電子化未済	●電子化未済	●電子化未済
	決済確約	h)決済遅延の発生状況	●「代金回収が困難」3.2%	●n/a 現金主体の為遅延は少ないと推定される	●「代金回収が困難」4.1%	●「代金回収が困難」1.6%
		i)不渡制度	●不渡り通知を受けた受益者は裁判を開始する権利を有する	●警告、懲戒、幾つか/全ての手形・小切手取引もしくは送金手続きの12カ月を超えない期間の禁止、不渡りとなった券面額の5-100%の罰金等の制裁措置の定めあり	●6カ月以内に小口不渡り3回、もしくは大口不渡り1回を出した場合、ブラックリストに掲載され、1年間銀行取引停止となる	●6万バーツ以下の罰金もしくは1年以下の懲役、又は両方が課される。 ●但し、和解によって解決することも可能
		j)倒産制度	●破産法 無担保の債権者から請求のあった期限の到来した債務を支払うことができない場合	●破産法 債権者からは、累積500万リエル以上の債務支払いを債務者が行わなかった場合に破産請求可能となり、債務からの破産請求は支払義務の放棄から30日以内に申し立てが義務付け。	●破産法 複数の債務を有する債務者が、少なくとも一つ以上の債務について弁済期が到来しているにも関わらず履行できない場合、破産となる	●破産法 清算型手続きに加え、再建型手続きの定めあり。 清算型は債権者、再建型は債権者・債務者双方に申し立て権限がある
Ⅳ直接的需要に基づく導入可能性		a)現地ニーズの確認	●信用情報への活用(特に企業向け)	●信用情報への活用(特に企業向け)	●資金調達 ●信用情報への活用 ●債務保証への活用	●n/a
		b)日系ニーズの確認	●信用情報への活用(特に企業向け)	●信用情報への活用(特に企業向け)	●ファクタリング ●売掛債権担保融資への活用 ●資金調達 ●不正防止	●n/a

2 調査対象国における導入可能性

調査の整理結果から、対象国 4 カ国それぞれについて、以下に、電子記録債権導入に関わる基礎要件の充足状況、導入促進要因の有無、客観的事実及び直接的需要から導出される具体的な導入可能性について整理する。

(1) ベトナム

① 基礎要件

基本的な債権に関わる法制度が整備されており、銀行間決済システムも存在している。また、電子記録債権に対する当局の理解も得られたことから、電子記録債権導入に関わるこれらの基礎要件は満たしていると考えられる。

② 導入促進要因

インターネット普及率が高く、現地企業数、及び日系進出企業も多いことから、電子記録債権導入を促進要因が認められる。

③ 客観事実からの導入可能性

まず「モデル 1」については、「加工輸出型産業」が多いベトナムでは、日本と対象国における資金移動が少ないことが想定される為[8]、導入ニーズは低い可能性がある。「モデル２」に関しては、現時点現地国内においてはサプライチェーンが構築されていない為、電子記録債権を導入しても、債権が転々流通していくことは期待し難い。しかしながら、日本の制度を参考とした裾野産業育成計画等が功を奏せば、国内のサプライチェーンがより充実したものとなることも想定される。電子記録債権を裾野産業の育成プログラムの一つとして導入することも考えられる。

次に、「現地資金調達の円滑化」については、中小企業金融が十分に提供されておらず、資金調達ニーズが高いことから債権の資金化ニーズは高いと考えられる。一方、ベトナムの企業間信用は日本よりも短期であることや、ベトナム国内での調達金利の高さからインフォーマルな資金調達を行う企業もあることから、債権を活用した資金調達の効果は限定的になる可能性も指摘できる。ただし、電子記録債権を担保とした融資という新たなスキームの導入や国の産業育成の一環として、例えば低金利での融資を可能とするような施策と合わせ、インフォーマルな資金調達をフォーマルな場に引きずり出すことも考えられる。

「紙媒体の電子化」については、手形は一般的に使用されていない為、「紙の電子化」による電子記録債権の導入は困難であるが、小切手は利用されており、小切手の電子化という面での導入可能性は考えられる。

ベトナムでは、現金或いは短期の企業間信用による決済が主流であることから、現時点において決済遅延はそれ程大きな問題ではなく、債権に「支払確約」性を持たせるニーズは想定し難い。但し、今後の企業間信用の醸成に伴い、或いは、醸成を支援する仕組みとして電子記録債権の「支払確約」の性質が活かされる可能性はある。

④ 直接的需要に基づく導入可能性

企業向けの信用情報に電子記録債権の決済データを活用するニーズが、インタビューにて日系、現地双方から確認できた。

以上の通り、ベトナムについては、基礎的な要件や導入促進要素は認められる。また、決済インフラも一定程度整備されており、電子記録債権を導入する環境はある程度整えられているとも言える。ただし、国内のサプライチェーンが十分に構成されていないため、現段階での積極的な利用シーンは想定し難い状況にはあるが、国策や経済成長を鑑みると、

[8] 加工輸出の場合、調達・輸出先ともにグループ企業であることが多く、限定的な取引先との継続的取引がなされているケースが多い為、国際的な資金移動が行われることが少ないと想定される。

電子記録債権制度を国内産業の育成施策の一つとして捉え、積極的な導入に踏み切る可能性も考えられる

直接的な需要としても、決済データの信用情報への活用については、インタビューにてニーズが挙げられている。

(2) カンボジア

① 基礎要件

基本的な債権に関わる法制度が整備されており、小切手のクリアリングシステムが存在している。また、電子記録債権に対する当局の理解も得られたことから、電子記録債権導入に関わる基礎要件を満たしていると考えられる。

② 導入促進要因

インターネット普及率が極めて低く、現地企業数、及び日系進出企業も少ない。従って、電子記録債権導入を促進する要素としては弱い。

但し、カンボジアの企業はプノンペン周辺に集中しているため、当該地域に限定した導入を図る等により、インターネット普及率の低さを解消できる可能性もあり、これらの要素が導入を阻害するまでの要因にはなっておらず、また携帯電話の普及率が約 6 割に達していることから、利用者側の媒体としては、他の通信手段以外を検討することも考えられる。

③ 客観事実からの導入可能性

まずモデル１・２の導入可能性については、「第一次産業」もしくは「加工輸出型産業」が多いことから、日本との間の国際資金移動が少ないと想定される為、「モデル１」の利用ニーズは想定し難い。「モデル２」については、現地国内にサプライチェーンが構築されていない為、現時点において電子記録債権を導入しても、債権が転々流通していくことは期待し難い。ただし、カンボジアについては経済が未発達で、現在急速に経済が発展しつつある状況（GDP 年間平均成長率約 15%）のため、今後の産業政策如何によっては、急速に国内産業及び国内サプライチェーンが育成されていく可能性も想定される。

次に、「現地資金調達の円滑化」については、中小企業の資金繰りに課題が見られることから、ニーズが認められる。但し、カンボジアの中小企業は、従業員４名以下等の極めて零細な企業が多く、現金決済が基本で、ごく一部の大企業で極めて短期の企業間信用が醸成されている程度である。従って、資金調達の円滑化への影響は限定的と考えられる。

「紙媒体の電子化」については、小切手決済システムを e-check 化していく等の可能性は想定される。現在、政府が現金から小切手へ決済手段のシフトを図ろうとしている段階にあるため、まずは e-check を導入し、企業間信用の醸成を促進しながら、電子記録債権にシフトする等、段階的な導入を図ることが考えられる。特に、カンボジアでは、小切手

に「裏書譲渡」が認められている事等から、小切手を手形的に利用することも可能であり、小切手を活用した企業間信用の醸成の可能性は十分に想定される。

債権に「支払確約」性を持たせるニーズは、現金決済が主流であることから、現時点では想定し難いが、上述の e-check 化等と併せて、企業間信用の醸成を支援するツールとしても、「支払確約」性を併せて付与していくことが考えられる。

④　直接的需要に基づく導入可能性

カンボジアでは、特に企業向けの信用情報に電子記録債権の決済データを活用するニーズが、インタビューにて日系、現地双方から確認できた。

以上の通り、カンボジアについては、基礎的な要件や導入促進要素は認められるものの、企業間信用の醸成がなされない状況にあるため、現段階において、具体的に債権を活用するニーズはあまり多くはない。但し、政府として小切手決済を推進していく方針があることから、まずは e-check 化等の決済インフラの整備を図り、支払確約性を付与することで企業間信用の醸成を促進し、ある程度の国内企業の成長と企業間信用が醸成された段階で e-check を電子記録債権に移行していくことが想定される。

決済データの信用情報への活用については、ニーズは挙げられたものの、電子記録債権を活用するニーズではなく、それが浸透したことを前提としてのニーズであるため、現段階でそれだけを理由に導入を決定することは困難と考えられる。

(3)　インドネシア

①　基礎要件

基本的な債権に関わる法制度が整備されており、大口・小口の決済システムが存在している。また、電子記録債権に対する当局の理解が得られたことから、電子記録債権導入に関わるこれらの基礎要件は満たしていると考えられる。

②　導入促進要因

現地企業数、及び日系進出企業は多いため、企業数（利用者想定数）の面で導入促進要素が認められる。インターネット普及率は低いものの、携帯電話によるデータ授受によって、代替する可能性も考えられるため、導入の阻害要因ではない。

③　客観事実からの導入可能性

まず「モデル１」の導入可能性については、「内需追求型」かつ「現地調達型」の産業構造となっている為、日本との間の国際資金移動が少ないと想定されるため、導入可能性は想定し難い。「モデル２」については、現地国内にサプライチェーンが既に構成されているため、導入の可能性が認められる。

次に、モデル２のうち、「現地資金調達の円滑化」については、中小企業の資金繰りに

課題が見られること、企業間信用も醸成されていることから、債権を活用した資金調達ニーズ及び可能性が認められる。

「紙媒体の電子化」については、小切手の e-check 化の可能性は想定される。但し、手形は存在していないこと、企業間信用が既に存在しており、銀行送金等による決済が既に浸透していることを考慮すれば、インドネシアの場合は、小切手の電子化から電子記録債権に発展させていくよりも、既に発生している債権の電子化を図る方策をとるべきと考えられる。

「支払確約」としての手形機能の付与については、インドネシアでは、事務処理の遅延等に伴い支払い遅延が問題になっているため、可能性が認められる。

④　直接的需要に基づく導入可能性

インドネシアについては、現地当局から、金融機関向け「信用情報への活用」と「企業の資金調達」、現地金融機関から「債務保証への活用」のニーズが確認され、日系企業・金融機関からは、「ファクタリング」、「売掛債権担保融資への活用」、「資金調達」、「不正防止策としての活用」といったニーズが挙げられた。

実際、ファクタリングや売掛債権担保融資等、債権回収や債権の資産としての活用に関わる金融サービスが既に存在している為、具体的な利用ニーズが複数挙げられたものと想定される。

以上の通り、インドネシアについては、基礎的な要件及び導入促進要素ともに認められるのみではなく、企業間信用の醸成や国内サプライチェーンの構成から、電子化の対象たる債権の存在、債権流通の可能性ともに認められる。

電子記録債権の様な制度は存在しないものの、既に債権を資産として活用した、ファクタリング、売掛債権担保融資等の具体的なサービスも提供されていることから、それらのサービスを電子化していくところから導入を推進していくことで導入を円滑に進めるものと考えられる。また、この様に、電子記録債権の活用ニーズが複数認められることから、導入に際して決済データを信用情報に活用していくことも考えられる。

ただし、インドネシアについては、既に決済インフラの整備がある程度進んでおり、一部他の規制等との調整の必要等の指摘も受けていることから、今後、検討を具体化させていく場合には、インドネシアの既存制度面等についても詳細に調査していく必要がある。

(4)　タイ

①　基礎要件

基本的な債権に関わる法制度が整備されており、大口・小口の決済システムが存在している。但し、現地インタビューは未実施のため、現地当局の理解については確認がとれていない。

② 導入促進要因

現地企業数、及び日系進出企業ともに多いため、企業数（利用者想定数）の面で導入促進要素が認められる。インターネット普及率は２割程度であるものの、国内のブロードバンド普及率を 2015 年までに 80%とする目標も掲げられていることから、IT インフラの面でも促進要素になると考えられる。

③ 客観事実からの導入可能性

まず「モデル１」については、「内需追求型」かつ「現地調達型」の産業構造となっている為、日本との間の国際資金移動が少ないと想定されるため、利用ニーズの少なさから導入可能性は想定し難い。「モデル２」については、現地国内にサプライチェーンが既に構成されているため、導入の可能性が認められる。

次に、「現地資金調達の円滑化」については、中小企業の資金繰りに課題が見られること、企業間信用も醸成されていることから、債権を活用した資金調達ニーズ及び可能性が認められる。

「紙媒体の電子化」については、小切手の e-check 化の可能性は想定される。但し、手形は存在していないこと、企業間信用が既に存在しており、銀行送金等による決済が既に浸透していることを考慮すれば、タイの場合は、小切手の電子化から電子記録債権に発展させていくよりも、既に発生している債権の電子化を図る方策をとるべきと考えられる。

タイでは、支払い遅延がそれ程問題になっているとの情報は確認できていない。この点については、今後、現地調査等によって確認していく必要がある。

④ 直接的需要に基づく導入可能性

タイについては現地調査を実施していない為、直接的需要は確認できていない。

以上の通り、タイについては、基礎的な要件及び導入促進要素ともに認められるのみではなく、企業間信用の醸成、サプライチェーンの構成ともに進んでいることから、債権を電子化して資金調達や債権流通に活用していく等の可能性が考えられる。

但し、具体的なニーズ、活用方法等については、今後、現地調査を実施する等により追加調査の必要がある。

3 今後の進め方

今年度の調査では、前年度調査における文献調査の結果の確認と、企業間信用等の実態把握、及び電子記録債権に関わる関係者ニーズの確認を行うことで、ビジネスモデルとしての観点から導入可能性を検討してきた。

その結果、対象国いずれにおいても、電子記録債権導入の基礎要件は満たしていたことから、今後は、調査対象国に関わる詳細検討と、調査対象国を拡大して検討を進めていく

ことが考えられる。

詳細検討については、法制度面を中心として、電子記録債権の導入に際して前提として必要な基礎要件の洗い出し、検討が必要と考えられる。電子記録債権は、他の国に無い制度である為、日本側において関連する法制度、課題となる事項等を整理した上で、相手国に説明していく必要がある為である。

対象国の拡大については、今般の調査対象国４カ国のいずれにおいても導入可能性が認められたことから、未だ調査未着手の国について対象を拡大して検討することも必要と考える。拡大した調査対象国については、これまでと同様、文献調査と現地において実態把握と関係者の意向、ニーズを確認していく必要があると考える。